

令和 6 年度
包括外部監査結果報告書

水道事業について

令和 7 年 3 月
札幌市包括外部監査人
大西 啓二

内容

第 1	外部監査の概要	1
1. 1	外部監査の種類	1
1. 2	外部監査のテーマ	1
1. 2. 1	選定したテーマ	1
1. 2. 2	テーマの選定理由	1
1. 3	外部監査の方法	1
1. 3. 1	監査の要点	1
1. 3. 2	監査手続	1
1. 3. 3	監査対象期間	2
1. 3. 4	外部監査の実施日程	2
1. 3. 5	外部監査人及び補助者の氏名及び資格等	2
1. 3. 6	利害関係	2
第 2	監査対象の概要	3
2. 1	札幌水道のあゆみ	3
2. 2	札幌市水道局の概要	3
2. 2. 1	基本理念と目標	3
2. 2. 2	主要指標の平成16年度以降実績	6
2. 2. 3	水量等の過去 5 年間の推移	8
2. 2. 4	業務統計	11
2. 2. 5	施設	20
2. 2. 6	業務分析	25
2. 2. 7	水道事業の過去 5 年間の推移	26
2. 2. 8	水道料金等の推移	29
2. 2. 9	組織	36
2. 3	一般財団法人さっぽろ水道サービス協会	45
第 3	外部監査の結果	48
3. 1	外部監査の指摘事項及び意見の基準について	48
3. 2	総務部 総務課	51
3. 2. 1	入札告示の誤記について	51
3. 2. 2	事後審査書類について	52

3. 2. 3	入札書受付時間について	53
3. 2. 4	指名見積合せの中止について	53
3. 2. 5	特定随意契約（少額）について	54
3. 2. 6	くじ引きについて	55
3. 2. 7	参考見積と実際の入札価格との乖離について	56
3. 2. 8	庁用自動車リース契約について	57
3. 2. 9	リース契約車両修繕補償金について	59
3. 2. 10	係数の設定方法について	60
3. 2. 11	個人情報取扱安全管理基準について	62
3. 2. 12	本局庁舎の除雪開始時間について	63
3. 2. 13	除排雪の入札参加資格について	63
3. 2. 14	電力調達契約の入札参加予定者からのデータ提供依頼について.....	64
3. 2. 15	本局庁舎1階の身障者用トイレについて	64
3. 2. 16	規程の名称（札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領）について	65
3. 2. 17	水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することについて	65
3. 2. 18	不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書の記載漏れについて.....	67
3. 2. 19	車両リースについて	67
3. 2. 20	水道記念館来場車両等誘導警備業務における入札参加資格の審査について.....	68
3. 2. 21	平岸配水池用地（行政財産）について	68
3. 3	総務部 財務課.....	69
3. 3. 1	研修施設の目的外使用許可について	69
3. 3. 2	目的外使用許可における営利非営利の基準について	70
3. 3. 3	目的外使用許可の追加変更について	71
3. 3. 4	自動販売機の設置に係る目的外使用許可について	73
3. 3. 5	水道局発注工事に関する土地の目的外使用許可について.....	74
3. 3. 6	出納取扱金融機関等検査について	75
3. 3. 7	情報機器等の収集運搬及び処分業務について	76
3. 3. 8	無用な特定随意契約について	78
3. 3. 9	「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札幌市水道局会計規程」の関連性について	79
3. 3. 10	特別損益の中の水道料金調定及び調定減額の表示について.....	81
3. 3. 11	貸倒懸念債権に対する回収可能性の検討について	82
3. 3. 12	賞与引当金の計上のバックテストについて	83
3. 3. 13	P C Bに係る引当金の計上について	84
3. 3. 14	決算スケジュールへの前期比較の織込みについて	85
3. 3. 15	予算における一時借入金の限度額の設定について	86
3. 3. 16	無形固定資産におけるソフトウェアの独立表示について.....	87
3. 3. 17	平岸庁舎の固定資産明細書上の表示について	87
3. 3. 18	札幌市水道局会計規程第105条について	88
3. 3. 19	固定資産台帳システムについて	88

3. 3. 20	固定資産実査について	89
3. 3. 21	固定資産台帳への登録漏れについて	89
3. 3. 22	建設仮勘定の計上対象となる支出について	90
3. 3. 23	旧宮の森B配水池用地（普通財産）について	90
3. 3. 24	旧宮の森Eポンプ場用地（普通財産）について	91
3. 3. 25	旧平岡資材置場用地（普通財産）について	91
3. 3. 26	中沼資材置場用地（普通財産）について	92
3. 3. 27	水道料金の定期的な見直し検討について	92
3. 4	総務部 企画課	93
3. 4. 1	個人情報取扱安全管理基準適合評価書について	93
3. 4. 2	札幌水道じっかんキャンペーンについて	95
3. 4. 3	水道記念館業務日報について	96
3. 4. 4	水道記念館の来場者増加のための企画について	97
3. 4. 5	水道記念館ホームページにおけるバリアフリー案内について	98
3. 4. 6	水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務の入札参加資格について	98
3. 5	総務部 営業課	99
3. 5. 1	債権放棄の通知について	99
3. 5. 2	個人破産の場合の債権放棄について	104
3. 5. 3	財産調査の同意書について	105
3. 5. 4	履行延期の特約等について	107
3. 5. 5	家事用と家事以外用の区別について	113
3. 5. 6	使用用途変更届について	115
3. 5. 7	還付命令書について	116
3. 5. 8	特例料金適用申請書について	116
3. 5. 9	検針業務マニュアルについて	117
3. 5. 10	認定減額に伴う使用水量決定について	117
3. 6	総務部 中部料金課	119
3. 7	総務部 北部料金課	119
3. 7. 1	多数回かつ長期にわたる誓約書（支払計画書）の提出について	119
3. 7. 2	検査合格年月日の誤りにについて	120
3. 7. 3	簿冊の綴り間違いについて	121
3. 8	総務部 南部料金課	121
3. 9	給水部 計画課	121
3. 9. 1	健康診断（検便）業務について	121
3. 9. 2	入札参加条件について	123

3. 9. 3 石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について.....	123
3. 10 給水部 工事課.....	124
3. 10. 1 本局庁舎の大規模な設備更新について	124
3. 11 給水部 給水課.....	125
3. 11. 1 盗難被害について	126
3. 11. 2 棚卸マニュアルの整備について	126
3. 11. 3 量水器（水道メーター。以下「水道メーター」という。）の修繕後の受 入価格について	129
3. 12 給水部 給水装置課.....	131
3. 12. 1 申請自粛の勧告について	131
3. 12. 2 小規模貯水槽水道の衛生管理の充実について	133
3. 13 給水部 中部配水管理課.....	135
3. 14 給水部 北部配水管理課.....	135
3. 14. 1 水質相談処理票におけるチェック欄の記載について.....	136
3. 14. 2 水質相談処理票への水質検査報告書の添付の有無について.....	136
3. 15 給水部 南部配水管理課.....	137
3. 16 給水部 西部配水管理課.....	137
3. 17 給水部 施設管理課.....	137
3. 17. 1 柏丘高台S Rの休止後の利用の意思決定について	137
3. 18 給水部 配水センター.....	137
3. 19 給水部 藻岩浄水場.....	138
3. 20 給水部 白川浄水場.....	138
3. 21 給水部 水質管理センター.....	138
3. 21. 1 一の沢ダム I T Vカメラ修繕について	138
3. 22 水道サービス協会.....	139
3. 22. 1 役員賠償責任保険について	139
3. 22. 2 源泉所得税の過払いについて	140
3. 22. 3 内部監査について	142
3. 22. 4 収益改善に向けた取り組みについて	145
3. 22. 5 時間外労働時間の把握について	147

3. 2 2. 6	水道サービス協会理事の構成について	149
3. 2 2. 7	水道サービス協会入札方法について	150

第 4 監査結果を踏まえて..... 151

第 1 外部監査の概要

1. 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

1. 2 外部監査のテーマ

1. 2. 1 選定したテーマ

- (1) 札幌市水道局（以下「水道局」という。）
- (2) 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「水道サービス協会」という。）

1. 2. 2 テーマの選定理由

水道局は独立採算制度が採用されていることから、事業の採算性を重視する必要がある。水道事業の運営に必要な経費の大半は、税金ではなく利用者の水道料金によってまかなわれている。札幌の水道は昭和 12 年に通水がスタートしており、全国的にはスタートは遅い。現在札幌市は給水人口 196 万人、給水普及率 99.9%と全国でも大規模な水道事業を営んでいる。

他方、水道水は市民生活に、産業の発展に重要な責務をおっており、都市におけるライフラインとしては欠かせない存在であり、安全な水を安定して供給することは他の事業に代えがたい重要な事業であることから、事業の採算性のみを考慮することはできない。

札幌市が継続的に安定的な水を供給するためには、様々な経費がかかる。よって、水道料金については、これらの経費をまかなうことができるよう設定する必要がある。

このように、水道事業のインフラとしての重要性と、水道料金の設定による事業継続性を現時点で把握することは、市民にとって有益な情報であると考え、今回の包括外部監査のテーマとした。

1. 3 外部監査の方法

1. 3. 1 監査の要点

- (1) 札幌市の水道事業について、経済性、効率性及び有効性の観点から事業が実施されているかどうか。
- (2) 施設や備品等、資産が適切に財務諸表に反映され、かつ、管理が適切にされているかどうか。
- (3) 財務事務が法令及び規定等に従って適切になされているかどうか。
- (4) 事業に係る契約事務は、法令及び規定等に従って適切に行われているかどうか。
- (5) 水道サービス協会の決算内容及び水道局との取引の妥当性

1. 3. 2 監査手続

水道局及び水道サービス協会から概要の報告を受けたうえで、必要と思われる資料（簿冊、電子データ等）を依頼した。その上で、これらの閲覧、照合、ヒアリングを実施した。

また、必要に応じて現地視察を行い、現地での簿冊閲覧、ヒアリングを実施した。

1. 3. 3 監査対象期間

原則として令和5年度の分の執行をベースとして、必要に応じその前後期間を追加した。

1. 3. 4 外部監査の実施日程

- (1) 令和6年5月29日～令和7年1月7日
水道局各課、水道サービス協会に対して随時、簿冊の閲覧、ヒアリング等を実施
- (2) 令和6年10月7日 平岸庁舎 往査
- (3) 令和6年10月8日 白川浄水場、定山溪浄水場 往査
- (4) 令和6年10月15日 山本緊急資材倉庫・資材センター 往査

1. 3. 5 外部監査人及び補助者の氏名及び資格等

外部監査人	大西 啓二	税理士・公認会計士
補助者	浅利 昌克	税理士・公認会計士
同	佐藤 敦	弁護士
同	青沼 秀	税理士・公認会計士
同	伊藤 昇平	弁護士

1. 3. 6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 監査対象の概要

2. 1 札幌水道のあゆみ

札幌水道の始まり

札幌市は、母なる川「豊平川」に由来する豊富な地下水に恵まれ、市街地のどこからでも良質な地下水をくみ上げることができたと言われています。

しかし、人口の増加と都市化に伴い、地下水の水質汚染が進み、公衆衛生の向上や消防水利の確保など、水道の必要性が高まったことから、昭和12(1937)年、札幌市を一望する藻岩山のすそ野に建設した藻岩浄水場から当時の札幌市の人口の約45%にあたる9万2千人に通水したのが札幌水道の始まりです。

拡張事業期

急速な人口の増加や豊平町や手稲町との合併による市域の拡大に伴い、札幌水道も大きく広がることとなり、市内最大の浄水場である白川浄水場を昭和46(1971)年に建設し、また、将来にわたって十分な水源を確保するために豊平峡ダムが昭和47(1972)年に建設されました。

さらに、給水区域の拡大に併せて、大量の配水管の布設や、宅地化の進む高台地区への給水を可能にするポンプ場や配水池などの整備を開始するとともに、さらなる給水需要の増大に対応するため、昭和53(1978)年には定山溪ダムの建設が始まりました。

施設整備事業期

拡張事業期に続き、札幌水道は「ライフラインの確保」を主要なテーマに、給水サービスの向上や災害対策の充実を目指し、施設整備に取り組んでいます。

平成元(1989)年の定山溪ダム完成後、今後の増加が予想される水需要に対応するため、白川浄水場を段階的に増強するとともに、水道局庁舎等への緊急貯水槽の設置も進めました。

平成4(1992)年からは水源を確保するため、石狩西部広域水道企業団に参画しています。平成15(2003)年には藻岩浄水場の改修がしゅん工し、同年からは送水ルートの多重化と耐震性能の確保を目的とした白川第3送水管の新設に着手しました。

水道創設から80年以上が経過し、札幌水道は給水人口が約196万人となり、水道普及率はほぼ100%を達成するなど、全国でも有数の水道事業に成長しており、市民生活や都市活動を支えるライフラインとして必要不可欠な存在となっています。

(札幌水道ビジョンより抜粋)

2. 2 札幌市水道局の概要

2. 2. 1 基本理念と目標

地方公営企業における基本理念、目標は独立採算主義をとる以上、重要である。札幌市水道局の基本理念、目標は下記ようになる。

基本理念：利用者の視点に立つ

水道普及率が100%近くに達し、量的な充足に加えて質的な充実が求められる中、水道事業者は独占事業で利用者に選択の余地がないことを謙虚に受けとめるとともに、サービスの内容や質の検討に当たっては、利用者のニーズを十分把握し、かつ、サービスの水準とコストのバランスに留意しながら、利用者の視点に立った事業運営を展開していきます。

また、水道事業は市民の生命や健康に直接関わる事業であることから、地方公営企業など公共の関与のもと、経営の効率化、さらには顧客指向による利用者サービスと信頼性の一層の向上に努

め、安全で良質な水を安定して供給していきます。

目標 1

安全で良質な水の確保

水源の確保や水源の保全・水質管理の強化を図ることにより、これからも安全で良質な水の供給を目指します。

目標 2

安定した水の供給

水道施設の計画的・効率的な整備・維持管理を進める一方、災害に強い水道システムの構築や緊急貯水槽による給水ストックの確保など危機管理システムを確立し、安定給水の堅持を目指します。

目標 3

利用者に満足される水道

利用者との双方向のコミュニケーションを図りながら、利用者ニーズに対応したサービスの提供を図り、利用者に満足され、信頼される水道を目指します。

目標 4

健全経営のもと自律した水道

効率的な事業運営や健全財政を堅持していくほか、時代の変化に柔軟に対応できる活力ある人材・組織づくりや環境に配慮した事業運営を目指します。

長期構想の基本理念と4つの目標は水道事業にとって普遍であり、50年、100年後の札幌水道においても継続して達成することが重要であることから、これらの理念と目標は札幌水道ビジョンでも継承していきます。

また、長期構想では目標を実現するために8つの施策の基本方向を示し、さまざまな取組を進めてきました。

札幌水道ビジョンにおいても施策の基本方向を踏襲しつつ、現状と課題や今後の事業環境を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応するため、施設整備とパートナーシップ（連携）の方向性を盛り込んだ取組を進めていきます。

基本方向 1

水源の確保と水源保全の強化

水源の確保を図るとともに、水源環境の維持や、より良質な原水の確保など水源保全に努めていきます。

基本方向 2

水質管理の強化

水質監視や水質検査、調査研究の体制を強化し、水質の安全性をより一層高めていきます。

基本方向 3

効率的な施設整備と維持管理

水需要に的確に対応し、安定給水を維持していくため、水道施設の計画的かつ効率的な整備と更新、維持管理を進めていきます。

基本方向 4

総合的な危機管理システムの確立

施設の耐震化など災害や事故の発生時に被害を最小限にとどめる水道システムの構築や緊急貯水槽などの給水ストックの確保のほか、緊急時の応急給水・復旧体制の整備を進めていきます。

基本方向 5

利用者サービスの充実

利用者とのコミュニケーションの活性化により、ニーズに応じた利用者サービスを充実していきます。

基本方向 6

経営の健全化・効率化

コストの一層の節減や計画的な整備更新により企業債の借り入れを抑制し財務基盤の強化に努めるほか、事業の見直しを行い経営の一層の効率化を図り健全経営を堅持していきます。

基本方向 7

活力のある人材・組織づくり

水道技術の継承・レベルアップや広い視野を身につけるなど職員の能力向上を図るとともに、パートナーシップを重視し時代の変化に柔軟に対応できる組織づくりを進めていきます。

基本方向 8

環境に配慮した事業運営の推進

低炭素社会と脱原発依存社会の実現に向けて、環境負荷の低減を図るほか、エネルギーの効率的な活用や新エネルギーの導入を進めていきます。

(札幌水道ビジョンより抜粋)

2. 2. 2 主要指標の平成16年度以降実績

年度	行政区域内人口	給水区域内人口	給水人口	普及率
平成 16 年	1, 872, 703	1, 862, 653	1, 859, 253	99. 8
17 年	1, 880, 863	1, 875, 239	1, 872, 050	99. 8
18 年	1, 889, 460	1, 883, 071	1, 879, 942	99. 8
19 年	1, 895, 901	1, 888, 728	1, 885, 703	99. 8
20 年	1, 900, 815	1, 892, 857	1, 889, 918	99. 8
21 年	1, 907, 404	1, 898, 662	1, 895, 814	99. 8
22 年	1, 913, 545	1, 908, 818	1, 906, 190	99. 9
23 年	1, 921, 935	1, 916, 319	1, 913, 949	99. 9
24 年	1, 928, 776	1, 923, 160	1, 920, 858	99. 9
25 年	1, 936, 189	1, 930, 573	1, 928, 460	99. 9
26 年	1, 942, 648	1, 937, 032	1, 935, 050	99. 9
27 年	1, 952, 356	1, 948, 168	1, 946, 171	99. 9
28 年	1, 958, 405	1, 952, 789	1, 950, 852	99. 9
29 年	1, 962, 918	1, 957, 302	1, 955, 465	99. 9
30 年	1, 965, 940	1, 960, 324	1, 958, 665	99. 9
令和元年	1, 970, 052	1, 964, 436	1, 962, 819	99. 9
2 年	1, 972, 960	1, 967, 344	1, 965, 831	99. 9
3 年	1, 973, 331	1, 967, 715	1, 966, 252	99. 9
4 年	1, 973, 011	1, 967, 395	1, 965, 989	99. 9
5 年	1, 969, 912	1, 964, 296	1, 962, 954	99. 9

年度	年間配水量	有収水量	有収率	給水収益
平成 16 年	198,944,460	182,209,882	91.6	40,014,798
17 年	199,627,580	181,516,089	90.9	39,739,166
18 年	198,212,200	181,643,877	91.6	39,648,913
19 年	196,292,270	181,068,196	92.2	39,516,700
20 年	191,118,640	176,618,307	92.4	38,375,119
21 年	191,910,520	177,571,066	92.5	38,189,296
22 年	194,689,050	180,085,849	92.5	38,453,784
23 年	192,159,990	178,282,922	92.8	38,230,759
24 年	191,814,350	178,239,705	92.9	38,218,508
25 年	188,679,220	175,537,895	93.0	37,665,299
26 年	187,774,430	174,573,442	93.0	37,265,665
27 年	189,524,360	176,177,680	93.0	37,369,201
28 年	189,849,330	177,141,819	93.3	37,554,630
29 年	190,727,970	177,576,867	93.1	37,640,206
30 年	190,250,300	176,682,356	92.9	37,505,322
令和元年	191,113,710	177,564,967	92.9	37,688,059
2 年	192,708,290	180,293,227	93.6	37,417,325
3 年	191,992,680	180,365,600	93.9	37,414,523
4 年	189,246,460	176,923,630	93.5	34,615,479
5 年	191,203,450	179,141,151	93.7	37,800,294

(令和 5 年度水道事業年報から監査人が抜粋)

2. 2. 3 水量等の過去5年間の推移

1. 水量分析

項 目 \ 年 度			(単位：m ³)				
			元	2	3	4	5
配 水 量			(100.0%) 191,113,710	(100.0%) 192,708,290	(100.0%) 191,992,680	(100.0%) 189,246,460	(100.0%) 191,203,450
有 効 水 量	有 収 水 量	料 金 水 量	(92.9%) 177,564,967	(93.6%) 180,293,227	(93.9%) 180,365,600	(93.5%) 176,923,630	(93.7%) 179,149,151
		消 火 水 量	(0.0%) 3,552	(0.0%) 6,209	(0.0%) 5,515	(0.0%) 4,686	(0.0%) 4,900
		折損補償水量	(0.0%) 501	(0.0%) 470	(0.0%) 491	(0.0%) 30,548	(0.0%) 1,431
		計	(92.9%) 177,569,020	(93.6%) 180,299,906	(93.9%) 180,371,606	(93.5%) 176,958,864	(93.7%) 179,155,482
	無 収 水 量	メーター不感水量	(2.0%) 3,822,274	(2.0%) 3,854,166	(2.0%) 3,839,854	(2.0%) 3,784,929	(2.0%) 3,824,069
		局事業用水量	(1.1%) 2,166,623	(1.2%) 2,244,033	(0.8%) 1,480,660	(1.0%) 1,895,178	(0.9%) 1,710,620
		計	(3.1%) 5,988,897	(3.2%) 6,098,199	(2.8%) 5,320,514	(3.0%) 5,680,107	(2.9%) 5,534,689
	合 計		(96.0%) 183,557,917	(96.7%) 186,398,105	(96.7%) 185,692,120	(96.5%) 182,638,971	(96.6%) 184,690,171
	無 効 水 量	調 定 減 額 水 量	(1.3%) 2,511,009	(1.2%) 2,269,803	(1.3%) 2,556,479	(1.4%) 2,727,085	(1.4%) 2,770,043
		漏 水 量	(2.6%) 5,044,784	(2.1%) 4,040,382	(2.0%) 3,744,081	(2.1%) 3,880,404	(2.0%) 3,743,236
		合 計	(4.0%) 7,555,793	(3.3%) 6,310,185	(3.3%) 6,300,560	(3.5%) 6,607,489	(3.4%) 6,513,279

(注) 1. () 内は配水量を100とした場合の百分比。

2. 構成比率は、四捨五入により端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

2. 口径別使用水量

(単位：m³)

年 度 項 目		元	2	3	4	5
家事の用に 使用するもの	水量	144,439,340	151,784,421	151,703,733	147,203,958	147,801,331
	割合	81.3%	84.2%	84.1%	83.2%	82.5%
	指数	100	105	105	102	102
家事 以外 の用 に 使用 する もの	25 mm 以 下	水量	11,381,753	10,353,795	10,230,012	10,416,299
		割合	6.4%	5.7%	5.7%	5.9%
		指数	100	91	90	95
	40・50 mm	水量	17,604,358	15,048,135	15,506,588	16,113,273
		割合	9.9%	8.3%	8.6%	9.1%
		指数	100	85	88	92
	75 mm 以 上	水量	4,118,254	3,086,374	2,905,875	3,173,926
		割合	2.3%	1.7%	1.6%	1.8%
		指数	100	75	71	77
	計	水量	33,104,365	28,488,304	28,642,475	29,703,498
		割合	18.7%	15.8%	15.9%	16.8%
		指数	100	86	87	90
	公衆浴場 の用に使用 するもの	水量	21,262	20,502	19,392	16,174
		割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		指数	100	96	91	76
分 水	水量	0	0	0	0	448
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指数	0	0	0	0	0
合 計	水量	177,564,967	180,293,227	180,365,600	176,923,630	179,149,151
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	指数	100	102	102	100	101

3. 配水管布設延長

(単位：m)

管径	年度 区分	元	2	3	4	5
2,000 mm	当年度計	—	—	—	—	—
	累 計	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887
1,800	当年度計	—	—	—	—	—
	累 計	937	937	937	937	937
1,500	当年度計	—	—	252	473	1,130
	累 計	22,636	22,636	22,888	23,361	24,491
1,350	当年度計	—	—	—	—	—
	累 計	20,121	20,121	20,121	20,121	20,121
1,200	当年度計	—	36	—	—	—
	累 計	25,998	26,034	26,034	26,034	26,034
1,000	当年度計	957	569	1,000	△ 225	350
	累 計	60,700	61,269	62,269	62,044	62,394
900	当年度計	—	—	—	—	—
	累 計	6,974	6,974	6,974	6,974	6,974
800	当年度計	—	—	—	—	2
	累 計	11,303	11,303	11,303	11,303	11,305
700	当年度計	—	—	—	345	99
	累 計	110,568	110,568	110,568	110,913	111,012
600	当年度計	133	—	3	△ 305	△ 501
	累 計	7,197	7,197	7,200	6,895	6,394
500	当年度計	41	1,331	804	1,127	5
	累 計	111,200	112,531	113,335	114,462	114,467
450	当年度計	—	—	—	—	△ 8
	累 計	254	254	254	254	246
400	当年度計	1,450	2,501	291	567	759
	累 計	45,819	48,320	48,611	49,178	49,937
350	当年度計	△ 1,365	500	△ 330	△ 1,009	△ 1,231
	累 計	94,674	95,174	94,844	93,835	92,604
300	当年度計	△ 3,348	773	△ 2,314	△ 2,089	△ 4,261
	累 計	170,202	170,975	168,661	166,572	162,311
250	当年度計	△ 3,454	△ 1,122	△ 981	△ 1,243	174
	累 計	115,134	114,012	113,031	111,788	111,962
200	当年度計	4,421	1,116	308	2,551	2,201
	累 計	612,515	613,631	613,939	616,490	618,691
150	当年度計	834	△ 5,633	△ 3,149	△ 2,295	△ 1,628
	累 計	469,643	464,010	460,861	458,566	456,938
125	当年度計	—	—	—	—	—
	累 計	719	719	719	719	719
100	当年度計	6,340	10,822	8,224	7,508	4,882
	累 計	3,050,919	3,061,741	3,069,965	3,077,473	3,082,355
75	当年度計	△ 4,318	△ 4,902	△ 3,952	△ 3,456	△ 1,376
	累 計	292,031	287,129	283,177	279,721	278,345
50	当年度計	—	—	—	—	—
	累 計	—	—	—	—	—
小 計	当年度計	1,691	5,991	156	1,949	597
	累 計	5,231,431	5,237,422	5,237,578	5,239,527	5,240,124
補助管 75	当年度計	1,126	2,355	1,732	1,196	895
	累 計	7,549	9,904	11,636	12,832	13,727
補助管 50	当年度計	13,818	7,659	11,964	11,431	8,194
	累 計	804,291	811,950	823,914	835,345	843,539
小 計	当年度計	14,944	10,014	13,696	12,627	9,089
	累 計	811,840	821,854	835,550	848,177	857,266
計	当年度計	16,635	16,005	13,852	14,576	9,686
	累 計	6,043,271	6,059,276	6,073,128	6,087,704	6,097,390

注) 管工事計画・設計・施工(基準・要領集)の平成27年8月1日改訂により、口径75mm以下の樹脂系管路については、「配水補助管」とすることとした。

2. 2. 4 業務統計

1. 給水普及状況 (4/1、10/1、3/31現在)

(世帯、人、%)

区 分			行 政 区 域 内		給 水 区 域 内		給 水		普及率 (B/A)
			世 帯	人 口	世 帯	人口 (A)	世 帯	人口 (B)	
中 央 区	5 4. 1		147,032	252,689	146,956	252,278	146,762	251,943	99.9
	5 10. 1		148,231	253,736	148,155	253,325	147,962	252,994	99.9
	6 3. 31		148,472	253,365	148,396	252,954	148,203	252,623	99.9
北 区	5 4. 1		141,825	288,252	141,674	287,731	141,597	287,574	99.9
	5 10. 1		142,598	288,346	142,447	287,825	142,372	287,673	99.9
	6 3. 31		142,335	287,075	142,184	286,554	142,110	286,402	99.9
東 区	5 4. 1		132,953	263,899	132,759	263,290	132,664	263,100	99.9
	5 10. 1		133,388	263,774	133,194	263,165	133,102	262,983	99.9
	6 3. 31		133,674	263,252	133,480	262,643	133,389	262,467	99.9
白 石 区	5 4. 1		110,823	211,088	110,736	210,771	110,677	210,662	99.9
	5 10. 1		111,443	211,362	111,356	211,045	111,298	210,935	99.9
	6 3. 31		111,953	211,352	111,866	211,035	111,809	210,925	99.9
厚 別 区	5 4. 1		58,131	123,096	58,113	122,995	58,087	122,940	99.9
	5 10. 1		58,387	122,789	58,369	122,688	58,346	122,640	99.9
	6 3. 31		58,478	122,219	58,460	122,118	58,438	122,076	99.9
豊 平 区	5 4. 1		122,175	226,274	122,014	225,844	121,970	225,763	99.9
	5 10. 1		123,217	227,163	123,056	226,733	123,011	226,650	99.9
	6 3. 31		124,048	227,376	123,887	226,946	123,843	226,863	99.9
清 田 区	5 4. 1		46,093	110,625	45,973	109,969	45,945	109,900	99.9
	5 10. 1		46,060	110,020	45,940	109,364	45,912	109,298	99.9
	6 3. 31		45,935	109,260	45,815	108,604	45,787	108,538	99.9
南 区	5 4. 1		62,611	134,192	61,940	131,897	61,879	131,770	99.9
	5 10. 1		62,705	133,921	62,034	131,626	61,975	131,500	99.9
	6 3. 31		62,568	133,388	61,897	131,093	61,839	130,973	99.9
西 区	5 4. 1		106,533	217,347	106,464	217,101	106,347	216,864	99.9
	5 10. 1		106,969	217,412	106,900	217,166	106,791	216,944	99.9
	6 3. 31		107,560	217,194	107,491	216,948	107,386	216,738	99.9
手 稲 区	5 4. 1		62,199	141,542	62,193	141,512	62,183	141,490	99.9
	5 10. 1		62,322	141,389	62,316	141,359	62,306	141,337	99.9
	6 3. 31		62,388	140,824	62,382	140,794	62,372	140,772	99.9
合 計	5 4. 1		990,375	1,969,004	988,822	1,963,388	988,111	1,962,006	99.9
	5 10. 1		995,320	1,969,912	993,767	1,964,296	993,075	1,962,954	99.9
	6 3. 31		997,411	1,965,305	995,858	1,959,689	995,176	1,958,377	99.9

2. 給水件数増加調

(単位：件)

区分 区 別	前年度末件数	増 加 状 況			年度末件数
		新 設	撤 去	純 増	
中 央	117, 295	1, 893	714	1, 179	118, 474
北	134, 365	2, 056	1, 193	863	135, 228
東	128, 146	2, 693	1, 388	1, 305	129, 451
白 石	106, 414	2, 553	1, 089	1, 464	107, 878
厚 別	49, 985	1, 052	356	696	50, 681
豊 平	107, 079	2, 824	960	1, 864	108, 943
清 田	44, 491	361	235	126	44, 617
南	59, 300	1, 030	795	235	59, 535
西	96, 096	2, 499	939	1, 560	97, 656
手 稲	59, 816	865	411	454	60, 270
合 計	902, 987	17, 826	8, 080	9, 746	912, 733

(注) 新設・撤去の件数には、臨時給水の件数を含んでいない。

3. 口径別給水件数調（年度末）

（単位：件）

口径別 区別		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
小口径	13mm	108,285	129,511	123,307	102,672	48,231	103,740	42,384	55,340	92,678	57,909	864,057
	16mm											
	20mm	6,093	4,023	4,282	3,496	1,530	3,582	1,641	2,574	3,352	1,589	32,162
	25mm	1,518	677	787	716	301	637	230	989	690	277	6,822
	小計	115,896	134,211	128,376	106,884	50,062	107,959	44,255	58,903	96,720	59,775	903,041
中口径	40mm	1,818	728	835	799	451	748	264	443	708	334	7,128
	50mm	633	262	210	179	151	213	91	168	208	146	2,261
	小計	2,451	990	1,045	978	602	961	355	611	916	480	9,389
大口径	75mm	88	21	24	15	14	15	6	12	16	14	225
	100mm	29	5	5		3	8	1	7	4		62
	150mm	9		1	1				1			12
	200mm	1	1						1		1	4
	小計	127	27	30	16	17	23	7	21	20	15	303
合 計		118,474	135,228	129,451	107,878	50,681	108,943	44,617	59,535	97,656	60,270	912,733

4. 口径別稼働件数調

(単位：件、%)

区分 \ 区		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
取付件数 (件)		126,693	138,189	134,398	109,396	53,625	113,638	45,879	62,543	99,448	61,934	945,743
稼働件数 (件)		119,420	125,859	120,603	99,014	51,349	104,594	41,995	55,914	94,355	58,807	871,910
内家 事 以 外 用 訳	家事の用 (件)	109,221	119,136	113,139	91,988	49,298	99,993	39,873	53,217	89,336	56,098	821,299
	20mm以下 (件)	7,919	5,651	6,343	6,034	1,553	3,864	1,699	2,167	4,088	2,173	41,491
	25mm (件)	820	430	483	480	181	319	180	206	431	219	3,749
	40mm (件)	947	456	479	388	216	289	182	204	355	217	3,733
	50mm (件)	418	172	141	118	96	111	59	104	131	91	1,441
	75mm (件)	56	10	12	3	3	4	1	6	7	6	108
	100mm (件)	23	1	3	0	1	8	1	6	2	1	46
	150mm (件)	7	0	1	1	0	0	0	1	0	0	10
	200mm (件)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	公衆浴場用 (件)	9	3	2	2	1	6	0	2	5	2	32
	分水 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働率 (%)		94.3	91.1	89.7	90.5	95.8	92.0	91.5	89.4	94.9	95.0	92.2
非稼働件数 (件)		7,273	12,330	13,795	10,382	2,276	9,044	3,884	6,629	5,093	3,127	73,833
非稼働率 (%)		5.7	8.9	10.3	9.5	4.2	8.0	8.5	10.6	5.1	5.0	7.8

(注) 取付件数は、各戸検針(子)貸付メーター数を含む年度末数値である。

5. 口径別水道料金調定内訳状況

(単位：件、m³、千円)

区 区 分		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	1 件 当り (m ³ 、円)
家使用 のす るもの	件数	1,310,656.7	1,429,630.2	1,357,670.2	1,103,851.2	591,578.7	1,199,920.2	478,476.7	638,608.2	1,072,031.7	673,171.7	9,855,595.0	-
	水量	19,842,640	21,286,426	19,467,010	16,140,099	9,392,968	17,385,016	8,020,949	9,886,916	16,187,048	10,192,261	147,801,331	15.00
	金額	3,438,848	3,707,465	3,392,738	2,779,262	1,622,473	2,995,791	1,394,987	1,714,921	2,778,122	1,770,023	25,594,630	2,597
家事 以外 の 用に 使用 する もの 計	25mm以下	件数 104,868.0	72,966.0	81,917.0	78,164.5	20,810.0	50,196.0	22,540.0	28,477.5	54,222.5	28,702.5	542,864.0	-
	水量	2,404,455	1,345,210	1,492,475	1,427,385	461,202	901,143	497,496	576,815	1,107,302	632,585	10,846,066	19.98
	金額	868,088	498,887	558,558	538,576	168,541	333,310	182,024	214,636	401,729	230,826	3,995,175	7,359
	40・50mm以上	件数 16,378.5	7,534.0	7,430.0	6,067.0	3,733.0	4,806.5	2,894.5	3,701.5	5,834.0	3,701.0	62,080.0	-
	水量	5,212,892	2,081,622	1,624,704	1,293,048	912,427	1,133,244	723,286	1,262,636	1,541,231	1,113,847	16,898,937	272.21
	金額	2,244,436	911,811	726,792	582,392	409,115	504,728	322,802	553,743	675,370	489,097	7,420,286	119,528
	75mm以上	件数 1,033.0	131.0	187.0	48.0	50.0	145.5	24.0	163.0	108.0	84.5	1,974.0	-
	水量	1,442,609	101,054	322,004	107,816	22,633	94,257	10,045	1,167,778	197,744	117,971	3,583,911	1,815.56
	金額	673,790	54,607	149,412	49,629	15,285	55,754	7,231	496,643	87,939	55,588	1,645,878	833,778
	件数	122,279.5	80,631.0	89,534.0	84,279.5	24,593.0	55,148.0	25,458.5	32,342.0	60,164.5	32,488.0	606,918.0	-
	水量	9,059,956	3,527,886	3,439,183	2,828,249	1,396,262	2,128,644	1,230,827	3,007,229	2,846,277	1,864,403	31,328,914	51.62
	金額	3,786,314	1,465,305	1,434,762	1,170,597	592,941	893,792	512,057	1,265,022	1,165,038	775,511	13,061,339	21,521
公衆 浴場 の 用に 分 水	件数	108.0	36.0	26.0	24.0	12.0	72.0	0.0	24.0	60.5	24.0	386.5	-
	水量	3,978	4,085	453	1,882	157	3,518	0	533	3,545	307	18,458	47.76
	金額	641	646	72	308	25	552	0	85	569	55	2,953	7,640
	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	水量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	件数	1,433,044.2	1,510,297.2	1,447,230.2	1,188,154.7	616,183.7	1,255,140.2	503,935.2	670,974.2	1,132,256.7	705,683.7	10,462,899.5	-
	水量	28,906,574	24,818,397	22,906,646	18,970,230	10,789,387	19,517,178	9,251,776	12,894,678	19,036,870	12,056,971	179,148,703	17.12
	金額	7,225,803	5,173,416	4,827,572	3,950,167	2,215,439	3,890,135	1,907,044	2,980,028	3,943,729	2,545,589	38,658,922	3,695

(注) 金額は消費税込みであり、各項目ごとに四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

6. 検針・収納業務調

検 針 件 数

(単位：件、%)

区 分			毎 月	隔 月	合 計
中 部 料金課	中 央	件 数 構成比	4,734 3.74	121,959 96.26	126,693 100.00
	南	件 数 構成比	52 0.08	62,491 99.92	62,543 100.00
	計		(92.93) 4,786	(19.61) 184,450	(20.01) 189,236
北 部 料金課	北	件 数 構成比	136 0.10	138,053 99.90	138,189 100.00
	東	件 数 構成比	55 0.04	134,343 99.96	134,398 100.00
	西	件 数 構成比	46 0.05	99,402 99.95	99,448 100.00
	手 稲	件 数 構成比	29 0.05	61,905 99.95	61,934 100.00
	計		(5.17) 266	(46.11) 433,703	(45.89) 433,969
	南 部 料金課	白 石	件 数 構成比	24 0.02	109,372 99.98
厚 別		件 数 構成比	14 0.03	53,611 99.97	53,625 100.00
豊 平		件 数 構成比	54 0.05	113,584 99.95	113,638 100.00
清 田		件 数 構成比	6 0.01	45,873 99.99	45,879 100.00
計		(1.90) 98	(34.28) 322,440	(34.10) 322,538	
合 計		件 数 構成比	(100.00) 5,150 0.54	(100.00) 940,593 99.46	(100.00) 945,743 100.00

(注) 1. () 内の数値は料金課別の構成比である。

2. 令和5年度末現在の検針件数であり、各戸検針（自費メータ）を含む。

徴 収 件 数

(単位：件、%)

区 分			納付制		口座制		クレジット制		合 計	
中 部 料金課	中 央	件 数	35,661		44,031		38,238		117,930	
		構成比	30.24		37.34		32.42		100.00	
	南	件 数	12,789		29,283		13,710		55,782	
		構成比	22.92		52.50		24.58		100.00	
	計		(20.98)	48,450	(18.53)	73,314	(21.75)	51,948	(20.08)	173,712
北 部 料金課	北	件 数	31,551		59,164		33,374		124,089	
		構成比	25.42		47.68		26.90		100.00	
	東	件 数	34,542		54,596		30,282		119,420	
		構成比	28.92		45.72		25.36		100.00	
	西	件 数	23,810		43,066		27,042		93,918	
		構成比	25.36		45.85		28.79		100.00	
	手 稲	件 数	12,759		30,664		15,175		58,598	
		構成比	21.77		52.33		25.90		100.00	
	計		(44.45)	102,662	(47.40)	187,490	(44.33)	105,873	(45.77)	396,025
南 部 料金課	白 石	件 数	31,468		42,643		24,330		98,441	
		構成比	31.96		43.32		24.72		100.00	
	厚 別	件 数	11,424		25,598		14,319		51,341	
		構成比	22.25		49.86		27.89		100.00	
	豊 平	件 数	28,981		44,125		30,563		103,669	
		構成比	27.96		42.56		29.48		100.00	
	清 田	件 数	7,955		22,377		11,779		42,111	
		構成比	18.89		53.14		27.97		100.00	
	計		(34.57)	79,828	(34.06)	134,743	(33.92)	80,991	(34.16)	295,562
合 計		件 数	(100.00) 230,940		(100.00) 395,547		(100.00) 238,812		(100.00) 865,299	
		構成比	26.69		45.71		27.60		100.00	

(注) 1. () 内の数値は料金課別の構成比である。

2. 令和5年度末現在の徴収件数であり、非稼働件数(空家・家無等)を除き、各戸検針を含む。

7. 水道料金等収納状況

督 励 収 納 （委託）

担当課		中部料金課		北部料金課				南部料金課				計
区 分	行政区	中 央	南	北	東	西	手 稲	白 石	厚 別	豊 平	清 田	
収 納 員 数 (人)		2.3	0.0	2.1	2.2	1.4	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	11.0
延 人 員 (A) (人)		595.0	0.0	569.0	584.0	364.0	0.0	0.0	288.0	0.0	0.0	2,400.0
収 納 件 数 (B) (件)		9,172	0	10,030	10,306	6,269	0	0	2,994	0	0	38,771
収 納 金 額 (C) (円)		55,372,256	0	77,729,229	73,398,988	45,025,452	0	0	22,273,053	0	0	273,798,978
一 人 一 日	件 数 (B / A)	15.4	0.0	17.6	17.6	17.2	0.0	0.0	10.4	0.0	0.0	16.2
	金 額 (C / A)	93,063	0	136,607	125,683	123,696	0	0	77,337	0	0	114,083

(注) 1. 金額は消費税込みである。

(注) 2. 収納件数及び収納金額には納入通知書等による納付分を含む。

(注) 3. 白石区、豊平区、清田区、南区及び手稲区では督励収納を実施していない。

整 理 収 納 （一部委託）

担当課		中部料金課	北部料金課	南部料金課	計
区 分					
収 納 員 数 (人)		10	21	18	49
延 人 員 (A) (人)		2,173.5	4,937.0	4,239.0	11,349.5
収 納 件 数 (B) (件)		5,659	9,380	7,528	22,567
収 納 金 額 (C) (円)		21,538,249	42,790,601	31,540,941	95,869,791
一 人 一 日	件 数 (B / A)	2.6	1.9	1.8	2.0
	金 額 (C / A)	9,909	8,667	7,441	8,447

(注) 1. 金額は消費税込みである。

(注) 2. 南部料金課は委託分（厚別区）を含む。

転 出 精 算 （一部委託）

担当課		中部料金課		北部料金課				南部料金課				計
区 分	行政区	中 央	南	北	東	西	手 稲	白 石	厚 別	豊 平	清 田	
収 納 員 数 (人)		3	2	4	3	4	1	3	4	3	2	29
延 人 員 (A) (人)		667.0	418.0	776.5	780.0	678.0	425.0	636.0	512.0	654.5	452.0	5,999.0
収 納 件 数 (B) (件)		9	0	43	0	1	0	0	8	0	0	61
収 納 金 額 (C) (円)		23,540	0	106,117	0	1,452	0	0	24,508	0	0	155,617
一 人 一 日	件 数 (B / A)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金 額 (C / A)	35	0	137	0	2	0	0	48	0	0	26

(注) 1. 金額は消費税込みである。

(注) 2. 厚別区は委託分の数値である。

8. 口径別加入金収入状況

(単位：件、千円)

区分 区別		新 設 工 事 口 径 別 内 訳											その他	総計
		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	超 高 区 配水区域	市 街 化 調整区域	超高区+ 調整区域	
中央	件数	1,359	3	-1	9	3								1,373
	金額	83,712	528	-314	8,910	5,346								98,182
北	件数	1,210	17	6	5	4								1,242
	金額	74,518	2,992	1,881	4,950	7,128								91,469
東	件数	1,758	10	2		3								1,773
	金額	108,293	1,760	627		5,346								116,026
白石	件数	1,666	16	4	6	2								1,694
	金額	102,580	2,816	1,254	5,940	3,564								116,154
厚別	件数	733	5	1	2	5								746
	金額	45,153	880	314	1,980	8,910								57,237
豊平	件数	2,000	95	1	1	1								2,098
	金額	123,200	16,720	314	990	1,782								143,006
清田	件数	143	10	1										154
	金額	8,809	1,760	314										10,883
南	件数	574	21	6	2	2								605
	金額	35,358	3,696	1,881	1,980	3,564								46,479
西	件数	1,572	16	4	6	1								1,599
	金額	96,809	2,816	1,260	5,940	1,782								108,607
手稲	件数	434	7	2	1	2								446
	金額	26,734	1,232	627	990	3,564								33,147
合計	件数	11,449	200	26	32	23								11,730
	金額	705,166	35,200	8,157	31,680	40,986								821,189

1. その他は、各戸検針に係るものであり、()内の件数は総計に含まない。
2. 金額は消費税込みである。
3. 千円未満を四捨五入しているため、合計の金額と区の金額の和が合わない場合がある。

9. 大口使用者（年間3万m³以上使用）の動向

(1) 大口使用者の推移

年 度	区 分	使 用 者 件 数	使用水量合計（千m ³ ）	水量対前年度比（％）
26		100	5,503	86.7
27		104	5,544	100.7
28		106	5,633	101.6
29		108	5,754	102.1
30		98	5,396	93.8
元		104	5,448	101.0
2		84	4,367	80.2
3		75	3,950	90.5
4		81	4,231	107.1
5		91	4,839	114.4

使 用 水 量 区 分	使 用 者 件 数	構 成 比（％）
3万m ³ 以上4万m ³ 未満	48	52.7
4万m ³ 以上5万m ³ 未満	20	22.0
5万m ³ 以上6万m ³ 未満	5	5.5
6万m ³ 以上7万m ³ 未満	5	5.5
7万m ³ 以上8万m ³ 未満	4	4.4
8万m ³ 以上9万m ³ 未満	3	3.3
9万m ³ 以上10万m ³ 未満	1	1.1
10万m ³ 以上	5	5.5
計	91	100.0

（令和5年度水道事業年報から監査人が抜粋）

2. 2. 5 施設

1. 水道施設一覧表

(令和6年3月末現在)

施設 区分	浄水場		藻 岩	白 川	定 山 溪	西 野	宮 町	合 計
	施 設 等							
取水・ 導水 施設	取水場及び導水方式		藻岩取水場自然流下 (91,000m ³ /日) 山鼻取水場ポンプ導水 (72,000m ³ /日)	麓舞注水口 自然流下 白川取水場自然流下 及びポンプ導水	定山溪取水場 ポンプ導水	発寒川取水場 ポンプ導水	宮町取水場 ポンプ導水	
	沈砂池	池数	—	3	—	2	1	6
		総容量 (m ³)	—	9,000	—	170	58	9,228
	導水管延長(m)		9,411	455	1,395	2,841	110	14,212
	原水 調整池	池数	—	—	2	—	—	2
総容量 (m ³)		—	—	10,000	—	—	10,000	
浄水 施設	混和池	池数	2	2	1	1	1	7
		総容量 (m ³)	280	381	22	25	18	726
	フロック 形成池	池数	6	24	3	4	2	39
		総容量 (m ³)	2,280	17,134	267	287	146	20,114
	沈澱池	池数	6	24	3	4	2	39
		総容量 (m ³)	8,140	32,960	514	520	262	42,396
	ろ過池	池数 ※1	12(2)	40(6)	5(2)	6(1)	3(1)	66(11)
		総面積 (㎡)	1,044	4,370	78	120	60	5,672
		計画最大 ろ速(m/日)	150	150	150	150	150	
	浄水池	池数	—	9	—	—	—	9
		総容量 (m ³)	—	73,900	—	—	—	73,900
送水 施設	送水管延長(m)		520	61,960	153	18	40	62,691
配水 施設	自然流下 配水池	箇所数	1	3	1	1	1	7
		池数	6	10	4	4	2	26
		総容量 (m ³)	60,100	251,650	5,500	7,900	4,000	329,150
	高配水 区	箇所数	8	24	1	3	—	36
		池数	15	56	2	7	—	80
		総容量 (m ³)	7,730	90,270	1,840	7,050	—	106,890
	ポンプ 場	箇所数	10	22	2	4	—	38
		ポンプ井数	4	18	—	—	—	22
		ポンプ井 容量(m ³)	560	5,600	—	—	—	6,160
給水能力		計画 (m ³ /日)	129,000	542,000	8,400	14,600	5,600	699,600
1日最大配水量 () :実績月日		実績 ※2 (m ³ /日)	98,390(8/23)	450,380(8/23)	6,160(8/11)	14,010(12/31)	4,870(12/31)	572,300(8/23)

※1 ()内は、予備池で内数。

※2 藻岩、西野、宮町浄水場はバックアップ送水を含む。

２．水源調

（１）概要

浄水場名	白川浄水場	定山溪浄水場	藻岩浄水場	西野浄水場	宮町浄水場	合計
取水河川の区分	１級河川			２級河川	２級河川	—
取水河川の水系	石狩川水系			新川水系	星置川水系	—
取水河川の河川名	豊平川			新川支流琴似発寒川	星置川同支流滝の沢川	—
ダム使用権※ ^１	840,000(㎥/日)	8,000(㎥/日)	—	—	—	848,000(㎥/日)
内訳	豊平峡ダム	520,000(㎥/日)	8,000(㎥/日)	—	—	528,000(㎥/日)
	定山溪ダム	320,000(㎥/日)	—	—	—	320,000(㎥/日)
水利権※ ^２	665,400(㎥/日)	10,000(㎥/日)	163,000(㎥/日)	16,200(㎥/日)	6,000(㎥/日)	860,600(㎥/日)
内訳	ダム	665,400(㎥/日)	8,000(㎥/日)	—	—	673,400(㎥/日)
	河川表流水	—	2,000(㎥/日)	16,200(㎥/日)	6,000(㎥/日)	187,200(㎥/日)
当初の許可年月日	1971/1/9 (昭和46年1月9日)	1956/11/26 (昭和31年11月26日)	1935/5/17 (昭和10年5月17日)	1969/11/6 (昭和44年11月6日)	1957/11/7 (昭和32年11月7日)	—
現在の許可期限	2026/3/31 (令和8年3月31日)	2026/3/31 (令和8年3月31日)	2026/3/31 (令和8年3月31日)	2027/3/31 (令和9年3月31日)	2026/3/31 (令和8年3月31日)	—
備考		白川浄水場と一括許可	・白川浄水場と一括許可 ・一部は山鼻川から取水			—

（２）取水

	取水河川	取水地点	取水場	導水形式	計画取水量
白川浄水場	石狩川水系・豊平川 (ダム水)	札幌市南区白川1814番地の38地先 (豊平川左岸)	白川取水場	自然流下 ポンプ導水	665,400(㎥/日)
		札幌市南区白川1814番地の1086地先 (豊平川左岸)	(建設中)	自然流下	
定山溪浄水場	①石狩川水系・豊平川 (ダム水)	札幌市南区定山溪石狩森林管理署 2250林班～小班 (豊平川右岸)	定山溪取水場	ポンプ導水	8,000(㎥/日)
	②石狩川水系・豊平川 (河川水)				2,000(㎥/日)
藻岩浄水場	①石狩川水系・豊平川 (河川水)	札幌市南区 白川1814番地の227地先 (豊平川左岸)	藻岩取水場	自然流下	91,000(㎥/日)
	②石狩川水系・山鼻川 (河川水)	札幌市中央区南29条西8丁目 1128番12地先 (山鼻川左岸)	山鼻取水場	ポンプ導水	72,000(㎥/日)
西野浄水場	新川水系・琴似発寒川 (河川水)	札幌市西区西野5条1丁目368番33地先 (琴似発寒川左岸)	発寒川取水場	ポンプ導水	16,200(㎥/日)
宮町浄水場	①星置川水系・星置川 (河川水)	札幌市手稲区手稲金山144番地 (星置川・滝の沢川右岸)	宮町取水場	ポンプ導水	1,800(㎥/日)
	②星置川水系・滝の沢川 (河川水)				4,200(㎥/日)

用語の解説

※１ ダム使用権は、ダム建設時に定められた一定量の流水の貯留を確保する権利である。

本市が有するダム使用権は、季節によって水量が異なっており、上表では、ダム使用権の合計が最大の840,000㎥/日となる期間の各ダムのダム使用権（豊平峡ダムのダム使用権：520,000㎥/日・定山溪ダムのダム使用権：320,000㎥/日）の値を掲載している。

※２ 水利権は、実際に使用を認められる必要な最小限の水量。

現在実際に取水できる水量は水利権であり、これは今後１０年以内に取水が見込まれる水量として河川管理者から許可を得たものである。なお、白川浄水場の水利権には、水道水源水質保全事業における玉川橋取水堰における取水量（146,900㎥/日）を含んでいる。

3. ダム及び石狩西部広域水道企業団

(1) ダム

項目		ダム名	豊平峡ダム	定山溪ダム	当別ダム
事業主体			国土交通省		北海道
ダム種別			特定多目的ダム※1		多目的ダム(北海道と石狩西部広域水道企業団との共同施設)
目的	洪水調節		札幌市域の水害防止		当別川沿川地域の水害防止
	上水道用水	利水容量	37,100千m ³	59,600千m ³	8,800千m ³
		ダム使用権※1・2	定山溪浄水場の取水を目的に1日最大8,000m ³ の水源を確保	-	-
			白川浄水場の取水を目的に1日最大840,000m ³ の水源を確保		
	水利権※2		-		石狩西部広域水道企業団が当別浄水場の取水を目的に1日最大75,900m ³ の水源を確保
	農業用水		-		かんがい用水を補給
	発電(最大出力)		豊平峡発電所(51,900kW) 砥山発電所(10,200 kW)	小樽内発電所(7,000 kW)	—
ダム及び貯水池の諸元	河川名		石狩川水系 豊平川	石狩川水系 小樽内川	石狩川水系 当別川
	位置		札幌市南区定山溪7区	札幌市南区定山溪8区	石狩郡当別町字青山十萬坪地先
	型式		アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	台形CSGダム
	堤高		102.5m	117.5m	52.0m
	堤頂長		305.0m	410.0m	432.0m
	堤体積		285,000m ³	1,185,000m ³	803,100m ³
	堤頂標高		EL 477.38m	EL 392.40m	EL 64.0m
	集水面積		134.0km ²	104.0km ²	231.1km ²
	湛水面積		1.5km ²	2.3km ²	5.8km ²
	総貯水容量		47,100,000m ³	82,300,000m ³	74,500,000m ³
	有効貯水容量		37,100,000m ³	78,600,000m ³	66,500,000m ³
	洪水時満水位		EL 474.88m	EL 390.40m	EL 60.7m
	洪水調節容量		20,200,000m ³	19,000,000m ³	19,200,000m ³
工期	実施計画調査		昭和40～41年度	昭和49～52年度昭和53年度	昭和55～平成3年度
	着工		昭和42年度	平成元年度	平成4年度 (ダム本体 平成20年度)
	完成		昭和47年度		平成24年度
工費	総事業費		8,452 百万円	79,822 百万円	68,374 百万円
	水道分担金		3,454 百万円	45,658 百万円	19,689 百万円(石狩西部)※3
	分担率		40.9 %	57.2 %	28.8%
負担金	令和5年度 ダム管理負担金		497,994,777円	307,292,898円	10,781,204円※4

※1 昭和32年に制定された「特定多目的ダム法」に基づき、国土交通大臣を事業主体として計画から完成後の管理までを一貫して行う多目的ダム。上水などの事業参加者は、その費用の一部を負担するとともに、一定量の流水の貯留を確保する権利である「ダム使用権」を得る。

※2 豊平峡ダム・定山溪ダムは国土交通大臣直轄の「特定多目的ダム」であり、本市は「特定多目的ダム法」に基づく「ダム使用権」にて一定量の流水の貯留を確保する権利を持つ。なお、この「ダム使用権」は、取水のための水利権とは分離して運用される。

一方、当別ダムは北海道と石狩西部広域水道企業団が共同施設として建設した通常の多目的ダムである。石狩西部広域水道企業団のための開発量という上限値はあるが、ダム使用権とは異なり、貯留と取水の水利使用は一体的なものとして運用される。

※3 石狩西部広域水道企業団は、「当別ダム建設工事に関する変更基本協定書」に基づき全事業費の28.8%を負担した。その財源は、1/2が国庫補助金、1/6が企業債、1/3が構成団体からの出資金であり、本市は出資金として3,560百万円を企業団に支出した。

※4 本市は、受水開始までは企業団への受水費の支払いがないため、当別ダムの維持管理負担金の一部を企業団に支出している。なお、受水を開始する令和7年度以降は受水費に含まれることとなり、ダム維持管理負担金としての支出は不要となる見込みである。

(2) 石狩西部広域水道企業団

設立経緯

道央の石狩西部地域に安定的な水道用水の供給を行うため、北海道、札幌市、小樽市、石狩町（現石狩市）及び当別町で、一部事務組合として平成4年3月に設立した。

創設事業

① 事業概要

用水供給に必要となる施設の整備を行う事業（平成4年度着手）

・当別ダム建設(水道水源開発施設整備)事業

当別ダムは、多目的ダム(治水、かんがい、利水)であり、北海道が建設主体となり整備を進め、平成24年度に完成した。石狩西部広域水道企業団は、利水者として参画し、その事業費の一部を負担した。

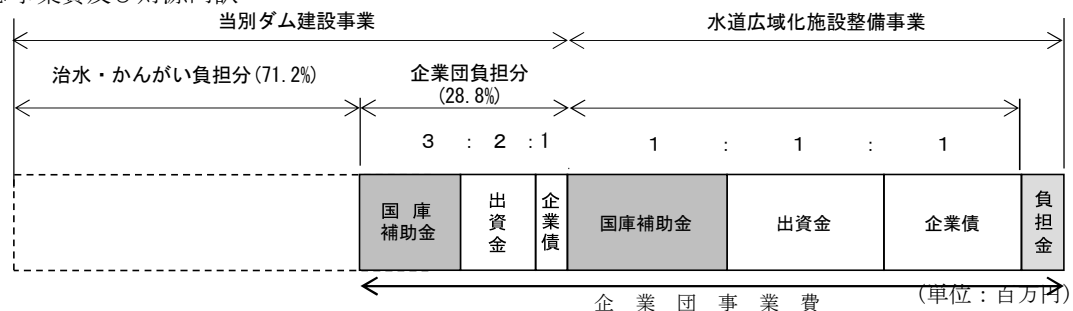
・水道広域化施設整備事業

水道広域化施設は、当別ダムから取水した原水を浄水処理し、各構成団体へ送水するための施設であり、石狩西部広域水道企業団が建設主体となり整備を進めた。

受水時期の違いから、第1期創設事業（平成4～平成24年）と第2期創設事業（令和2～令和6年）に区分して事業を進め、平成25年度から小樽市・石狩市・当別町への用水供給を開始し、令和7年度から札幌市への用水供給を開始する予定である。

施設名	施設概要	第1期	第2期
貯水施設	当別ダム	○	-
取水施設	ダム一体型取水塔	○	-
導水施設	導水管（延長1.1km）	○	-
浄水施設	急速ろ過＋粒状活性炭処理		
	第1期 浄水施設、浄水池、天日乾燥床、排水処理施設	○	-
	第2期 浄水施設、浄水池、天日乾燥床	-	○
送水施設			
	第1期 43.3km（小樽市・石狩市・当別町への送水管）	○	-
	第2期 9.8km（札幌市への送水管）	-	○
分水施設			
	第1期 小樽市、石狩市（花川・新港）、当別町	○	-
	第2期 札幌市	-	○

② 総事業費及び財源内訳



	計画額	実績額	進捗率
	H4～R6	H4～R5	
当別ダム建設事業費	68,400	68,279	100.0%
うち企業団負担分 (水道水源開発施設整備事業費) a	19,689	19,689	100.0%
水道広域化施設整備事業費 b	62,108	52,584	84.7%
企業団事業費 a+b	81,797	72,273	88.4%

(注) 1. 企業団負担分＝当別ダム建設事業費×企業団負担割合（28.8%）

2. 当別ダム建設事業費の実績額は、平成24年度にダム建設が完了したことを受け、建設主体である北海道から企業団に最終的な金額として示されたものである。なお、進捗率は、事業完了につき100%としている。

3. 当別ダム建設事業費の実績額には、昭和45～54年度までの予備調査94,495千円を含まないが、昭和55～平成3年度までの実施設計費用分を含んでいる。

4. 当別ダム建設事業費のうち企業団負担分には、ダムの再設計に伴う負担額を含まない。

③ 計画最大供給量（～令和17年度）

(m³/日)

構成団体	札幌市	小樽市	石狩市	当別町	合計
計画最大供給量	44,000	1,400	16,800	6,800	69,000

④ 構成団体別費用負担割合（平成4年度～令和6年度）

単位（％）

構成団体		札幌市	小樽市	石狩市	当別町	北海道
出資金	当別ダム建設事業	54.22	2.21	16.56	7.01	20.00
	水道広域化 施設整備事業	52.73	3.40	19.65	4.22	20.00
負担金		53.10	3.10	18.87	4.93	20.00

※「石狩西部広域水道企業団の用水供給並びに建設事業費及び経営経費の負担に関する基本協定書の一部を改訂する協定書」（R6.3.28）に基づく。

（令和5年度水道事業年報から監査人が抜粋）

2. 2. 6 業務分析

項 目		2年度	3年度	4年度	5年度	備 考
普及率（％）		99.9	99.9	99.9	99.9	$\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{給 水 区 域 内 人 口}} \times 100$
有収率（％）		93.6	93.9	93.5	93.7	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年 間 配 水 量}} \times 100$
施設利用率（％）		63.2	63.0	74.1	74.7	$\frac{\text{日 平 均 配 水 量}}{\text{日 給 水 能 力}} \times 100$
負荷率（％）		90.4	90.9	92.2	91.3	$\frac{\text{日 平 均 配 水 量}}{\text{日 最 大 配 水 量}} \times 100$
最大稼働率（％）		69.9	69.3	80.4	81.8	$\frac{\text{日 最 大 配 水 量}}{\text{日 給 水 能 力}} \times 100$
配水管使用効率（m³／m）		31.80	31.61	31.09	31.36	$\frac{\text{年 間 配 水 量}}{\text{配 水 管 長}}$
固定資産使用効率（m³／万円）		6.77	6.65	6.42	6.29	$\frac{\text{年 間 配 水 量}}{\text{有 形 固 定 資 産}}$
供給単価（円／m³）		207.54	207.44	195.65	211.00	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年 間 有 収 水 量}}$
給水原価（円／m³）		180.51	181.84	188.39	184.72	$\frac{\text{経常費用(受託を除く)}}{\text{年間有収水量}}$
一般損益勘定職員数（人） （ 受 託 を 除 く ）		541	538	536	539	
一般損益勘定職員一人当り	給 水 人 口（人）	3,634	3,655	3,668	3,642	
	配 水 量（m³）	356,208	356,864	353,072	354,737	
	有 収 水 量（m³）	333,259	335,252	330,081	332,373	
	総 収 益（円） （受託、特別利益を除く）	77,241,852	77,995,594	78,282,161	78,691,777	
	営 業 収 益（円） （受託を除く）	72,735,961	73,305,627	73,654,504	74,014,114	（労働生産性）
	給 水 収 益（円）	69,163,263	69,543,723	64,581,118	70,130,415	
	総 費 用（円） （受託、特別損失を除く）	60,155,251	60,962,928	62,183,438	61,395,911	
	営 業 費 用（円） （ 受 託 を 除 く ）	57,836,330	58,896,293	60,061,338	59,882,360	
	給 与 費（円） （ 受 託 を 除 く ）	7,958,249	7,912,381	8,115,326	7,733,991	（平均給与）
労 働 分 配 率（％）		10.94	10.79	11.02	10.45	$\frac{\text{平 均 給 与}}{\text{労 働 生 産 性}} \times 100$

(注) 1. 給与費は給料、手当等、法定福利費、退職給与金、賞与引当金の合計額。

2. 人口は10月1日現在である。

3. 職員数には管理者、退職者を含むが、会計年度任用職員は含まない。

(令和5年度水道事業年報から監査人が抜粋)

2. 2. 7 水道事業の過去5年間の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
営業収益	39,727,219	39,364,846	39,439,653	39,481,549	39,894,005	※1
給水収益	37,688,059	37,417,325	37,414,523	34,615,479	37,800,294	
受託工事収益	692	14,691	1,225	2,735	398	
その他の営業収益	2,038,468	1,932,830	2,023,904	4,863,335	2,093,314	
営業費用	30,442,485	31,304,102	31,686,206	32,192,877	32,276,592	
原水及び浄水費	4,132,776	4,202,185	4,281,843	4,637,903	4,957,905	
配水費	6,891,410	6,928,131	7,613,375	6,949,978	6,763,506	
給水費	846,777	820,374	851,617	873,224	885,340	
量水器費	1,123,633	1,227,458	1,292,384	1,555,955	1,657,225	
用品管理費	137,260	140,152	148,219	145,050	155,171	
受託工事費		14,648				
業務費	2,577,771	2,941,707	2,586,823	2,741,092	2,779,281	
総係費	1,806,475	1,761,367	1,736,349	2,079,616	1,792,503	
減価償却費	12,417,183	12,398,811	12,719,061	12,747,142	12,695,739	
資産減耗費	509,201	869,269	456,535	462,917	589,921	
営業利益	9,284,734	8,060,744	7,753,447	7,288,672	7,617,413	
営業外収益	2,529,991	2,437,687	2,523,202	2,480,424	2,521,261	※1
受取利息	224	139	184	174	2,073	
一般会計補助金	71,449	28,406	28,581	29,637	29,833	
長期前受金戻入	2,365,255	2,312,134	2,331,371	2,278,639	2,220,396	
雑収益	93,063	97,008	163,066	171,974	268,959	
営業外費用	1,419,706	1,254,536	1,111,849	1,137,446	815,804	
支払利息及び企業 債取扱諸費	1,377,260	1,197,027	1,038,339	885,985	775,936	※2
雑支出	42,445	57,509	73,511	251,461	39,868	
経常利益	10,395,020	9,243,895	9,164,800	8,631,650	9,322,870	
特別利益	24,075	296,516	375,261	318,060	23,635	
固定資産売却益		233,635	365,035	301,668		
過年度損益修正益	24,075	62,881	10,226	16,391	23,635	
特別損失	42,109	101,923	28,083	55,921	47,489	
過年度損益修正損	42,109	99,356	28,083	55,921	46,510	
その他特別損失		2,568			979	
当年度純利益	10,376,986	9,438,487	9,511,978	8,893,789	9,299,017	
その他未処分利益剰余金変動額	9,181,913	10,376,986	9,438,487	9,511,978	10,893,789	
当年度未処分利益剰余金	19,558,899	19,815,473	18,950,465	18,405,766	20,192,805	

※1 営業収益、営業利益ともに安定的に推移している。

※2 支払利息は企業債の減少によって、確実に減少傾向にある。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
固定資産	321,951,994	324,039,568	328,165,994	333,969,384	344,340,511	※ 1
有形固定資産	281,427,445	284,624,152	288,895,824	294,620,695	304,175,053	
土地	12,159,347	12,029,949	11,900,819	11,740,033	11,643,062	
建物	10,491,266	9,888,374	10,269,984	9,780,668	9,286,207	
構築物	198,726,359	215,962,752	215,676,144	220,643,474	221,978,946	
機械及び装置	16,393,757	16,150,104	17,201,463	17,513,710	18,209,297	
車両運搬具	72,976	56,314	49,408	31,036	13,902	
工具、器具及び備品	716,205	684,132	803,351	666,887	1,220,296	
リース資産	299,694	278,066	220,011	180,376	151,112	
建設仮勘定	42,567,842	29,574,460	32,774,644	34,064,511	41,672,231	
無形固定資産	21,306,529	20,359,717	19,851,919	19,316,027	18,934,426	
地上権	5,016	8,182	6,044	4,670	6,980	
電話加入権	20,822	20,822	20,822	20,822	20,822	
ダム使用权	20,378,378	19,447,178	18,515,978	17,584,778	16,653,577	
無形固定資産仮勘定	147,204	287,424	626,100	1,250,329	1,923,961	
その他無形固定資産	755,110	596,111	682,975	455,428	329,085	
投資その他の資産	19,218,020	19,055,699	19,418,250	20,032,662	21,231,032	
出資金	9,507,224	9,720,053	10,220,747	10,789,830	11,930,111	
退職給付引当資産	5,210,410	4,835,323	4,697,369	4,742,704	4,800,747	
水道施設更新積立運用金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	
破産更生債権	5,961	4,909	1,703	1,513	2,030	
貸倒引当金	-5,575	-4,586	-1,569	-1,385	-1,856	
流動資産	23,226,202	24,109,603	25,460,240	24,938,054	23,447,404	※ 1
現金	1,480	1,460	1,440	1,440	1,440	
預金	7,525,918	8,156,461	9,320,347	8,310,130	6,736,526	
水道施設更新積立金	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	7,600,000	
未収金	4,170,273	4,016,221	4,053,250	4,427,935	4,548,000	
貸倒引当金	-43,864	-34,374	-26,285	-32,598	-37,111	
貯蔵品	1,968,500	2,367,024	2,508,876	2,624,316	3,022,480	
短期貸付金					1,500,000	
前払費用	3,895	2,811	2,612	2,627	2,558	
前払金				4,204	36,400	
資産合計	345,178,196	348,149,171	353,626,233	358,907,438	367,787,915	
固定負債	63,671,312	58,831,466	54,482,676	51,698,011	49,714,859	
企業債	58,211,765	53,776,553	49,626,851	46,834,309	44,800,780	※ 2
リース債務	249,137	219,589	158,456	120,998	113,331	
引当金	5,210,410	4,835,323	4,697,369	4,742,704	4,800,747	

流動負債	14,437,820	13,653,283	14,592,557	14,293,839	15,620,050	
企業債	6,549,178	6,435,213	6,149,702	5,792,542	5,733,528	※ 2
リース債務	75,090	82,097	80,618	75,676	52,186	
未払金	5,742,047	5,085,390	6,329,094	6,289,678	7,954,696	
未払費用	124,004	112,701	107,118	101,420	82,124	
前受金	613,121	572,397	569,069	665,291	595,857	
引当金	393,244	383,413	362,964	370,868	384,804	
預り金	941,135	982,026	993,991	998,364	816,854	
その他流動負債		47				
繰延収益	47,251,383	46,101,231	44,974,896	43,763,613	42,861,733	
国庫補助金	15,776,259	15,451,625	15,189,814	14,867,225	14,588,547	
一般会計補助金	5,188,874	4,946,056	4,703,238	4,460,421	4,216,582	
加入金	17,526,816	17,260,017	16,916,772	16,514,424	16,279,499	
負担金	2,915,071	2,922,282	2,932,453	2,955,969	3,062,939	
受贈財産評価額	5,813,716	5,490,656	5,202,077	4,935,085	4,683,728	
その他長期前受金	30,646	30,594	30,542	30,490	30,437	
負債合計	125,360,514	118,585,979	114,050,129	109,755,463	108,196,642	※ 2
資本金	185,256,803	194,741,545	205,647,690	215,768,260	226,420,519	
剰余金	34,560,879	34,821,647	33,928,414	33,383,715	33,170,754	
資本剰余金	901,980	906,174	877,949	877,949	877,949	
加入金	810,318	810,420	810,660	810,660	810,660	
受贈財産評価額	91,662	95,754	67,288	67,288	67,288	
利益剰余金	33,658,899	33,915,473	33,050,465	32,505,766	32,292,805	
水道施設更新積立金	14,100,000	14,100,000	14,100,000	14,100,000	12,100,000	
当年度未処分利益剰余金	19,558,899	19,815,473	18,950,465	18,405,766	20,192,805	
資本合計	219,817,681	229,563,192	239,576,104	249,151,975	259,591,274	
負債・資本合計	345,178,196	348,149,171	353,626,233	358,907,438	367,787,915	

※ 1 固定資産、流動資産ともに過去 5 年間安定して推移している。

※ 2 企業債の減少により、負債も過去 5 年間安定して減少傾向にある。

2. 2. 8 水道料金等の推移

1. 現行水道料金表（令和6年3月31日現在）

◎水道料金

（表に規定する基本料金及び従量料金を基礎として計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額）

（単位：円）

区分 用途及び メータの口径		基本料金	従 量 料 金 （1 m ³ につき）						
			1～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 100m ³	101～ 500m ³	501～ 1,000m ³	1,001m ³ ～
家事の用		1,320	0	200	230	265	330	350	375
家 事 以 外 の 用	20mm以下	2,500	0	265		305			
	25mm	4,300							
	40mm	19,000	0		330	345	360		
	50mm	49,000						0	
	75mm	216,000	0						
	100mm	244,000							
	150mm	511,000			0				
	200mm	583,000							
	200mmを 超えるもの		管理者が別に定める額						
公衆浴場用		1,320	0	145					

備考 1. 家事の用に使用するものとは、メーターの口径が25ミリメートル以下のもので、かつ、専ら家事の用に使用するものをいう。

2. 公衆浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価格について統制を受ける公衆浴場営業の用に使用するものをいう。

3. 従量料金の算出基礎となる最低使用水量以下の使用水量に係る従量料金は、無料とする。

◎水道利用加入金

（税込、単位：千円）

メーター の口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm 以上のもの
加入金	61.6	176	313.5	990	1,782	4,950	10,120	28,600	管理者が別に定める額

備考 徴収対象は、給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）申込者。

2. 過去3回の水道料金等改定率調

改定年月日 区 分	平成2年2月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
改 定 率	水道料金 平 均 18.2% 家事用 15.7%	水道料金 平 均 20.67% 家事用 20.11% 水道利用加入金 5.51%	水道料金 平 均 15.09% 家事用 14.03%
財政計画期間	平成元～4年度 (4カ年)	平成5～8年度 (4カ年)	平成9～12年度 (4カ年)
特 記 事 項	・消費税転嫁につ いては否決	・資金ベースから 損益ベースに移行	・資産維持費の算入 ・加算加入金の廃止
事 業 計 画	第1次施設整備	第2次施設整備	第3次施設整備

- (注) 1. 家事用改定率は、家事用月平均使用水量16m³/月使用の場合。
2. 平成4年5月1日から外税による消費税転嫁(3%)を実施。
3. 平成9年4月1日、消費税及び地方消費税率引上げ(3→5%)に伴う転嫁を実施。
4. 平成26年4月1日、消費税及び地方消費税率引上げ(5→8%)に伴う転嫁を実施。
5. 令和元年10月1日、消費税及び地方消費税率引上げ(8→10%)に伴う転嫁を実施。

3. 料金改定変遷表

(1) 水道料金

(単位：円)

用途別 年次 区分		家事用						団体用	営業用	工業用	浴場用	観賞用 ・ 臨時用 ・ その他	支栓	浴槽	牛馬
		計量栓			定額栓										
		専用	準世帯	共用	専用	準世帯	共用								
昭12 4.1	基本 料金	20㎡まで 1.2			1戸5人まで 0.75		1戸につき 0.3		20㎡まで 1.2		40㎡まで 1.32	20㎡まで 3.32	月1個につき 0.3		
	超過 料金	1㎡増毎に 付表 ①			1人増毎に 0.1				1㎡増毎に 付表 ①		1㎡増毎に 0.033	1㎡増毎に 0.166			
昭13 10.1	基本 料金	〃 1.2			〃 0.75		〃 0.3		〃 1.2		〃 1.32	〃 3.32	〃 0.3	月1個につき 0.25	
	超過 料金	〃 付表 ①			〃 0.1				〃 付表 ①		〃 0.033	〃 0.166			
昭15 10.1	基本 料金	〃 1.2			〃 1		〃 0.3		〃 1.2		〃 1.32	〃 3.32	〃 0.3	〃 0.25	
	超過 料金	〃 付表 ①			〃 0.1				〃 付表 ①		〃 0.033	〃 0.166			
昭20 3.16	基本 料金	15㎡まで 1.3			〃 1.3	1戸5人まで 1	1戸5人まで 0.5		15㎡まで 1.3		〃 2	〃 5	〃 0.5	〃 0.3	月1頭につき 0.3
	超過 料金	1㎡増毎に 付表 ②			〃 0.2	1人増毎に 0.2	1人増毎に 0.1		1㎡増毎に 付表 ②		〃 0.05	〃 0.25			
昭21 6.30	基本 料金	〃 5			〃 5	〃 3.5	〃 2.5		〃 5		〃 6	〃 20	〃 3.5	〃 2	〃 2.5
	超過 料金	〃 0.2			〃 0.5	〃 0.5	〃 0.3		〃 0.2		〃 0.15	〃 1			
昭22 4.28	基本 料金	〃 10			〃 10	〃 7	〃 5		〃 10		〃 12	〃 100	〃 7	〃 4	〃 5
	超過 料金	〃 0.5			〃 1	〃 1	〃 0.6		〃 0.5		〃 0.3	〃 5			
昭22 11.1	基本 料金	〃 20			〃 20	〃 14	〃 10		〃 20		〃 24	〃 200	〃 14	〃 8	〃 10
	超過 料金	〃 1			〃 2	〃 2	〃 1.2		〃 1		〃 0.6	〃 12			
昭23 8.31	基本 料金	〃 40		10㎡まで 25	〃 40	〃 25	〃 25		〃 40		100㎡まで 250	〃 600	〃 14	〃 8	〃 10
	超過 料金	〃 3.5		1㎡増毎に 2.5	〃 7	〃 5	〃 5		〃 3.5		1㎡増毎に 2.5	〃 30			
昭24 4.1	基本 料金	10㎡まで 50	10㎡まで 40	〃 35	〃 50	〃 40	〃 35	20㎡まで 100	20㎡まで 160	100㎡まで 500	〃 450	10㎡まで 500	〃 15	〃 20	〃 20
	超過 料金	1㎡増毎に 6	1㎡増毎に 5	〃 4.5	〃 12	〃 10	〃 9	1㎡増毎に 6	1㎡増毎に 10	1㎡増毎に 6.5	〃 5	1㎡増毎に 50			
昭25 4.1	基本 料金	〃 65	〃 55	〃 45	〃 65	〃 55	〃 45	〃 130	〃 200	〃 650	〃 600	〃 650	〃 20	〃 30	〃 30
	超過 料金	〃 8	〃 7	〃 6	〃 16	〃 14	〃 12	〃 8	〃 13	〃 8	〃 6.5	〃 65			
昭27 4.1	基本 料金	〃 90		〃 60	〃 90	〃 75	〃 60	〃 180	〃 270	〃 900	〃 700	〃 65	〃 30	〃 40	〃 40
	超過 料金	〃 11		〃 8	〃 22	〃 19	〃 16	〃 11	〃 18	〃 11	〃 8				
昭29 4.1	基本 料金	〃 110		〃 70	〃 110	〃 90	〃 70	〃 220	〃 330	〃 1,100	〃 850	〃 650	〃 30	〃 40	〃 40
	超過 料金	〃 14		〃 10	〃 28	〃 24	〃 20	〃 14	〃 22	〃 14	〃 10	〃 65			
昭36 4.1	基本 料金	〃 150		〃 90				10㎡まで 150	10㎡まで 150	〃 1,500	〃 1,000	〃 650			
	超過 料金	〃 16		〃 15				1㎡増毎に 付表 ③	1㎡増毎に 付表 ③	〃 付表 ③	〃 15	〃 65			

(単位 : 円)

年次	口径別 区分	25ミリメートル以下		40・50ミリ メートル	75ミリメ ートル以上	公衆 浴場用	共 用
		家 事 の 用	家事以外 の 用				
昭 43 4. 1	基 本 料 金	10m ³ まで 220	10m ³ まで 300	1,350	3,600	10m ³ まで 220	10m ³ まで 110
	従 量 料 金	1m ³ 増毎に 25	1m ³ 増毎に 30	使用水量 1m ³ につき 30	使用水量 1m ³ につき 30	1m ³ 増毎に 20	1m ³ 増毎に 25
昭 47 4. 1	基 本 料 金	300	420	2,200	6,000	300	150
	従 量 料 金	10m ³ ～ 20m ³ まで 1m ³ 増毎に 35	21m ³ 以上 1m ³ 増毎に 45	45	50	50	30

付 表 ①

(単位 : 円)

21～50m ³	51～100m ³	101～200m ³	201～300m ³	301～500m ³	501m ³ ～
0.055	0.05	0.044	0.04	0.033	0.03

付 表 ②

(単位 : 円)

16～50m ³	51～100m ³	101～200m ³	201～300m ³	301～500m ³	501m ³ ～
0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03

付 表 ③

(単位 : 円)

水量 用途	11～ 1,000 m ³	101～ 1,000 m ³	1,001～ 3,000 m ³	3,001～ 5,000 m ³	5,001m ³ ～
団体用	20	—	19	17	16
営業用	24	—			
工業用	—	20			

(単位：円)

年次 区分 口 径 別		昭 5 1 . 4 . 1							
		基 本 金	従 量 料 金						
			m ³ 1～ 10	m ³ 11～ 20	m ³ 21～ 30	m ³ 31～ 100	m ³ 101～ 500	m ³ 501～ 1,000	m ³ 1,001 ～
家事の用		500	0	60	70	80	90	100	110
家 事 以 外 の 用	20mm 以下	800	0	80	90	100	110	120	
	25mm	1,300							
	40mm	3,000	90			100	110	120	
	50mm	6,000	110						
	75mm	11,000							
	100mm	17,000							
	150mm	36,000							
	200mm	52,000	管 理 者 が 別 に 定 め る 額						
	200mmを 超えるもの								
公衆浴場用		500	0	50					
共 用		1戸につき 250	0	60					

(単位：円)

年次 区分 口 径 別		昭 5 5 . 4 . 1							
		基 本 金	従 量 料 金						
			m ³ 1～ 10	m ³ 11～ 20	m ³ 21～ 30	m ³ 31～ 100	m ³ 101～ 500	m ³ 501～ 1,000	m ³ 1,001 ～
家事の用		700	0	90	105	120	150	170	200
家 事 以 外 の 用	20mm 以下	1,200	0	120	135				
	25mm	2,000							
	40mm	9,000	0	150	165	180			
	50mm	13,000							
	75mm	35,000	0						
	100mm	46,000							
	150mm	147,000							
	200mm	265,000	0	0					
200mmを 超えるもの		管 理 者 が 別 に 定 め る 額							
公衆浴場用		700	0	70					
共 用		10m ³ まで 350	1 m ³ 増 毎 に 90						

(単位：円)

年次 区分 口 径 別		昭 5 9 . 5 . 1							
		基 本 金	従 量 料 金						
			m ³ 1～ 10	m ³ 11～ 20	m ³ 21～ 30	m ³ 31～ 100	m ³ 101～ 500	m ³ 501～ 1,000	m ³ 1,001 ～
家事の用		900	0	115	130	150	185	205	235
家 事 以 外 の 用	20mm 以下	1,450	0	155		170			
	25mm	2,400		0		185			
	40mm	11,000							
	50mm	28,000							
	75mm	122,000							
	100mm	136,000							
	150mm	285,000							
	200mm	322,000							
200mmを 超えるもの	管 理 者 が 別 に 定 め る 額								
公衆浴場用		900	0	900					

(単位：円)

年次 区分 口 径 別		平 2. 2. 1							
		基 本 料 金	従 量 料 金						
			m³ 1～ 10	m³ 11～ 20	m³ 21～ 30	m³ 31～ 100	m³ 101～ 500	m³ 501～ 1,000	m³ 1,001 ～
家事の用		1,000	0	140	155	180	230	250	280
家 事 以 外 の 用	20mm 以下	1,700	0	185		210			
	25mm	2,900							
	40mm	13,400	0		230	245			
	50mm	34,000	0						
	75mm	151,000	0						
	100mm	168,000							
	150mm	355,000	0						
	200mm	400,000							
	200mmを 超えるもの	管 理 者 が 別 に 定 め る 額							
公衆浴場用		1,000	0	100					

(単位：円)

年次 区分 口 径 別		平 5. 4. 1							
		基 本 金	従 量 料 金						
			m³ 1～ 10	m³ 11～ 20	m³ 21～ 30	m³ 31～ 100	m³ 101～ 500	m³ 501～ 1,000	m³ 1,001 ～
家事の用		1,160	0	175	190	220			330
家 事 以 外 の 用	20mm 以下	2,100	0	225		255	280	300	
	25mm	3,600							
	40mm	16,600	0		280	295	310		
	50mm	42,000			0				
	75mm	185,000						0	
	100mm	210,000							
	150mm	440,000							
	200mm	497,000					0		
	200mmを 超えるもの	管 理 者 が 別 に 定 め る 額							
公衆浴場用		1,160	0						120

(単位：円)

年次 区分 口 径 別		平 9 . 4 . 1							
		基 本 料 金	従 量 料 金						
			m ³ 1～ 10	m ³ 11～ 20	m ³ 21～ 30	m ³ 31～ 100	m ³ 101～ 500	m ³ 501～ 1,000	m ³ 1,001 ～
家事の用		1,320	0	200	230	265	330	350	375
家 事 以 外 の 用	20mm 以下	2,500	0	265	305				
	25mm	4,300							
	40mm	19,000	0		330	345			
	50mm	49,000	0						
	75mm	216,000	0			360			
	100mm	244,000							
	150mm	511,000	0						
	200mm	583,000							
200mmを 超えるもの		管 理 者 が 別 に 定 め る 額							
公衆浴場用		1,320	0	145					

(2) 水道利用加入金

(単位：千円)

メーター口径 年 次	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
昭 51. 4. 15	25	70	130	500	900	2,500	5,000	14,000
昭 55. 5. 1	38	105	195	750	1,350	3,750	7,500	21,000
昭 59. 5. 1	53	150	275	860	1,550	4,300	8,600	24,000
平 5. 4. 1	61.6	176	313.5	990	1,782	4,950	10,120	28,600

(注) 平5.4.1のみ税込表示。

(単位：千円)

メーター口径 年 次	200mm	200mmを超えるもの	加 算 加 入 金
昭 51. 4. 15	28,000	管理者が別に定める額	—
昭 55. 5. 1	管理者が別に定める額		口径13mmの場合 38
昭 59. 5. 1	管理者が別に定める額		口径13mmの場合 53
平 5. 4. 1	管理者が別に定める額		口径13mmの場合 56 ※ (注)

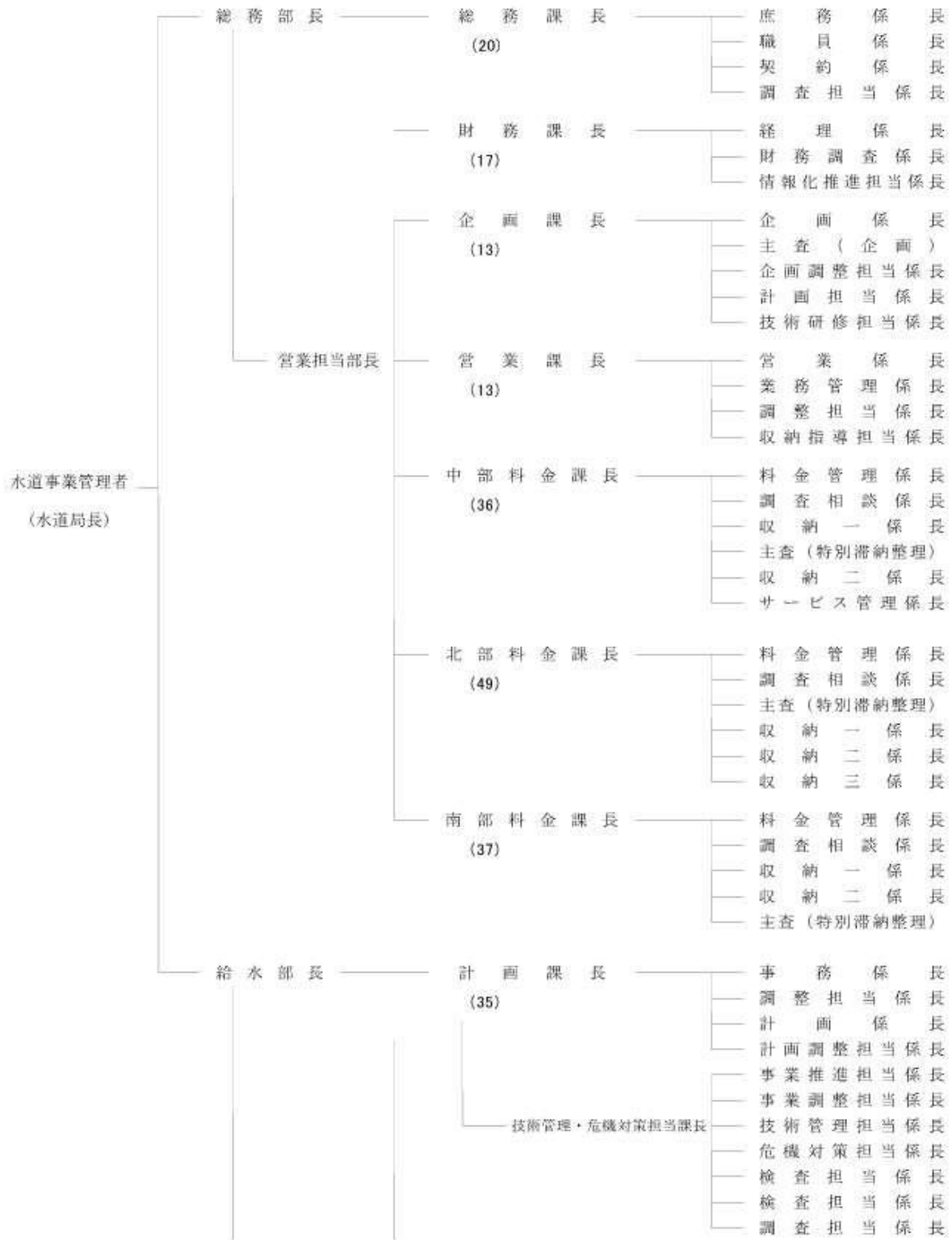
(注) 平成9年4月1日から、加算加入金を廃止。

(令和5年度水道事業年報から監査人が抜粋)

2. 2. 9 組織

1. 札幌市水道局組織図

令和6年3月31日現在





注：() 内の数字は、職員定数である。
職員定数 合計 616名 (管理者を除く。)

2. 事務分掌（令和6年3月31日現在）

（総務部）

総務課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2) 重要文書の審査及び例規の編さんに関すること。
- (3) 公印の管理及び局内文書の收受発送に関すること。
- (4) 本局庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- (5) 広報（災害その他の非常時におけるものに限る。）及び広聴に関すること。
- (6) 市議会及び委員会に関すること。
- (7) 職員の進退、身分及び給与に関すること。
- (8) 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。
- (9) 労働組合に関すること。
- (10) 職員の福利厚生に関すること。
- (11) 工事又は製造の請負契約及び設計、工事監理、地質調査又は測量の委託契約並びに業務委託契約に関すること。
- (12) 物件の購入、修繕及び借受けの契約に関すること。
- (13) 工事又は製造の請負に係る検査立会い及び受渡しに関すること。
- (14) 物品の総括管理に関すること。
- (15) 不用品(水道資材を除く。)の受払い、保管及び処分に関すること。
- (16) 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。

財務課

- (1) 予算、決算及び財源調査に関すること。
- (2) 金銭の収支及び出納に関すること。
- (3) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (4) 部内経理の総括及び調整に関すること。
- (5) 水道料金制度に関すること。
- (6) 経営分析に関すること。
- (7) 業務の調査及び改善に関すること。
- (8) 業務状況の公表に関すること。
- (9) 財産(物品を除く。)の総括管理に関すること。
- (10) 水道事業に係る情報化の推進に関すること。

企画課

- (1) 水道事業に係る中・長期の基本計画に関すること。
- (2) 水道事業に係る広報に関すること（総務課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 水道記念館の管理運営に関すること。
- (4) 水需要推計に関すること。
- (5) 事業運営手法の調査研究に関すること。

- (6) 環境施策に関すること。
- (7) さっぽろ水道サービス協会に関すること。
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 海外技術研修の企画及び実施に関すること。

営 業 課

- (1) 水道料金(臨時に水道を使用する場合を除く。)の統括に関すること。
- (2) 水道使用の普及宣伝に関すること。
- (3) 各料金課業務の調査研究及び連絡調整に関すること。
- (4) 検針制度の調査、研究及び企画に関すること。
- (5) 水道料金システム並びにその関連システムの管理及び改良に関すること。

各料金課(中部・北部・南部)

- (1) 水道使用に係る届出等の受付及び処理に関すること。
- (2) 水道料金(臨時に水道を使用する場合を除く。)の収入及び滞納整理に関すること。
- (3) 水道メーターの点検及び使用水量の認定に関すること。
- (4) 水道使用(臨時に使用する場合を除く。)の監理に関すること。
- (5) 下水道使用料の徴収及び滞納整理に関すること。

(給 水 部)

計 画 課

- (1) 施設整備事業に関すること(施設管理課の所管に係るものを除く。)
- (2) 施設整備事業に伴う用地取得及び許・認可に関すること。
- (3) 水源の調査研究に関すること。
- (4) 近隣の市町村との連絡管の整備に関すること。
- (5) 水道水源の保全に関すること。
- (6) 白川浄水場改修計画に関すること。
- (7) 水道施設工事の施行技術に係る調査研究に関すること。
- (8) 工事等の設計審査及び検査に関すること。
- (9) 局の危機管理及び防災に関すること。
- (10) 札幌市水道施設整備事業評価委員会の庶務に関すること。
- (11) 部内経理の総括及び調整に関すること。
- (12) 部内他課(配水センター、浄水場及び水質管理センターを含む。)の主管に属しないこと。

工 事 課

- (1) 水道施設及び水道局庁舎の建設及び改修の実施計画並びにこれらに係る工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 配水管工事の調査、設計及び施行並びにこれらに係る連絡調整に関すること。

給 水 課

- (1) 給・配水管工事の計画調整に関すること。
- (2) 給・配水管工事関係業務及び給水装置工事関係業務の連絡調整に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)

- (3) 給・配水管工事関係及び給水装置工事関係の諸統計の作成に関すること。
- (4) 配水管及び給水装置の維持管理計画並びにこれに係る連絡調整に関すること。
- (5) 給・配水管の維持に係る調査研究に関すること。
- (6) 配水調整に係る計画及び連絡調整に関すること。
- (7) 水道メーターに係る調査研究及び審査に関すること。
- (8) 給・配水管用材料等の調査、研究、改良開発及び審査に関すること。
- (9) 漏水防止対策に関すること。
- (10) 貯蔵品の調達計画、需給調整及び出納保管に関すること。
- (11) 貯蔵品並びに総務部長が指定した直払品及び固定資産の検収に関すること。
- (12) 不用品(水道資材に限る。)の受払い、保管及び処分に関すること。
- (13) 道路占用許可申請に関すること。

給水装置課

- (1) 給水装置工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 給水装置材料等の調査、研究及び改良開発に関すること。
- (3) 給水装置工事関係業務の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (5) 開発行為等に伴う給水管工事等に係る指導及び連絡調整に関すること。
- (6) 給水装置工事の相談、申込み等の受付、設計審査及び検査に関すること。
- (7) 給水装置工事の設計審査及び検査に伴う手数料、給水装置に係る加入金並びに臨時に水道を使用する場合の水道料金の収入に関すること。
- (8) 貯水槽水道等に係る指導に関すること。

各配水管理課（中部・北部・南部・西部）

- (1) 給・配水管工事の調査、設計及び施行に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)
- (2) 配水管及び給水装置の維持管理に関すること。
- (3) 水道メーター取替工事の設計及び施行に関すること。
- (4) 給水装置の相談に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)
- (5) 給・配水管工事に係る収入金の収入に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)

施設管理課

- (1) 水道施設(配水管を除く。)に係る運用計画及び調査研究に関すること。
- (2) 配水センター、浄水場及び水質管理センターの連絡調整に関すること。
- (3) 水源に係る関係機関との連絡調整及び水利に関すること。
- (4) 水道施設(配水管を除く。)及び水道局庁舎に係る耐震化及び保守保全に関すること(工事課の所管に係るものを除く)。
- (5) 浄水場及び高区配水施設に係る施設整備事業に関すること。
- (6) 水道施設(配水管を除く。)の設備更新計画に関すること。

配水センター

- (1) 送・配水施設及び高区配水施設に係る維持管理に関すること。
- (2) 配水量の調整及び管理運用の総括に関すること。

- (3) 配水情報の管理及び解析に関すること。

藻岩浄水場

- (1) 藻岩浄水場、西野浄水場及び宮町浄水場の浄水並びにこれらの浄水場の運営管理に関すること。

白川浄水場

- (1) 白川浄水場及び定山溪浄水場の浄水並びにこれらの浄水場の運営管理に関すること。

水質管理センター

- (1) 水質の試験及び調査研究に関すること。
- (2) 水道水源の水質保全に関すること。

3. 職員配置表

(令和6年3月31日現在)

部 別		課 別	定 員	現 員				備 考
				事務職員	技術職員	その他の 職 員	計	
管 理 者		1 人	人	1 人	人	1 人		
総 務 部	総務部長・営業担当部長	2	2			2		
	総 務 課	18	18	2		20		
	財 務 課	17	16			16		
	企 画 課	13	5	8		13		
	営 業 課	13	17			17		
	中 部 料 金 課	36	35			35		
	北 部 料 金 課	49	48			48		
	南 部 料 金 課	37	36			36		
	計	185	177	10		187		
給 水 部	給水部長・配水担当部長 ・浄水担当部長	3		3		3		
	計 画 課	32	9	25		34		
	工 事 課	42		42		42		
	給 水 課	24	2	22		24		
	給 水 装 置 課	32	8	24		32		
	中 部 配 水 管 理 課	36	2	34	1	37		
	北 部 配 水 管 理 課	42	2	37	1	40		
	南 部 配 水 管 理 課	58	2	53	1	56		
	西 部 配 水 管 理 課	33	2	29	2	33		
	施 設 管 理 課	13		13		13		
	配 水 セ ン タ ー	31	1	30		31		
	藻 岩 浄 水 場	23	1	22		23		
	白 川 浄 水 場	40	2	36	2	40		
	水 質 管 理 セ ン タ ー	22	1	21		22		
	計	431	32	391	7	430		
合 計		617	209	402	7	618		

(注) 管理者は、技術職員の欄に記載した。

4. 年齢別・勤続年数別職員構成表

(1) 年齢別職員構成表

区分 年齢別	事務職員		技術職員		その他の職員		合 計		構成比率 (%)	
	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31
20才未満	0	0	2	6	0	0	2	6	0.3	1.0
20才以上～25才未満	1	2	25	26	0	0	26	28	4.2	4.5
25 〃 ～30 〃	13	12	67	58	0	0	80	70	13.0	11.3
30 〃 ～35 〃	26	31	73	69	0	0	99	100	16.1	16.2
35 〃 ～40 〃	17	16	48	57	0	0	65	73	10.6	11.8
40 〃 ～45 〃	15	16	40	40	0	0	55	56	9.0	9.1
45 〃 ～50 〃	21	21	26	29	0	0	47	50	7.7	8.1
50 〃 ～55 〃	38	30	37	37	3	2	78	69	12.7	11.2
55 〃 ～60 〃	37	42	45	38	2	3	84	83	13.7	13.4
60才以上	37	39	39	42	2	2	78	83	12.7	13.4
合 計	205	209	402	402	7	7	614	618	100.0	100.0
平均年齢（歳月）	48歳6月	48歳4月	41歳2月	40歳11月	56歳6月	57歳6月	43歳9月	43歳7月	—	—

- (注) 1. 管理者は技術職員として集計している。
2. 構成比率について、数値の端数を四捨五入しているため、表中計算が一致しない場合がある。

(2) 勤続年数別職員構成

区分 勤続年数別	事務職員		技術職員		その他の職員		合 計		構成比率 (%)	
	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31
1年未満	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0	0.2
1年以上～2年未満	4	9	24	26	0	1	28	36	4.6	5.8
2 〃 ～ 4 〃	19	13	50	49	1	1	70	63	11.4	10.2
4 〃 ～ 6 〃	16	18	30	34	0	0	46	52	7.5	8.4
6 〃 ～10 〃	24	26	80	77	0	0	104	103	16.9	16.7
10 〃 ～15 〃	24	26	65	68	0	0	89	94	14.5	15.2
15 〃 ～20 〃	15	15	37	35	0	0	52	50	8.5	8.1
20 〃 ～25 〃	8	15	12	20	0	0	20	35	3.3	5.7
25 〃 ～30 〃	20	13	18	14	1	1	39	28	6.4	4.5
30年以上	75	74	86	78	5	4	166	156	27.0	25.2
合 計	205	209	402	402	7	7	614	618	100.0	100.0
平均勤続年数（年月）	20年0月	19年6月	14年8月	14年2月	26年6月	22年9月	16年7月	16年1月	—	—

- (注) 1. 管理者は技術職員として集計している。
2. 構成比率について、数値の端数を四捨五入しているため、表中計算が一致しない場合がある。
3. 暫定再任用職員は、暫定再任用職員として採用された日からの勤続年数を集計している。

5. 給与支給状況

(注) 管理者を含む

(1) 給料及び諸手当

(単位：円)

区分 種目		事務職員	技術職員	その他の職員	合計
支出人員（人）		2,498	4,856	84	7,438
給料	金額	807,886,714	1,417,820,219	27,674,700	2,253,381,633
	平均	323,413	291,973	329,461	302,955
扶養手当		18,762,333	45,977,558	492,000	65,231,891
地域手当		25,075,072	45,084,321	845,001	71,004,394
基本給〈小計〉		851,724,119	1,508,882,098	29,011,701	2,389,617,918
その他の手当		430,294,313	841,837,854	14,794,667	1,286,926,834
合計		1,282,018,432	2,350,719,952	43,806,368	3,676,544,752

(2) 平均給与額

(単位：円)

区分 種目	支給総額	1人当たり 平均支給月額	1人当たり 平均支給年額
給料	2,253,381,633	302,955	3,635,464
扶養手当	65,231,891	8,770	105,241
地域手当	71,004,394	9,546	114,554
その他の手当	1,286,926,834	173,021	2,076,247
合計	3,676,544,752	494,292	5,931,505

(注) 1. 年間延支給人員 7,438人

(注) 2. 平均給与額について、数値の端数を四捨五入しているため、表中計算が一致しない場合がある

(令和5年度水道事業年報から監査人が抜粋)

2. 3 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

ア 概況

(ア) 法人名

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

(イ) 所在

札幌市東区北 12 条東 7 丁目 1 番 15 号セレスタ札幌 2 F

(ウ) 設立年月日

昭和 54(1979)年 2 月 21 日

(エ) 設立目的

水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して水道事業を支援し、もって札幌市及び道内の水道事業の合理的な運営と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(オ) 基本財産

1,000 万円（札幌市出資比率 50%）

(カ) 職員数

253 人（R6. 4. 1 現在）

(キ) 沿革

a 設立の経緯

昭和 52 年 6 月に水道法の一部が改正され、ビル等に設置される受水槽の容量が 20 m³を超える施設に対し、定期検査が義務づけられた。

検査については「地方公共団体の機関、または厚生大臣の指定する機関」と定められたことを受け、その実施機関として「財団法人札幌市水道サービス協会」を設立。

b 事業の拡大

水道局では平成 6 年度より、経営効率化の観点から、技能職が担ってきた業務を中心に委託化を進めてきた。水道局の関与が可能で、かつ、技術継承が確実な出資団体であるサービス協会に対して、それまで局が直営で実施してきた業務等について、サービス協会への技術移転を前提とした委託化を順次実施している。

c 一般財団法人への移行

公益法人改革により、サービス協会は、事業選択の自由度が高い「一般財団法人」への移行を決定、平成 24(2012)年「一般財団法人札幌市水道サービス協会」と改めた。現在サービス協会は、札幌の水道事業を局との両輪体制で支える重要なパートナーとして、安全安定給水に寄与している。

d 名称・目的変更

協会がその活動を札幌市域に限定せず、道内への広域化を推進していく姿勢を明確にするため、令和元年（2019 年）8 月 1 日付けで法人名を「一般財団法人さっぽろ水道サービス協会」に改めた。

また、名称変更に併せ、協会の定款上の目的に「道内の水道事業」の合理的な運営に寄与することを明記した。

(ク) 事業内容

a 調査研究・普及宣伝事業

(a) 水道事業に係る調査研究及び普及宣伝に関する事業

- ・近隣水道事業体との広域化に関する合同研究会の開催
- ・水道記念館での各種イベント企画・開催及びグッズ販売等
- ・ホームページによる水道事業のPR
- ・閉館期間における記念館職員による出前講座

b 一般事業

(a) 水道技術者等の養成に必要な教育及び指導訓練に関する事業

- ・JICA及び日本水道協会が主催し水道局が実施する技術研修・講習会における実習指導等の実施
- ・道内水道事業体職員を対象とした「水道事業体合同技術研修」の実施（水道局と共催）

(b) 簡易専用水道に係る検査に関する事業

水道法が定める簡易専用水道（有効容量 10 m³を超える貯水槽）の管理について、設置者等の依頼により検査を実施。

c 受託事業

(a) 札幌市からの受託状況

事業名	事業期間
上下水道料金督促収納等に関する事業	S54(1979)～R6(2024)終了
水道記念館の管理運営に関する事業	S54(1979)～継続
地下埋設物・給水装置台帳の情報提供管理に関する事業	S59(1984)～継続
道路占用許可申請等の受付入力管理に関する事業	S59(1984)～継続
水道水質の監視・管理に関する事業	S60(1985)～継続
浄水場の維持管理に関する事業	H元(1989)～継続
配水施設等の維持管理に関する事業	H8(1996)～継続
配水管路の維持管理に関する事業	H13(2001)～継続
小規模貯水槽水道の衛生管理調査・啓発に関する事業	H14(2002)～継続
給水装置工事の検査に関する事業	H25(2013)～継続

(b) その他の受託事業

業務名	委託者	受託年度
配水管工技能講習会の運営管理	(公社)日本水道協会	H13(2001)～継続
配管設計講習会の運営管理	(公社)日本水道協会	H13(2001)～継続
給水装置工事主任技術者試験の監督	(公財)給水工事技術振興財団	H24(2012)～継続
当別浄水場運転管理業務（特命）	石狩西部広域水道企業団	H25(2013)～継続
低区第2幹線配水管調査業務	岩見沢市	H27(2015)

計画漏水調査業務	岩見沢市	H29(2017)
導水管探査業務	古平町	R 元(2019)
配水管探知調査業務	古平町	R2(2020)
漏水調査業務	島牧村	R2(2020)
		R3(2021)
JWRC 管路技術ワークショップ講師	(公財)水道技術研修センター	R4(2022)
豊平地区緊急漏水調査業務	島牧村	R5(2023)

(水道サービス協会の概要説明より監査人が抜粋)

第3 外部監査の結果

3. 1 外部監査の指摘事項及び意見の基準について

今回の監査結果については、指摘事項及び意見に区分している。指摘事項については、その行為に重大な違法性があるか又は不当性がある場合が該当する。不当性がある場合には、3 E（経済性、効率性、有効性）の視点から見て早急に是正すべきものが含まれる。意見に該当するものは、著しく違法や不当なものとはいいないが、その管理の仕方や内容に改善すべき点があるものが該当する。

監査の結果については、下記のように水道局を構成する課ごとに記載している。また、水道サービス協会についてもその対象としている。

今回の監査において指摘事項、意見を付された項目を下記表にまとめた。

No	タイトル	対象課	指摘	意見
1	入札告示の誤記について	総務課	1	0
2	事後審査書類について	同上	1	0
3	入札書受付時間について	同上	1	0
4	指名見積合せの中止について	同上	1	1
5	特定随意契約（少額）について	同上	0	1
6	くじ引きについて	同上	1	0
7	参考見積と実際の入札価格との乖離について	同上	0	1
8	庁用自動車リース契約について	同上	2	0
9	リース契約車両修繕補償金について	同上	0	1
10	係数の設定方法について	同上	0	1
11	個人情報取扱安全管理基準について	同上	0	1
12	本局庁舎の除雪開始時間について	同上	1	0
13	除排雪の入札参加資格について	同上	0	1
14	電力調達契約の入札参加予定者からのデータ提供依頼について	同上	0	1
15	本局庁舎1階の身障者用トイレについて	同上	1	0
16	規程の名称（札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領）について	同上	0	1
17	水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することについて	同上	1	0
18	不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書の記載漏れについて	同上	1	0
19	車両リースについて	同上	0	1
20	水道記念館来場車両等誘導警備業務における入札参加資格の審査について	同上	1	0
21	平岸配水用地（行政財産）について	同上	0	1
22	研修施設の目的外使用許可について	財務課	0	1
23	目的外使用許可における営利非営利の基準について	同上	1	0

24	目的外使用許可の追加変更について	同上	1	0
25	自動販売機の設置に係る目的外使用許可について	同上	1	1
26	水道局発注工事に関する土地の目的外使用許可について	同上	0	1
27	出納取扱金融機関等検査について	同上	1	0
28	情報機器等の収集運搬及び処分業務について	同上	0	1
29	無用な特定随意契約について	同上	1	0
30	「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札幌市水道局会計規程」の関連性について	同上	1	0
31	特別損益の中の水道料金調定及び調定減額の表示について	同上	0	1
32	貸倒懸念債権に対する回収可能性の検討について	同上	0	1
33	賞与引当金の計上のバックテストについて	同上	0	1
34	P C Bに係る引当金の計上について	同上	0	1
35	決算スケジュールへの前期比較の織込みについて	同上	0	1
36	予算における一時借入金の限度額の設定について	同上	1	0
37	無形固定資産におけるソフトウェアの独立表示について	同上	1	0
38	平岸庁舎の固定資産明細書上の表示について	同上	1	0
39	札幌市水道局会計規程第 105 条について	同上	1	0
40	固定資産台帳システムについて	同上	0	1
41	固定資産実査について	同上	0	1
42	固定資産台帳への登録漏れについて	同上	1	0
43	建設仮勘定の計上対象となる支出について	同上	0	1
44	旧宮の森B配水池用地（普通財産）について	同上	1	0
45	旧宮の森Eポンプ場用地（普通財産）について	同上	1	0
46	旧平岡資材置場用地（普通財産）について	同上	1	0
47	中沼資材置場用地（普通財産）について	同上	0	1
48	水道料金の定期的な見直し検討について	同上	0	1
49	個人情報取扱安全管理基準適合評価書について	企画課	0	1
50	札幌水道じっかんキャンペーンについて	同上	0	1
51	水道記念館業務日報について	同上	0	1
52	水道記念館の来場者増加のための企画について	同上	0	1
53	水道記念館ホームページにおけるバリアフリー案内について	同上	1	0
54	水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務の入札参加資格について	同上	1	0
55	債権放棄の通知について	営業課	1	0
56	個人破産の場合の債権放棄について	同上	1	0
57	財産調査の同意書について	同上	0	1
58	履行延期の特約等について	同上	1	0

59	家事用と家事以外用の区別について	同上	0	1
60	使用用途変更届について	同上	0	1
61	還付命令書について	同上	0	1
62	特例料金適用申請書について	同上	1	0
63	検針業務マニュアルについて	同上	1	0
64	認定減額に伴う使用水量決定について	同上	0	1
65	多数回かつ長期にわたる誓約書（支払計画書）の提出について	北部料金課	0	1
66	検査合格年月日の誤りについて	同上	1	0
67	簿冊の綴り間違いについて	同上	1	0
68	健康診断（検便）業務について	計画課	0	1
69	入札参加条件について	同上	0	1
70	石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について	同上	1	0
71	本局庁舎の大規模な設備更新について	工事課	0	1
72	盗難被害について	給水課	1	0
73	棚卸マニュアルの整備について	同上	0	1
74	量水器（水道メーター。以下「水道メーター」という。）の修繕後の受入価格について	同上	0	1
75	申請自粛の勧告について	給水装置課	0	1
76	小規模貯水槽水道の衛生管理の充実について	同上	0	1
77	水質相談処理票におけるチェック欄の記載について	北部配水管理課	1	0
78	水質相談処理票への水質検査報告書の添付の有無について	同上	1	0
79	柏丘高台SRの休止後の利用の意思決定について	施設管理課	0	1
80	一の沢ダムITVカメラ修繕について	水質管理センター	1	0
81	役員賠償責任保険について	水道サービス協会	1	0
82	源泉所得税の過払いについて	同上	1	0
83	内部監査について	同上	0	1
84	収益改善に向けた取り組みについて	同上	0	1
85	時間外労働時間の把握について	同上	1	0
86	水道サービス協会理事の構成について	同上	1	0
87	水道サービス協会入札方法について	同上	1	0
合計			45	45

3. 2 総務部 総務課

【定数20人】

- (ア) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (イ) 重要文書の審査及び例規の編さんに関すること。
- (ウ) 公印の管理及び局内文書の収受発送に関すること。
- (エ) 本局庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- (オ) 広報（災害その他の非常時におけるものに限る）及び広聴に関すること。
- (カ) 市議会及び委員会に関すること。
- (キ) 職員の進退、身分及び給与に関すること。
- (ク) 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。
- (ケ) 労働組合に関すること。
- (コ) 職員の福利厚生に関すること。
- (サ) 工事または製造の請負契約及び設計、工事監理、地質調査又は測量の委託契約並びに業務委託契約に関すること。
- (シ) 物件の購入、修繕及び借受けの契約に関すること。
- (ス) 工事又は製造の請負に係る検査立会い及び受渡しに関すること。
- (セ) 物品の総括管理に関すること。
- (ソ) 不用品（水道資材を除く）の受払い、保管管理及び処分に関すること。
- (タ) 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。

3. 2. 1 入札告示の誤記について

(1) 概要

簿冊名：札幌市水道局庁用自動車リース（契約関係） 契約番号：第11-21-00363号 件名：札幌市水道局庁用自動車リース（軽自動車ほか）

水道局では、庁用自動車をリースにより調達するにあたり、一般競争入札¹を実施した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、入札関係事務が適正に行われているかについて監査を行った。

¹ 一般競争入札：公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう。私人間の契約とは異なり、地方公共団体の契約は公金の支出を伴うことから、経済性（価格の有利性）、公正性（機会均等）、透明性を確保するため、原則として一般競争入札によることが求められる（地方自治法第234条）。一方で、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式を、指名競争入札という。これは、事業遂行能力などの観点から一定の規模や能力を有する事業者に契約の相手方を限定して選択する必要がある場合に用いられる。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本件の入札告示及び入札説明書中に、「札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（令和25年1月31日総務部長決裁。以下「要領」という。）」との記載があるが、「令和」ではなく「平成」の誤記である。正確な事務処理を励行されたい。

3. 2. 2 事後審査書類について

(1) 概要

簿冊名：札幌市水道局庁用自動車リース（契約関係） 契約番号：第11-21-00363号 件名：札幌市水道局庁用自動車リース（軽自動車ほか）

水道局では、庁用自動車をリースにより調達するにあたり、一般競争入札を実施したところ、落札候補者となった場合に、指定の事後審査書類を期限内に提出することを参加の条件としていた。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、事後審査書類の確認が適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本件の入札説明書6(3)ウに、「落札候補者となった場合、落札候補者となった旨の通知（保留通知²）のあった日から3日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、契約担当課へ出荷元等が発行した『出荷証明書』及び『法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について』を提出することを参加の条件とする」旨の記載がある。しかし、「落札候補者となった旨の通知（保留通知）」が簿冊に綴られていないので、「出荷証明書」及び「法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について」が、保留通知のあった日から3日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に提出されたか否かが不明であり、上記条件を満たしているか否かが確認できない³。事後審査が適正になされたか否かの検証の観点から、今後は、入札説明書において「落札候補者となった旨の通知（保留通知）」と記載したものについては、当該通知を行った日が分かる資料を簿冊に綴るべきである。

なお、水道局からは、現行においては、入札説明書におけるこの部分の記載を「落札候補者は入札執行者の指示のあった日（原則として開札日）から起算して3日以内

² 保留通知とは、入札参加資格等の事後審査など、落札者の決定に時間を要する場合に、相手方にその旨を通知するための電子入札システムの機能の1つである。

³ 水道局の説明では、保留通知を行うのは原則として開札日としているとのことであったが、本件の開札日は令和2年8月7日、「出荷証明書」の日付は令和2年8月18日、「法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について」の日付は令和2年8月19日であるため、上記説明を前提とすると、保留通知のあった日から3日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）という期限を徒過している可能性も考えられる。

（土曜日、日曜日及び休日を除く）に上記４（５）に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類として…を提出しなければならない。」といった表現に改めた上で、入札執行者による指示日を入札書又は入札執行調書に記載することとしている旨の説明があったことを付記する。

3. 2. 3 入札書受付時間について

（１）概要

水道局では、一般競争入札及び指名競争入札を実施する際に、入札告示及び入札説明書において、入札書受付期間（入札書受領期限）を定めている。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、入札書受付期間（入札書受領期限）の確認が適正に行われているかについて監査を行った。

（３）監査の結果

【指摘事項】

一般競争入札及び指名競争入札を実施する際に、入札告示及び入札説明書中において、入札書受付期間（入札書受領期限）が定められており、例えば、「令和２年８月５日（水）８時００分から令和２年８月６日（木）１７時００分まで」、「令和２年８月６日（木）１７時００分【送付の場合は必着】」などと記載されている。しかし、入札書には日付の記入欄しかないため、入札参加者が入札書受付期間の最終日（上記の例だと令和２年８月６日）に入札書を持参した場合、持参した時刻が不明であり、入札書受付期間（入札書受領期限）内に入札書が提出されたか否かを確認することができない。今後は、入札書受付期間（入札書受領期限）を遵守しているか否かを事後的にも確認することができるよう、入札参加者が入札書を持参した時刻を明記しておくべきである。

3. 2. 4 指名見積合せの中止について

（１）概要

簿冊名：水道局本局庁舎自動給水装置等保守管理業務 契約番号：第11-21-00013号 件名：水道局本局庁舎自動給水装置等保守管理業務

水道局では、本局庁舎自動給水装置等保守管理業務について、指名見積合せ⁴の方法により契約を締結した。

（２）実施した監査手続き

⁴ 指名見積合せ：随意契約（地方公共団体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する方式）の一種であり、指名した複数の者（原則３者以上）から見積書を徴する見積合せのことをいう。見積りを依頼する相手を指名せず、案件を公開して見積参加者を募る場合を、公開見積合せという。

関連簿冊の査閲により、指名見積合せの方法による契約手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本件について、指名見積合せの方法により契約を締結するため、水道局が選定した業者3者に対して見積通知書を送付したところ、「前年度の請負業者を選定していなかったため」との理由で、指名見積合せを中止とした。このような理由で指名見積合せが中止となってしまうと、指名を受けた業者の業務受託に対する期待を奪ってしまうことから、適正な事務処理を励行されたい。

【意見】

本件について、指名見積合せの中止前に指名されていた業者1者は、水道局に対して見積書を提出していたところ、見積書在中の封筒右上に「2/20 tel連絡 辞退とのこと」とのメモ書きがなされていることからすれば、水道局が当該業者にお詫びの電話をして、辞退の取扱いをされたものと推察される。しかし、当該業者から正式な見積辞退届が提出されたわけではないため、真に辞退の意思があったか否かが不明確と言わざるを得ない。このように、誤って業者を指名して見積合せを実施してしまった場合、業務受託に対する業者の期待を保護する観点から、正式な見積辞退届が提出されないのであれば、中止後新たに実施する指名見積合せにおいて、見積辞退届を提出していない業者を指名することも検討すべきである。なお、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第97条第2項第1号は、「指名見積合せは、参加資格者の中から原則として3人以上（対象となる参加資格者が3人に満たないときは全員）を指名し、これらの者から見積書を徴取して契約の相手方を決定するものとする。」と定めているため、中止前に指名されていた業者を引き続き指名した結果、指名見積合せの業者が3者を超えたとしても全く問題はない。

3. 2. 5 特定随意契約（少額）について

(1) 概要

簿冊名：水道局平岸庁舎消防設備点検業務 執行伺番号：第21-00100号

水道局では、平岸庁舎消防設備点検業務について、特定随意契約⁵の方法により契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、特定随意契約の方法による契約手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

⁵ **特定随意契約**：特定の事業者との間で締結する随意契約のことである。「特命随意契約」や「1者随意契約」と呼ばれることもある。競争原理が働かない例外的な契約方法であることから、物品購入等については予定価格が少額（10万円未満）の場合等に限定されている（札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第48条、第98条）。

（３）監査の結果

【意見】

本件について、水道局は、税込み99,990円（税抜き90,900円）で特定随意契約（少額）を締結している。確かに、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第98条では、予定価格が10万円未満の場合、特定者から見積書を徴することができることとされているため、99,990円の場合は特定随意契約（少額）を締結すること自体は可能である。一方で、99,990円というのは、10万円をわずかに下回る金額であり、いかにも特定随意契約を締結するために金額を調整したのではないかとも思われ、別の業者から見積書を徴した場合には、さらに低い金額が提示される可能性も考えられる。特定随意契約は競争原理が働かない例外的な契約方法であることからすれば、10万円をわずかに下回る金額の見積書が提示されたときには、場合によっては別の業者からも見積書を徴するなどして（必ずしも指名見積合せの方法による必要まではないと考えられる。）、金額の適正性に留意した対応を行うのが望ましい。

3. 2. 6 くじ引きについて

（１）概要

簿冊名：水道局平岸庁舎電気工作物保守管理業務 契約番号：第11-21-00019号 件名：水道局平岸庁舎電気工作物保安管理業務

水道局では、平岸庁舎電気工作物保守管理業務について、指名見積合せを行った結果、２者が同額の提示をしたため、くじ引きにより落札者を決定して契約を締結した。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、くじ引きにより落札者を決定して契約を締結した手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

（３）監査の結果

【指摘事項】

札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第24条第４号は、「指名見積合せの執行の手順については、一般競争入札の例による。」と定めているところ、同事務取扱要領第12条第３項第２号は、一般競争入札の場合の開札について、「入札執行者は、落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。……）第167条の９の規定を準用し、くじにより入札参加資格の審査の順番を決定するものとする。」と定めている。ここで引用されている地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）第167条の９は、「普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。」と定めており、これを受けて、水道局が一般競争入札を行う場合の入札説明書には、「同額抽選」として、「落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその

代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。」と記載されている。

上記によれば、指名見積合せにおいて同価の入札をした場合にくじを引くことができるのは、①見積参加者又はその代理人、②（①がくじを直接引くことができない場合）当該指名見積合せの事務に関係のない水道局職員ということになると考えられるところ、本件では、①か②のいずれがくじを引いたのか明記されていない。特に②の場合には、当該指名見積合せの事務に関係のない職員がくじを引いたことを明確にすべきであることから、くじ引きによる場合には、くじを引いた者が誰であることを明記すべきである。

3. 2. 7 参考見積と実際の入札価格との乖離について

（1）概要

簿冊名：太陽光発電設備設置可能性調査業務 契約番号：第14-21-00043号 件名：太陽光発電設備設置可能性調査業務

水道局では、太陽光発電設備設置可能性調査業務について、一般競争入札の方法により契約を締結した。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、一般競争入札の方法による契約手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

（3）監査の結果

【意見】

上記の件について、水道局は予定価格⁶を14,113,000円（入札書比較価格⁷12,830,000円）と設定したのに対して、入札に応じた1者は6,300,000円と半額以下の入札金額で落札した。入札告示前に同者が水道局に提示した参考見積⁸は、15,389,000円（消費税抜13,990,000円）であったところ、参考見積を取得した時点と入札の時点で本件の仕様の変更がなかったにもかかわらず、参考見積の半額以下の入札金額となっている。本件では最低制限価格制度⁹を採用しているわけではなかったため、同者の落札に特段

⁶ **予定価格**：一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込価格をいう（消費税及び地方消費税を含む）。競争入札において、契約の相手方を決定するにあたっては、原則として予定価格の制限の範囲内の価格の入札者でなければならない（予定価格の上限拘束性）（会計法第29条の6、地方自治法第234条第3項等）。

⁷ **入札書比較価格**：予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額のことをいう。入札金額は消費税及び地方消費税を除いた額を記載することから、予定価格と入札金額との比較を容易にするための金額である。

⁸ **参考見積**：予定価格を決定するための参考として、事前に業者から徴収する見積をいう。

⁹ **最低制限価格制度**：一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要が

の問題はないようにみえる一方で、予定価格及び同者の参考見積と比較して半額以下の入札金額となっていることを踏まえると、適正な業務の履行に支障が生じかねない落札金額であるとも思われるところである。このような場合には、当初の参考見積から大幅に金額が下がった理由を確認するなどして、適正な業務の履行に支障が生じないか否かを慎重に検討するのが望ましい。

3. 2. 8 庁用自動車リース契約について

(1) 概要

水道局では、一般競争入札により、庁用自動車をリース契約により調達している。水道局に導入するリース車両は、通常のレンタカーや車両リースと異なり、導入時に車両仕様書のとおり装備の追加や改造を行うことから、契約期間を原則として8年間としている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、庁用自動車のリース契約の手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

リース取引は、一般に、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに分類される。ファイナンス・リース取引には、法令上の一般的な定義は存在せず、会計上、リース取引に関する会計基準において、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう」と定義されている（平成19年3月30日改正企業会計基準委員会「企業会計基準第13号リース取引に関する会計基準」5）。ファイナンス・リース取引以外のリース取引を、オペレーティング・リース取引と定義されている（同6）。上記定義から、ファイナンス・リース取引は、①ノンキャンセラブル（解約不能）及び②フルペイアウト（投資資本の全額回収）であることが求められており、地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領（以下「会計処理要領」という。）第22条第2項も同様の要件を設定している。

○地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領

（リース取引の区分）

第22条 リース取引は次の各号により区分し、規則第5条第2項第1号チ及び同項第2号ル並びに規則第7条第2項第6号及び同条第3項第12号の定めるところにより区分する。

あると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度をいう（自治法施行令第167条の10第2項）。

- (1) ファイナンス・リース取引
 - (2) オペレーティング・リース取引
(ファイナンス・リース取引の定義)
- 2 ファイナンス・リース取引は次の各号にいずれにも該当するリース取引をいう。
- (1) ノンキャンセラブル（解約不能）のリース取引
リース契約が解約不能又は解約可能であっても解約時に未経過リース料相当程度の違約金等の発生が見込まれるリース取引
 - (2) フルペイアウトのリース取引
リース料総額がリース物件を取得した場合とほぼ同額と見込まれるリース取引

しかし、水道局の庁用自動車リース契約について、リース資産台帳上、リース取引区分が「ファイナンス（移転外）」としてファイナンス・リース取引に区分されているにもかかわらず、当該庁用自動車リース契約に係る賃貸借契約書をみると、下記のような条項が設けられている。

- (例) 契約番号：第11-21-00225号、件名：札幌市水道局庁用自動車リース
○物件賃貸借契約書
- 第16条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を変更又は解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を変更又は解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

しかし、上記の条項では、発注者である水道局が必要に応じて中途解約できる内容となっており、その場合の損害賠償についても未経過リース料の違約金が発生することは明記されていない。上記の契約書の条項では、ノンキャンセラブル（解約不能）の要件（会計処理要領第22条第2項第1号）に該当するとは言い難い¹⁰。

そのため、上記の契約書を利用した自動車リース契約については、ファイナンス・リース取引に該当するか否かについて疑義があり¹¹、また、今後、ファイナンス・リー

¹⁰ 水道局総務課からも、「本件は、政府調達協定等(以下「協定」という。)案件の適用対象となる性格上、入札者(参加希望者を含む。)は、入札・契約過程において協定の趣旨に反する行為が認められた場合、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づいて苦情の申立てができ、その苦情申立てを受けた「札幌市入札・契約等審議委員会」での検討結果として、その是正策の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得るものとし、その旨を入札説明書に記載しているところである。指摘内容で記載されている、契約約款の第16条第1項及び第2項は、それに対応させた条項であり、お見込みのとおり中途解約における違約金等の支払について規定したものではない。」との説明がなされているところである。

¹¹ 水道局総務課からは、「本件は、リース資産台帳の記載内容が正しく、ファイナンス・リース取引として自動車リース契約を締結したものである」との説明があったが、その根拠が不明であったため、水道局財務課にヒアリングしたところ、概要、予算の段階では契約書も仕様も分からないことから、フルペイアウトのみで判断しており、その後支出要求の段階では契約書も見ることになるが、自動車リース契約なので当然ファイナンス・リース取引であるという前提で運用してきた、との説明があった。しかし、本文で述べたとおり、契約書の文言上、ノンキャンセラブル（解約不

ス取引として自動車リース契約を締結するのであれば、契約書の条項をノンキャンセルابل（解約不能）要件に適合するよう、変更すべきである。

【指摘事項】

水道局では、庁用自動車リース契約の一般競争入札を行う際に、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引かを明示した形での入札告示は行われていない。仮にオペレーティング・リース取引であるという認識をもったリース業者が入札すれば、ファイナンス・リース取引であるという認識をもったリース業者と比較して、入札金額を安くして落札しやすくなることが予想される。入札するリース業者間の認識を共通のものとするために、入札告示の際に、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引かを仕様書に明示すべきである。

3. 2. 9 リース契約車両修繕補償金について

（１）概要

水道局では、水道局職員が庁用自動車であるリース車両を運転中に、自らの過失により事故を発生させた場合には、当該リース車両の修理費等の損害について、リース業者に対して一定の修繕補償金を支払っている。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、リース契約車両修繕補償金の支出が適正に行われているかについて監査を行った。

（３）監査の結果

【意見】

庁用自動車リース契約に係る賃貸借契約書には、事故が発生した場合の修理費等の負担について、下記のような定めが置かれている。

（例）契約番号：第11-21-00225号、件名：札幌市水道局庁用自動車リース

○物件賃貸借契約書

第19条 契約期間中に賃借物件に修理を必要とする損耗、き損、機能不全等（以下「損耗等」という。）が生じた場合は、当該損耗等に係る修理は受注者が行うものとする。

2 前項の修理に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、損耗等が発注者の責めに帰する事由により生じたものと認められる場合、当該修理に要する費用は発注者の負担とする。

3 前項ただし書きにおいて、第三者が関わる損耗等については、発注者と受注者とが協議のうえ、発注者の負担分を定めるものとする。

上記によれば、水道局職員が庁用自動車であるリース車両を運転中に、自らの過失により事故を発生させた場合には、当該リース車両の修理費等の損害について、発注

能）の要件（会計処理要領第22条第2項第1号）に該当するとは言い難い以上、ファイナンス・リース取引として自動車リース契約を締結したか否かについて疑義があると言わざるを得ない。

者である水道局が全額負担すべきと考えられる（上記物件賃貸借契約書第19条第2項ただし書）。一方で、実際の運用としては、本来水道局が全額負担すべきところを一部の負担にとどめており、当該水道局の負担部分として、リース業者に対して一定の修繕補償金を支払っている。この点について、仕様書には、「車両事故に係る修理費用について、発注者がこれを負担する場合、その費用のうち、1年間に1台につき1回、5万円まで補償すること」という定めがおかれている。

しかし、実際には、リース業者によって、水道局が負担する修繕補償金の金額に差異が生じている。例えば、A社との間の覚書によれば、「車両事故発生時においては、受注者は車両保険を適用することとする。その免責金は1年間（リース開始日から1年毎）1台につき1回、5万円までを限度に受注者が負担するものとし、その場合、発注者に対し修理費用の請求はしないものとする。なお、1年間（リース開始日から1年毎）で2回目以降の車両事故における免責金については、発注者が負担するものとする。」¹²と定められており、水道局が負担するのは、2回目以降の車両事故における免責金（5万円）についてのみということになるが（上記仕様書と異なる取扱いである。）、B社に対する修繕補償金については、修理費から免責金額（5万円）を除いた金額を水道局が負担している（上記仕様書に合致する取扱いである。）。

確かに、水道局が負担する修繕補償金については、各リース業者との間で個別に協議して対応すれば足りるとの考え方もあり得るところではあるが¹³、一方で、賃貸借契約書上は水道局が全額負担すべきとされる修理費等の損害について、リース業者によって、水道局が負担すべき金額に差異が生じるのは、公平性の観点から問題があると考えられる。そのため、水道局が負担する修繕補償金の金額を可能な限り統一すべく、他政令市や他部局の状況も確認した上で適切な対応をすべきである。

3. 2. 10 係数の設定方法について

（1）概要

簿冊名：水道工事請負材料市場価格調査業務 契約番号：第61-21-00410号 件名：水道工事請負材料市場価格調査業務

水道局では、水道工事請負材料市場価格調査業務について、一般競争入札の方法により契約を締結した。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、一般競争入札の方法による契約手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

¹² 例外として、「修理費用が車両保険金額を超過する場合は、受注者は修理費用、車両保険金額を明示したうえで、その超過額を発注者に対し請求できるものとする。また、車両保険が適用されない事故の場合には、受注者は修理費用を発注者に対し請求できるものとする。」と定められている。

¹³ 物件賃貸借契約書第19条第3項では、「第三者が関わる損耗等」については、受注者と発注者が協議して発注者の負担分を定めるとされているが、それ以外の事故（例えば、水道局職員の過失による自損事故）について、受注者と発注者が協議して発注者の負担分を定める旨の規定は設けられていない。

(3) 監査の結果

【意見】

本件業務が一般競争入札に付されたが、入札告示及び入札説明書の「入札方法」の項目には、下記の記載がなされている。

「水道資材価格・施工単価調査を除く業務総価」で入札に付する。別添の係数表は、複数ある価格の中から代表的なものを代表係数「1」とし、他の価格を「1」に対する係数とした数字である。本案件では、「水道資材価格・施工単価調査を除く業務総価」を代表係数とし、入札書には、それに値する金額を円単位で記載すること。なお、係数を金額に換算するときは、円未満を切り捨てた金額とする。

上記記載の別添の「係数表」とは、以下の表である。

(係数表)

種別	単位	予定数量	係数
総価契約 (水道資材価格・施工単価調査 を除く業務)	-	-	1.0000000
単価契約 水道資材価格・施工単価調査 (材料費)	回	1	0.0066192
単価契約 水道資材価格・施工単価調査 (施工費・材工共)	回	1	0.0711892

しかし、この係数の設定がわかりにくく、業者から質問が出ているうえ、以下の入札結果のとおり、入札に参加した1社（以下の表のD社）は、他の入札業者の約10倍の金額を入札しており、計算を誤ったのではないかと考えられる（当該業者は当然落札することができなかった）。

(入札結果)

業者名	入札金額	結果
A社	430,000	落札
B社	511,000	
C社	590,000	
D社	5,300,000	

確かに、係数の設定自体に過誤があるわけではないため、計算を誤ったとすればそれは業者の責任であるという見方もできる一方で、業者間の適正な競争を促すという観点からすれば、できる限り係数の設定を分かりやすくする方法を模索することが望ましい。

3. 2. 1 1 個人情報取扱安全管理基準について

(1) 概要

水道局では、廃棄文書機密抹消及び再資源化処理業務の受託者に対して、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出させ、札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしているか否かを評価した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしているか否かの評価が適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」には、下記の項目が記載されている。

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。
また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。
 - (1) 組織的安全管理措置
 - (2) 人的安全管理措置
 - (3) 物理的安全管理措置
 - (4) 技術的安全管理措置

上記の基準を受けて、受託者からの提出を求める「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には、「1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定」の項目において、「貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。」との記載がなされているところ、本件の受託者が提出した「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には、当該項目において、「個人情報保護方針」や「情報セキュリティ基本方針」等の規程について、「非開示文書扱いの為、提出及び閲覧は不可となります。」との記載がなされている。そして、水道局では、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」において、上記項目について、「申出書にて情報セキュリティに関する基本方針等を策定していることを確認した（非開示文書のため、提出及び閲覧は不可）」と評価し、そのほかの項目と併せて、札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしていると評価した。

しかし、個人情報保護方針¹⁴等は、企業が対外的に個人情報保護等の方針を公表する

¹⁴ **個人情報保護方針**：個人情報保護について事業者としての姿勢を明確化するために策定されるものであり、「プライバシーポリシー」、「プライバシーステートメント」と呼ばれることもある。一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が定める「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」（2023 年 12 月 25 日制定）では、個人情報保護方針を文書化し、事業所内に周知するとともに、一般の人が入手可能な措置が求められている（同指針 J. 2. 2）。

目的で策定される文書としての性質を有すると考えられるため、これが非開示文書扱いであるとする理由には疑問が生じ得る。このように、非開示文書扱いであるため開示できないとの受託業者の申出があった場合、その理由を検討し、場合によっては非開示文書扱いとしている理由を業者に確認するなどの対応を行うことが望ましい。

3. 2. 1 2 本局庁舎の除雪開始時間について

(1) 概要

水道局では除排雪作業を外部に委託している。施設業務委託共通仕様書の他に特記仕様書を定めて、入札により決定した受託者は施設業務委託共通仕様書及び特記仕様書に従い除排雪業務を遂行することとなっている。

(2) 実施した監査手続き

仕様書、作業日報及び業務実施報告書等を精査した上で、除排雪業務の運用の現状について聴き取りを行い、仕様書に従った除排雪業務がなされているかなどについて確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

水道局本局庁舎構内ほか除雪及び排雪業務特記仕様書は、本局庁舎及び堤防側駐車場の除雪の作業時間に関して、近隣への騒音を考えて、開始時間を午前3時以降としている。

しかしながら、この原則が守られておらず、受託者はほとんどの除雪作業において午前3時より早く作業を開始している。

受託者の都合で早く始める場合があるとのことであるが、積雪や天候の状況により例外的に早く始める必要がある場合があることは理解するものの、そのような場合を除いては、受託者に対し特記仕様書通りの運用を求めるべきである。

3. 2. 1 3 除排雪の入札参加資格について

(1) 概要

水道局では除排雪作業を外部に委託している。毎年、一般競争入札により受託者を決定している。

- ① 水道局本局庁舎構内ほか除雪及び排雪業務
- ② 水道局新琴似庁舎除雪及び排雪業務
- ③ 水道局豊平庁舎除雪及び排雪業務
- ④ 水道局資材センター除雪及び排雪業務
- ⑤ 水道局山本緊急資材倉庫構内除雪及び排雪業務
- ⑥ 水道局川沿庁舎除雪及び排雪業務
- ⑦ 札幌市水道局厚別庁舎除雪及び排雪業務
- ⑧ 平岸配水池除雪業務
- ⑨ 石山東配水池ほか除雪業務
- ⑩ 清田配水池及び有明配水池除雪業務
- ⑪ 藻岩浄水場構内除雪及び排雪業務

- ⑫ 西町浄水場構内除雪及び排雪業務
 - ⑬ 宮町浄水場構内除雪及び排雪業務
 - ⑭ 白川浄水場構内除雪及び排雪業務
 - ⑮ 定山溪浄水場構内除雪及び排雪業務
- の15の除排雪業務が一般競争入札とされている。

(2) 実施した監査手続き

入札に関する告示、入札説明書などを精査して上で、聴き取りを行い、入札手続は適正か、入札参加資格が適正に定められているかなどに関して確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

上記15の除排雪業務はすべて同一の入札参加資格が設定されている。

入札参加資格の中に「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者であること。」というものがある。

しかしながら、この入札参加資格を求める必要はないように思われる。

令和5年度に関しては、上記15の業務全ての入札においてそれぞれ1者の応札しかなく、十分な価格競争が行われていない。

入札参加資格が不当な参入障壁になっていないか検討を求める。

なお、この「過去に本市又はその他の官公庁と同種の役務契約を締結し、履行した実績がある者であること。」との入札参加資格は、令和6年度の除排雪業務においては削除された。

3. 2. 1 4 電力調達契約の入札参加予定者からのデータ提供依頼について

(1) 概要

電力調達契約（水道局旭山配水池他、指定施設において使用する電力及び水道局西部配水池他、指定施設において使用する電力）は一般競争入札が行われている。

(2) 実施した監査手続き

関係簿冊の精査をし、聴き取りをするなどして、一般競争入札の手続が適正に行われているかなどについて確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

入札前に、入札参加予定業者から、資料（指定施設一覧）についてExcelによる提供を求められたが、水道局はこれを拒否した。

しかしながら、この資料について、Excelでの提供を拒否する理由がない。

現在はこのような取扱いをしていないということであるが、入札参加予定業者の作業の便宜のため今後はこのような不当な取扱いがないようにすべきである。

3. 2. 1 5 本局庁舎1階の身障者用トイレについて

(1) 概要

水道局本局庁舎は市民や事業者等が来訪する建築物であり、高齢者や障がい者の来訪も想定されるため、できる限りバリアフリー化するのが望ましい。

(2) 実施した監査手続き

水道局本局庁舎について、高齢者及び障がい者が利用しやすい施設になっているかについて調査した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

水道局本局庁舎 1 階の身障者用トイレについて、便座に着座した際、右側にはL字型の手摺が設置されているが、左側に手摺がない。

左側にも手摺を設置すべきである。

なお、便座に着座した際の左側には木製の台が設置されている。この木製の台の高さは便座の高さとほとんど変わらないため、歩行困難者等が利用する場合、立位を保つためにはこの木製の台は役に立たず、右側のL字型手摺のみを掴んで身体を支持しなければなくなり、この木製の台では立位の保持が難しい場合がある。

3. 2. 16 規程の名称（札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領）について

(1) 概要

札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱に基づき事後審査型一般競争入札を行う場合の対象及び手続等に関して必要な事項を定めたものである。

(2) 実施した監査手続き

札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領について、内容に鑑みて規程の名称が相当であるか、聴き取りなどにより確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

規程の名称は、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領ではなく、札幌市水道局事後審査型一般競争入札施行要領とすることが相当であると思料する。

水道局の規程に関しては、入札参加業者の混乱を招かないことや事務の効率化のため、市長部局と同様の規程とすることが行われており、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領に関しても、札幌市事後審査型一般競争入札試行要領と概ね同内容としているとのことであつたが、もはや「試行」の要素がなく、市長部局と協議し、「施行」と改めることを検討するべきである。

3. 2. 17 水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することについて

(1) 概要

令和6年9月19日付けで水道事業管理者が水道サービス協会の理事長に就任した。以後、水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任する状態が継続した。

（２）実施した監査手続き

水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することの問題点について検討した。

（３）監査の結果

【指摘事項】

水道サービス協会は毎年約10件の水道局の入札に参加し、また、毎年約10件の随意契約を締結している。

水道事業管理者は、地方公営企業である水道局において、市を代表する権限を有し（地方公営企業法第8条）、契約を締結する（同法第9条第8号）。入札予定価格等を知り得る立場でもある。

水道サービス協会は、札幌市により設立され、札幌市の水道行政において重要な役割を担っている。

札幌市が何らかの形で水道サービス協会の経営に関与する必要があるのは否定するものではないが、上記のように水道サービス協会が水道局の入札に参加し、随意契約を何件も締結している以上、水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任することは入札の公正さや随意契約の妥当性など両者間の契約の公正、妥当性に関する疑念を生じさせ、水道行政への市民の信頼を失わせるものであるため、かかる兼任をすべきではない。

水道事業管理者が水道サービス協会の理事長を兼任する場合、双方代理の問題が生じる。水道事業管理者と水道サービス協会の理事長を兼任する者が、水道局と水道サービス協会双方をそれぞれ代表して契約締結を行った場合、双方代理に関する民法第108条が類推適用されるため、かかる契約締結行為は民法第108条に反する双方代理行為となると解される（最判平成16年7月13日民集58巻5号1368頁参照）。

水道局では、民法第108条の類推適用を回避するために、令和6年11月7日付けで、水道事業管理者により札幌市水道事業管理者事務委任規程を制定した。この規程によると、水道事業管理者が、その名において代表となる法人と契約を締結する場合、管理者の事務の一部を総務部長に委任することとされている。

確かに、水道事業管理者は、その権限に属する事務の一部を企業職員に委任することができ（地方公営企業法第13条第2項）、札幌市水道事業管理者事務委任規程により、形式的には双方代理を回避したように見える。

民法第108条の立法趣旨は、同一人が当事者双方の代理人になることによって本人の利益が不当に害されることの防止である。本件の場合本人とは水道局と水道サービス協会であるが、水道サービス協会に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条、第84条で理事の利益相反取引の際の手續を規定している。

この点、地方公営企業において、企業職員は、管理者が指揮監督する（地方公営企業法第15条第2項）。

また、普通地方公共団体の長は、地方自治法第153条第1項により、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任することができるとされているところ、最高裁は、普通地方公共団体の長が、財産の管理権限を職員に委任した事案において、「右委任を受けた吏員が委任に係る当該財務会計上の行為を処理した場合においては、長は、右吏員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務」とあると判示しており（最高裁平成5年2月16日判決）、地方公営企業において、管理者が契約の締結権限を補助職員（企業職員）に委任する場合でも、管理者は当該契約締結においても補助職員に対する指揮監督権限を失わないという解釈もあり

得る。

なお、市長の自己取引に関してであるが、「当該契約の締結に当たって市長に代わって市を代理する者を定める（地方自治法第153条参照）ことも考えられるが、その場合にも当該市長が任命する者では市長に有利な内容の契約をして市の利益を害する可能性が否定できないから、それによって自己契約の禁止を回避することはできない」とするものがある（「自治体ゼミナール」太田和紀・橋本勇編著 1791頁）。

さらに、札幌市水道事業管理者事務委任規程により委任を受ける総務部長は水道サービス協会の理事である。

そのため、前記民法第108条の立法趣旨に鑑みると、このような規程を水道事業管理者が自ら臨時に制定し、その代表する法人との間の契約締結を補助職員に委任をしても、民法第108条の類推適用を回避できるか疑問である。

3. 2. 18 不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書の記載漏れについて

（1）概要

不用品・不要固定資産が発生した場合には、不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書を作成して、手続きとおり不用品等の廃棄がされているかを確認している。不用品等の管理が適切になされるためには必要な手続きであると言える。

（2）実施した監査手続き

不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書を閲覧し、手続きが適切になされているか確認するとともに、その記載手続き、方法について水道局に質問を実施した。

（3）監査の結果

【指摘事項】

不用品・不要固定資産引継書、廃棄調書について課所名または請求番号が空欄になっているものが見受けられた。質問の結果、課所名は必要な記載事項であり、請求番号も課ごとに付番するのが原則であり、これらの空欄は単なるミス（記載漏れ）であるとの回答を受けた。このようなミスは事後的な検証可能性、簿冊間の整合可能性を保つことができなくなるので、課所名、請求番号の記載には漏れがないか簿冊の作成後、再度の確認が必要になると考える。

3. 2. 19 車両リースについて

（1）概要

水道局では平成11年度まで公用車は購入により調達し、各現場でメンテナンスや法定点検整備、事故処理等を行ってきた。しかし、事務処理など業務点検が大きいことや、事故処理を円滑に進められないことが課題となり平成12年度より公用車をリースにて調達することとなった。

（2）実施した監査手続き

固定資産台帳を閲覧し、車両がリースにて調達されていることを確認した。また、質問を実施し、その再確認を実施した。

さらに、購入からリースに変更した経緯をヒアリングするとともに、リースか購入

かの比較検討をしているか質問を実施した。

(3) 監査の結果

【意見】

営業車両のほとんどをリースによって使用しているが、購入した際との比較表を作る等、リースか購入かの比較をするべきである。確かに水道局の方針としては営業車両をリースとすることを過去に決定しているが、リースが購入よりもコストが低くなることの資料を残すことが、独立採算制をとる地方公営企業の運営上、必要と考え、意見を付することとした。

3. 2. 20 水道記念館来場車両等誘導警備業務における入札参加資格の審査について

(1) 概要

水道記念館来場車両等誘導警備業務に関して、一般競争入札が行われている。

(2) 実施した監査手続き

水道記念館来場車両等誘導警備業務に関し、一般競争入札手続が適正に実施されているのかを、告示、入札書、契約締結の際に提出された書類等を精査するなどして確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

水道記念館来場者車両等誘導警備業務に関しては、事後審査型一般競争入札方式が採用されている。この事後審査型一般競争入札は、入札参加資格の審査を入札前には行わず、開札後に一旦落札者の決定を保留にして、落札候補者の入札参加資格の審査をし、落札者を決定する入札方法である。

水道記念館来場者車両等誘導警備業務については、警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務（施設警備）に係る警備業の認定を受けていることを入札参加資格の一部としている。

入札後にこの資格を審査するにあたり、認定証の提出を受けているが、有効期限が切れている認定証で審査し落札者を決定している。

入札参加資格の審査を厳格にすべきである。

3. 2. 21 平岸配水池用地（行政財産）について

(1) 概要

行政財産の使用状況や経済的価値の保全発揮について検証を行う。

(2) 実施した監査手続き

平岸配水池用地（行政財産）について、その取得の経緯や利用状況を確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

当該土地の地下部分は行政目的に使用されているものの、地上部分は主にテニスコートとしてスポーツ局へ継続して使用許可を行っている。地下部分を使用しているため、売却等の必要はないものの、地上部分の利用について建物や構築物の売却を含め、利用法を検討すべきである。

3. 3 総務部 財務課

【定数17人】

- (ア) 予算、決算及び財源調査に関すること。
- (イ) 金銭の収支及び出納に関すること。
- (ウ) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (エ) 部内経理の総括及び調整に関すること。
- (オ) 水道料金制度に関すること。
- (カ) 経営分析に関すること。
- (キ) 業務の調査及び改善に関すること。
- (ク) 業務状況の公表に関すること。
- (ケ) 財産（物品を除く）の総括管理に関すること。
- (コ) 水道事業に係る情報化の推進に関すること。

3. 3. 1 研修施設の目的外使用許可について

(1) 概要

水道局では、職員の研修体制の強化を図るため、職員の研修を目的とした下記の施設を行政財産¹⁵として所有しているところ、他の団体が水道に関する研修のため当該施設の使用を希望した場合、行政財産の目的外使用許可¹⁶として使用を認めている。

- ① 平岸庁舎（旧職員会館）
所在地 札幌市豊平区平岸 5 条19丁目947-1
構造等 鉄筋コンクリート 3 階建（延床面積 1388.5㎡）

研修室 第1研修室及び第2研修室（上記延床面積中各54㎡）
- ② 給配水技術研修所

¹⁵ 行政財産：普通地方公共団体の所有に属する不動産等の公有財産のうち、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（地方自治法第238条）。なお、公有財産のうち行政財産以外のものを普通財産という。

¹⁶ 行政財産の目的外使用許可：行政財産は、行政目的を効果的に達成するために利用されるべきものなので、行政財産に私権を設定することは原則として禁止されている（地方自治法第238条の4第1項）。他方で、本来の用途または目的外に使用させても本来の用途または目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあるため、行政財産について、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされている（同条第7項）。これを行政財産の目的外使用許可という。

所在地	札幌市豊平区西岡2条2丁目55-45（配水センター構内）
構造等	鉄筋コンクリート1階建（延床面積 301.04㎡）
施設	（屋内）研修室、教室、備品庫等 （屋外）ピット部他

水道局公有財産事務取扱要領第14条では、行政財産の目的外使用許可の基準として、「水道事業の運営に直接又は間接に寄与することになるとき」（同条第1号）等の事由に該当し、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる限度において使用を許可することができると定めており、上記施設の使用を認めることは、これに該当するものと理解できる。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、水道局が行政財産の目的外使用許可として上記施設の使用を認める手続きや使用料を徴収するか否かの判断が適正かについて監査を行った。

（３）監査の結果

【意見】

行政財産の目的外使用許可を行う場合の使用料について、水道局公有財産事務取扱要領によれば、原則として使用料を徴収することとし（同第18条）、例外として使用料を免除することができるとされている（同第18条の2）。一方で、平成10年1月14日付け「平岸庁舎（旧職員会館）及び給配水技術研修所を他の団体が使用する場合の取扱いについて（方針伺）」では、水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合については、原則として使用料を免除し（加算料金のみを徴収）¹⁷、例外として「一企業が、自己の社員に対して研修会を実施する場合のように、水道事業に寄与するものであっても、当該企業の利益となる要素が強い場合」については使用料を徴収する取扱いが定められており、上記施設の目的外使用許可を行う際の起案には、上記方針伺が常に添付されている。しかし、実際には、水道局において、水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合、上記方針伺の例外に該当しないと思われるにもかかわらず、使用料を徴収している事例が確認された。そのため、水道に関する研修のため上記施設の使用希望があった場合に使用料を徴収するか否かについて、上記方針伺を含めた運用基準の整理・明確化を行うべきである。

3. 3. 2 目的外使用許可における営利非営利の基準について

（１）概要

水道局では、行政財産の目的外使用許可を行う場合に、原則として使用料を徴収することとしているところ（水道局公有財産事務取扱要領第18条）、営利用と非営利用とで使用料の計算方法を異にしている（非営利用の場合の使用料を低額にしている。令和4年2月25日財政局長決裁「使用料・貸付料算定要領」に基づく。）。

（２）実施した監査手続き

¹⁷ 原則として使用料を免除する理由として、「他の団体が実施する研修会により、水道工事業者全体の技術水準が向上することは、広く水道事業の運営に直接又は間接に寄与するものであり、また、現在本局が取り組んでいる技能職員の段階的削減という業務改善計画を円滑に進めるためにも、業者側の技術向上は不可欠である」ことが挙げられている。

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道局が行政財産の目的外使用許可を行う場合に、使用料の算定に係る営利非営利の判断が適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

営利用と非営利用の区分について、札幌市の市長部局¹⁸が定めている「行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付けの運用基準」（平成20年3月28日札管財第2617号）によれば、下記の基準が定められている。

6 営利用、非営利用の区分

非営利用とは次の(1)～(3)に該当する場合をいい、営利用とは非営利以外の場合をいう。

- (1) 許可の相手方が、国、他の地方公共団体及び特別の法律に基づき国又は地方公共団体が出資している法人（根拠法に利益分配のある法人を除く。）であって、許可財産をその事務、事業の用に供する場合（ただし許可財産を競馬、競輪、競艇等の施設の用に供する場合を除く。）
- (2) 許可の相手方が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人（共に非営利型法人に該当するものに限る）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定された公益社団法人及び公益財団法人、特別の法律に基づき設立された公益法人等（社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社等）及びその他営利を目的としない法人であって、許可財産をその事務、事業の用に供する場合（ただし、許可財産を主として収益事業の用途に供する場合（許可財産の全部又は一部を法人税法第2条第13号に規定する収益事業に準ずる事業の用に供している場合で、その供している割合が収益事業以外の用に供している場合を上回る場合）を除く。）
- (3) 許可の相手方が法人以外のものであって、許可財産を営利を目的としないと認められる用途に供する場合

市長部局の上記運用基準によれば、許可の相手方が株式会社であれば、上記(1)～(3)に該当しないことから、営利用に区分されることとなる。しかし、実際には、水道局において、許可の相手方が株式会社であるにもかかわらず、非営利用として扱っている事例が確認された。この点について、水道局からは、「団体によって営利か非営利かどちらの基準を適用するか分けているのではなく、利用目的によって整理しています。」との説明がなされたが、市長部局の上記運用基準と異なる取扱いをするのであれば、水道局独自の運用基準を策定すべきである。

3. 3. 3 目的外使用許可の追加変更について

¹⁸ **市長部局と地方公営企業**：地方公共団体の組織のうち、首長の指揮監督を直接受け、人事権が一般職員にまで及ぶ部局のことを市長部局といい、都道府県の場合は知事部局、市の場合は市長部局と呼ばれる。一方で、地方公営企業とは、地方公共団体の経営する企業のうち、水道事業など一定の事業のことをいう。地方公営企業は、企業としての合理的・能率的な経営を確保するため、その経営組織が首長部局から切り離されて、業務執行の責任者である管理者が設置され、独立採算の原則が適用される。そのため、地方公営企業では、市長部局とは異なる規則や運用基準を策定することも可能である。

(1) 概要

水道サービス協会から、水道局に対して、「令和5年度 配水管工技能講習会（小口径管）」実施のため、水道局の研修施設（札幌市豊平区西岡2条2丁目55-45）を下記の期間で使用したいと申請があった。

記

令和5年4月4日 から 令和5年5月18日 のうち以下の期間（12日間）

第1回 令和5年4月4日（火） から 令和5年4月6日（木）（3日間）

第2回 令和5年4月11日（火） から 令和5年4月13日（木）（3日間）

第3回 令和5年5月9日（火） から 令和5年5月11日（木）（3日間）

第4回 令和5年5月16日（火） から 令和5年5月18日（木）（3日間）

以上

本講習会は、耐震継手管の配管・接合等に関する知識や技能の習得を目的として、公益社団法人日本水道協会が主催するものであり、水道サービス協会が実施協力する形で開催されるものである。水道局は、本件について審査したところ、水道局公有財産事務取扱要領第14条第1項第1号「水道事業の運営に直接又は間接に寄与することになるとき」に該当するとして、目的外使用許可を行った。

その後、水道サービス協会から、水道局に対して、令和5年5月22日付け行政財産許可変更申請書が提出され、第5回目の講習会を実施するため下記のとおり使用許可期間を延長してほしいとの申請があった。

記

令和5年4月4日 から 令和5年6月1日 のうち以下の期間（15日間）

第1回 令和5年4月4日（火） から 令和5年4月6日（木）（3日間）

第2回 令和5年4月11日（火） から 令和5年4月13日（木）（3日間）

第3回 令和5年5月9日（火） から 令和5年5月11日（木）（3日間）

第4回 令和5年5月16日（火） から 令和5年5月18日（木）（3日間）

第5回 令和5年5月30日（火） から 令和5年6月1日（木）（3日間）

以上

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、水道局が行政財産の目的外使用許可として上記施設の使用を認める手続き及びその使用許可期間の延長を認める手続きが適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

○水道局公有財産事務取扱要領

(使用許可期間)

第17条 行政財産の使用許可期間は、1年以内とする。ただし、電柱の設置、下水道管等の埋設その他使用許可期間を1年以内とすることが著しく実情に即しないと管理者が認めるときは、3年以内とすることができる。

2 前項の使用許可期間の更新の許可を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の30日前までに申請書を管理者に提出しなければならない。この場合、更新のときから前項の期間をこえることができない。

(使用許可の取消し等)

第21条 使用者が使用許可の条件に違反したときは、管理者は、使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を被ることがあっても、その責めを負わない。

2 前項に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要と認めるときは、管理者は、いつでも使用許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。

水道局は、上記のとおり、水道サービス協会から令和5年5月22日付け行政財産許可変更申請書により申請された使用許可期間の延長について、これを認めたが、その根拠として、水道局公有財産事務取扱要領第21条第2項を挙げている。

しかし、同条は「使用許可の取消し等」に関する条文であって、第1項で許可条件に違反した場合の使用許可の取消しに関する規定が設けられ、第2項では、「前項に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要と認めるときは、管理者は、いつでも使用許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。」と規定されているため、同項でいう「その内容を変更することができる」とは、使用許可に係る対象や期間を拡大するのではなく、縮小することを想定していることは明らかである。そのため、使用許可期間を延長する根拠として同条を挙げるのは不適當であり、使用許可期間の更新（上記取扱要領第17条第2項）として取り扱うか、または新たな使用許可として取り扱うべきである。

3. 3. 4 自動販売機の設置に係る目的外使用許可について

（1）概要

水道局では、収入の確保による経営基盤の強化等を目的として、各庁舎へ自動販売機を設置するため、平成26年度から競争型公募制度を導入し、決定した設置事業者に対し、自動販売機設置場所（庁舎）の目的外使用許可を行っている。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道局が競争型公募制度によって行政財産の目的外使用許可を行う手続きが適正か、自動販売機の設置に係る手法の選択が適切かについて監査を行った。

（3）監査の結果

【指摘事項】

水道局では、自動販売機設置事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているが（その是非については、後述の意見参照）、自動販売機設置事業者を決定するに際して、競争型公募制度を導入し、一般競争入札の手続きに準じてこれを実施している（最も高額な使用料を入札した設置事業者を目的外使用許可の相手方とする）。

しかし、水道局公有財産事務取扱要領には、競争型公募制度によって目的外使用許可の相手方を決定することを想定した規定は設けられておらず、事実上、一般競争入札の手続きに準じてこれを実施しているに過ぎない¹⁹。そのため、上記取扱要領に、競

¹⁹ 地方自治法第234条第1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定めており、一般競争入札は「契約」を締結するための方法であるとされている。一方で、行政財産の目

争型公募制度によって目的外使用許可の相手方を決定するための手続き（一般競争入札の手続きに準拠するのであれば、その旨）を、明記すべきである。

【意見】

札幌市の市長部局が定めている「飲料等自動販売機の調達及びその取扱いについて（通知）」（平成25年1月16日札管財第1384号）では、下記の通知がなされている。

3 自販機設置に伴う取扱いの使用許可から貸付けへの移行について

平成19年3月の地方自治法の一部改正により、第238条の4第2項第4号で行政財産である庁舎その他の建物等（以下「庁舎等」という。）は、その床面積に余裕がある場合として政令で定める場合において、地方公共団体が庁舎等を適正な方法により管理を行う上で適当と認める者に対して、当該余裕がある部分を貸し付けることができることとなったことにより、競争入札を行った自販機について、その取扱いを行政財産の目的外使用許可から貸付けへと移行するものとする。

一方で、水道局では、競争型公募制度を導入しつつも、貸付けではなく、以前と同様の目的外使用許可として取り扱っている。

この点について、水道局からは、「貸付契約の場合、自販機の設置場所の変更や中止は損失補償の必要が出てきますが、近年は庁舎のより効率的な使い方を検討する機会が増えており、設置場所の変更や中止はリスクとなること、現状の目的外使用許可の手法で不具合がないことなどから移行には至っていません。」との説明がなされている。

確かに、水道局の見解のように、貸付契約であれば、貸付期間中に解除を行う場合には損失補償が必要である一方で（地方自治法第238条の4第5項で準用する第238条の5第5項）、目的外使用許可であれば、公用・公共用の必要性が生じたときには、一方的に許可を取り消すことができ（地方自治法第238条の4第9項、水道局公有財産事務取扱要領第21条第2項）、この場合に損失補償の必要はないため、設置場所の状況変化に柔軟に対応できるという側面を有することは否定できない。しかし、他方で、事業者の立場からすれば、一方的に使用許可の取り消しがなされ、損失補償の請求もできないリスクを含んでいるため、入札に参加すること自体に消極的な対応となる可能性は否定できず、仮に入札に参加したとしても、そうしたリスクを前提とした低額での使用料で入札せざるを得ず、貸付契約の場合と比較して、水道局が得られる使用料（貸付料）収益が減少する可能性が考えられる。また、上記市長部局の取扱い方針が示されてから、既に10年以上にわたって目的外使用許可が繰り返されており、水道局が指摘するような庁舎の効率的な使い方にあたってのリスクというのが果たして現在でも妥当するのか、疑問なしとしない。そのため、貸付契約への移行を含めた検討を行うことが望ましい。

3. 3. 5 水道局発注工事に関する土地の目的外使用許可について

目的外使用許可（同法第238条の4第7項）は「行政処分」であって「契約」ではないと解されている。そのため、「契約」を締結するための方法である一般競争入札を、「行政処分」である行政財産の目的外使用許可の相手方を決める方法として利用することは、当然には予定されていないと考えられる。

(1) 概要

水道局では、水道局発注の工事に利用する目的で、土地の目的外使用許可がなされ、使用料を徴収している事例が多い。例えば、「西町南ポンプ場流入管整備工事 No. 9-0256」に係る現場事務所、仮設トイレ、資材置き場、車両・機械置場として土地の目的外使用許可をし、使用料を徴収している。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道局が自ら発注する工事に利用する目的で土地の目的外使用許可を行い、使用料を徴収することが適切かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

水道局発注の工事に利用する目的で、土地の目的外使用許可がなされた場合、受託者としては、水道局発注の工事を施工するために必要な資材置き場等として、水道局の土地を無償で使用できると期待することもあり得るのではないかと考えられる。この点について、水道局にヒアリングしたところ、下記の回答があった。

水道局用地の目的外使用許可を行っている発注工事については、基準書等により、現場事務所、倉庫及び材料保管場に係る土地・建物の借り上げに要する費用については営繕費として計上するとされているものです。広く周知されており、水道局においても参考としている「国土交通省土木工事標準積算基準書」では、本費用については、積算上、共通仮設費率に含まれるとしております。

また、入札告示の際に公表している工事設計書に工事仕様書としている「札幌市土木工事共通仕様書」では、設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとしております。

これらを踏まえ、水道局では受注者から用地の使用の申し出があった場合には目的外使用許可の手続きにて対応しております。

そして、入札参加業者においては、関係書類の内容を十分に確認したうえで、適正に積算し入札額を決定していることから（札幌市水道局競争入札参加者心得）、水道局用地の使用の可否やその場合の使用料の徴収についても理解されているものと考えております。

確かに、上記回答のように、工事に必要な用地は、受託者自らが準備し、確保するものであって、借り上げを行ってこれを確保する場合には、それに要する費用を積算・計上しているはずであるとの指摘は、一般論としては首肯できる。他方で、受託者としては、水道局が発注する工事を施工するために、水道局自らが所有する近隣の土地を使用することは、工事施工に付随するものとして、これを当然に無償で使用できると期待することもあり得るのではないかと考えられる。そのため、工事の入札告示の際に、工事施工のために水道局の所有する土地を目的外使用許可によって使用することができたとしても、これは無償ではなく、使用料が別途発生するという点を周知徹底して、受託者の認識と齟齬が生じ得ないように対応するのが望ましい。

3. 3. 6 出納取扱金融機関等検査について

(1) 概要

水道局では、出納取扱金融機関（北海道銀行）については毎年検査を実施し、収納取扱金融機関²⁰（40金融機関）については概ね5、6年に1回の頻度で検査を実施している。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査手続きやその根拠となる規程が適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

○札幌市水道局会計規程

（出納取扱金融機関等の検査）

第13条 金銭企業出納員（財務調査係）は、定期（年1回）及び臨時に出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。

水道局の公金出納事務においては、日々、各金融機関から送付される収納原符等の関係書類について、財務調査係が厳しくチェックを行っているが、近年においては、特段、事務の遅滞や事故は発生しておらず、また、近年の金融機関検査においても、重大な事務誤りや指摘事項は見受けられなかったことから、水道局としては、各金融機関における水道局の公金出納事務については、適切に行われているものと認識しているとのことである。これを前提とすると、出納取扱金融機関については毎年検査を実施する必要があるとしても、収納取扱金融機関についてまで毎年検査を実施する必要ではないものと考えられる。

一方で、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の定期検査は、札幌市水道局会計規程第13条に基づいて実施しているところ、同条の文言上、定期検査については、出納取扱金融機関のみならず、収納取扱金融機関についても、「定期（年1回）」の検査を実施しなければいけないかのような疑義が生じる。

そのため、札幌市水道局会計規程第13条の「定期（年1回）」という文言を「定期」に修正することによって、上記疑義を解消すべきである。

3. 3. 7 情報機器等の収集運搬及び処分業務について

(1) 概要

水道局では、局内の不要情報機器等の産業廃棄物の収集運搬及び処分を行っている

²⁰ **出納取扱金融機関・収納取扱金融機関**：出納事務は原則として管理者が行うが（地方公営企業法第27条本文）、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したものに、公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせ、又は公金の収納の事務の一部を取り扱わせることができる（地方公営企業法第27条ただし書、地方公営企業法施行令第22条の2第1項）。この場合、収納及び支払事務の一部を取り扱わせる金融機関を「出納取扱金融機関」、収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を「収納取扱金融機関」という（地方公営企業法施行令第22条の2第2項）。

ところ、パソコン及び記憶装置（HDD・SSD）については、水道局の各拠点から本局庁舎に集約したうえで、本局庁舎において内臓記憶装置（HDD・SSD）を取り外し、物理的破壊作業を行い、対象機器を適切に処分・再資源化している。これらの情報機器等の収集運搬及び処分業務を、一般競争入札の手続きにより、産業廃棄物処理業者に委託している。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、情報機器等の収集運搬及び処分業務が情報資産の取扱いという観点に照らして適切かについて監査を行った。

（３）監査の結果

【意見】

水道局では、情報機器等の収集運搬及び処分業務上期（令和５年度）を、一般競争入札の手続きにより、産業廃棄物処理業者に委託した。同業務の受託者は、①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」について、「記憶装置の物理的破壊業務を実施するため」との理由で再委託しており、水道局もこれを承認している。また、同業務の受託者は、②「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」について、「本局庁舎への運搬は運送業に該当し、当社の産業廃棄物収集運搬業の許可では対応できないため」との理由で再委託しており、水道局もこれを承認している。これらの再委託について、水道局が承認する理由及び再委託の条件は、下記のとおりである。

（再委託を承認する理由）

- （１） 受託業者は、委託業務の本体部分である産業廃棄物の収集・運搬を行うが、本業務で規定している付随作業である「本局庁舎での記憶装置の破壊作業」及び「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」について、受託業者の指導・監督のもとに一部業務を再委託するとしており、業務の主体は元請けである受託者から変更が無いため。
- （２） 専門的な知識・技術・認可を要する作業について、再委託を行うことにより、法令の遵守、業務の効率化、品質向上が可能となるため。
- （３） 再委託先業者に対し、受託業者が管理監督を行うとともに、当該業務における遵守事項の徹底を図っているため。

（再委託の条件）

- （１） 再委託先との間で書面による契約を締結すること。
- （２） 対等な立場で十分協議のうえ、再委託先と再委託契約に関する責任範囲及び条件を明確にすること。
- （３） 再委託に関する委託料は責任範囲、難易度、条件等を反映した合理的なものとする。
- （４） 再委託契約の締結後、正当な理由がないのに委託料を減じる等、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。
- （５） 本市との業務委託契約による遵守事項について、再委託先業者に周知徹底し遵守させること。特に、個人情報等取扱注意事項については、再委託先に遵守を徹底させること。

①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」に関しては、札幌市が定めた「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」（第４版（令和５年４月）、デ

デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課)によれば、「2 取り扱う情報の重要性に応じたデータ消去の方法について」「(3) 具体的なデータ消去の方法」
「①物理的な方法による破壊」の項目の中で、下記の記載がなされている。

分解・粉砕・溶解・焼却・細断などで確実に復元を不可能にする方法です。
なお、機器の構造上、HDDはディスクへの4か所の穴あけで十分復元不可能になるのに対し、SSDはドリルで一部穴をあけるといった方法では不十分で、メモリチップを全て砕く必要があります。委託により物理破壊をする場合は、SSDの破壊に関する専門知識を持ち、証明書を発行できる業者への委託が推奨されます。最近はSSDが搭載されたパソコンが主流になっているのでご注意ください。

しかし、上記の記載にもかかわらず、再委託を承認する理由として、再委託先がSSDの破壊に関する専門知識を持っているか否かについての言及がなされていないため、これを検討したうえで再委託を承認したのか否かが不明であると言わざるを得ない。また、受託者からは、記憶装置処理作業完了証明書が提出されているものの、実際に記憶装置の物理的破壊業務に従事した再委託先からは特段の証明書は提出されていない。上記のとおり、再委託の条件として、当該証明書の提出を求める旨の記載もない。そのため、①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」の再委託を行うに際して、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に準拠した対応がなされたか否かについて、疑問が生じ得る。

②「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」に関しては、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」によれば、「3 データ消去の実施手順」「(2) 委託事業者が廃棄する場合」の項目の中で、下記の記載がなされている。

3. 運搬は職員が行うか委託事業者に同行します。

この点について、水道局にヒアリングしたところ、再委託先が各庁舎から本局庁舎に情報機器等を運送する際に、水道局職員が同行することはしていない、との説明がなされた。上記のとおり、再委託の条件として、水道局職員が再委託先に同行する旨の記載もない。しかし、運送中に再委託先が情報機器等のデータを持ち出す危険性が存在する以上、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に準拠した対応がなされたか否かについて、疑問が生じ得る。

以上より、情報機器等の収集運搬及び処分業務については、情報資産の取扱いという観点に照らして、再委託の承認は慎重になされるべきであるところ、①「本局庁舎での記憶装置の物理的破壊業務」及び②「各庁舎より本局庁舎への情報機器等の運送業務」のいずれについても、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に準拠した対応がなされたか否かについて、疑問が生じ得るところである。仮に本件のように再委託を承認するとしても、「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」に照らして、適切な再委託の条件を設定するなどして、情報資産の取扱いに万全を期すような対応が望まれる。

3. 3. 8 無用な特定随意契約について

(1) 概要

簿冊名：情報化業務委託関係綴＜No. 2＞ 契約番号：第13-21-00137号 件名：情報機器等の処分業務（令和5年度）下期

水道局では、局内各庁舎の不要情報機器等の産業廃棄物の処分を産業廃棄物処理業者に委託したが、情報機器等の処分業務については指名見積合せの方法により契約を締結し、局内各庁舎から処分場への収集運搬業務については同受託者に対する特定随意契約の方法により契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、情報機器等の処分業務と収集運搬業務について、異なる方法により契約を締結したことが適切かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

上記業務について、参考見積依頼時点では「収集運搬及び処分業務」の内容で見積回答（参考見積用の仕様書にて依頼）を受けていたが、告示された仕様書では「収集運搬業務」についての記載がなく、「処分業務」のみの記載となっていた。そのため、「収集運搬業務」が対象外とされるおそれがあったため、別途特定随意契約を締結して、「収集運搬」業務を委託したものである。告示される仕様書に「収集運搬業務」を明記しておけば、無用な特定随意契約を防ぐことができたはずであるため、正確な事務処理を励行されたい²¹。

3. 3. 9 「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札幌市水道局会計規程」の関連性について

(1) 概要

札幌市水道局会計規程と会計処理要領は、第1条にある通り、「平成24年2月1日施行の地方公営企業法施行令及び同施行規則等の改正により新たな地方公営企業会計基準が平成26年度の予算及び決算から適用されるに当たり、令、規則、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」及び札幌市水道局会計規程に基づく予算原案等及び決算報告書等の作成に必要となる重要な会計処理の基準を定め」ている。

²¹ なお、水道局のヒアリングによれば、告示された仕様書に「収集運搬業務」についての記載がなかったという点は、受託者からの指摘で発覚したものであるため、受託者としては、「収集運搬業務」がない前提で入札（見積）したとのことである。これを前提とすると、仮に受託者以外の入札（見積）業者が、「収集運搬業務」も含むものと認識していた場合、落札の可能性を不当に害されたとみる余地もある。他方で、受託者の入札（見積）額は455,000円で、「収集運搬業務」の特定随意契約による契約金額は90,000円であったため、合計545,000円となるのに対し、受託者以外のA社の入札（見積）額は682,000円、B社の入札（見積）額は680,000円であり、いずれも545,000円を上回っているため、本件に限っていえば、A社及びB社が落札の可能性を不当に害されたとまではいえないと考えられる。

会計処理要領第35条によると「(固定資産の減価償却の方法)固定資産の減価償却の方法は、会計規程第14条第2項及び第3項の定めるところによる。」との記載がある。しかし、当該会計規程第14条には、「1 勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。2 勘定科目の細目については別に定める。」とあり、規定間に齟齬がある。

一方、札幌市水道局会計規程第114条を見ると、会計処理要領第35条固定資産の減価償却の方法に関連する内容が記載されている。

○札幌市水道局会計規程

(目的)

第1条 この規程は、本市水道事業の会計事務の処理に関する基準を定め、水道事業の能率的な運営と適正な経理を図ることを目的とする。

第2条 水道事業の会計事務の処理に関しては、法令その他別に定めがあるものを除くほか規程の定めるところによる。

○地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領

(目的)

第1条 この要領は、平成24年2月1日施行の地方公営企業法施行令（以下、「令」という。）及び同施行規則（以下、「規則」という。）等の改正により新たな地方公営企業会計基準（以下、「会計基準」という。）が平成26年度の予算及び決算から適用されるに当たり、令、規則、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針」（以下、「指針」という。）及び札幌市水道局会計規程（以下、「会計規程」という。）に基づく予算原案等及び決算報告書等の作成に必要となる重要な会計処理の基準を定めることにより、会計処理の継続性に資することを目的とする。

○地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領

(固定資産の減価償却の方法)

第35条 固定資産の減価償却の方法は、会計規程第14条第2項及び第3項の定めるところによる。

○札幌市水道局会計規程

(勘定科目)

第14条 勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

2 勘定科目の細目については別に定める。

(減価償却)

第114条 固定資産のうち、土地及び建設仮勘定を除く有形固定資産並びに電話加入権及び無形固定資産仮勘定を除く無形固定資産は、償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

2 減価償却の方法は定額法によって行うものとする。ただし、必要と認めるものについては、定率法によることができる。

3 償却資産のうち水道メーターは取替資産とし、減価償却の方法は、前項の規定にかかわらず、取替法によりこれを行なうものとする。

(2) 実施した監査手続き

「地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領」及び「札幌市水道局会計規程」の閲覧及び質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

会計処理要領第35条 固定資産の減価償却の方法は、会計規程第14条第2項及び第3項の定めるところによる。とあるが、これは第14条ではなく第114条が正しいと思われる。規程の文面を修正すべきである。

3. 3. 10 特別損益の中の水道料金調定及び調定減額の表示について

(1) 概要

特別損失47,488千円のうち過年度損益修正損として計上されている46,509千円については、水道料金の給水管の漏水等により過年度調定（収益）の修正を行うものである。特に、雪の影響を受ける札幌市では、冬の間漏水を確認できないケースもありその金額は、他の政令指定都市と比較しても金額が大きくなる要素がある。

なお、給水管の漏水等により過年度調定（収益）の修正は、現状毎年ほぼ不可避に発生するものであり、経常的な活動とは関係のない臨時的な損失の調整というよりは継続的に発生する営業上の取引に対する損益の調整であると思われる。

企業会計原則注解12において、特別損益として「臨時損益」と「前期損益修正」の2項目が挙げられているが、2011年からは「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用することとなり、「前期損益修正」は事実上消滅し、一般事業会社の適用する会計基準では、特別損益は実質、当期の業務活動に関係せず、規則的また反復的に生じることのない臨時の利益や損失のこととなっている。

企業会計原則注解【注12】

特別損益項目について（損益計算書原則六）

特別損益に属する項目としては次のようなものがある。

(1) 臨時損益

イ 固定資産売却損益

ロ 転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益

ハ 災害による損失

(2) 前期損益修正

イ 過年度における引当金の過不足修正額

ロ 過年度における減価償却の過不足修正額

ハ 過年度におけるたな卸資産評価の訂正額

ニ 過年度償却済債権の取立額

なお、特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なものの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。

(2) 実施した監査手続き

内容を吟味し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

特別損益の中の水道料金の調定については、給水管の漏水等により過年度調定（収益）の修正を行うものであり、特別損失（過年度損益修正損）で計上している。

これらは実際には毎年ほぼ不可避に発生するものであり、経常的な活動とは関係のない臨時的な損失の調整というよりは継続的に発生する営業上の取引に対する損益の調整であると思われる。そうであるとすれば、特別損益ではなく営業費用（雑費）又は営業外費用（雑支出）に表示されるべきと思われる。

3. 3. 1 1 貸倒懸念債権に対する回収可能性の検討について

（1）概要

貸倒引当金の計上方法について、令和5年度札幌市水道事業会計決算書注記の引当金の計上方法のイ 貸倒引当金において、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しているとしている。

また会計処理要領に基づき、債権のうち貸倒懸念債権については、貸倒懸念債権額に一律に100分の50を乗じた額としている。

貸倒引当金の計上方法について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上するのであれば、実際の回収可能状況の妥当か否かについて随時検討するべきと思われる。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（3）引当金の計上方法

イ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

○地方公営企業会計基準に基づく札幌市水道局会計処理要領

（貸倒引当金）

第11条 貸倒引当金の計上は、第3項に掲げる未収債権の額のうち、貸し倒れる可能性の高い額について、当事業年度に費用計上するとともに、債権区分に応じ固定資産又は流動資産に、指針第4章第6—1の定めるところにより当該引当金が属する科目の控除科目として計上する。なお、毎事業年度における貸倒引当金の計上は差額補充法による。

（貸倒引当金に係る未収債権等の区分）

2 貸倒引当金に係る未収債権等の区分は次の各号による。

（1）一般債権

水道局から債務者への請求日以降、徴収停止の前日までの債権

（2）貸倒懸念債権

徴収停止の日以降、不納欠損処理を行う前日までの債権

（3）破産更生債権

債務者が破産後に免責の場合、死亡の場合、強制執行・債権の申し出の後も無資力で資力の回復が困難な場合及び時効期間満了等の場合で、その事実を水道局が知った日以降の債権

（貸倒引当金の計上対象となる未収債権等）

- 3 貸倒引当金の計上対象となる未収債権等は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 水道料金
 - (2) 補償金
 - (3) 手数料
 - (4) 雑収益
 - (5) その他、貸し倒れる可能性の高い債権
- (貸倒引当金の算出)
- 4 貸倒引当金の額は第2項の区分に応じ、以下の各号の定めにより算出する。なお、貸倒引当金の算出に使用する未収債権等の額は当該未収債権等に係る消費税相当額を控除した額とする。
- (1) 一般債権に係る貸倒引当金
一般債権額に貸倒実績率を乗じた額とする。なお、貸倒実績率は、水道料金に係る未収債権額のうち、当該事業年度末における5事業年度前に発生した債権の未収残高を引当対象額とみなし、当該引当対象額の当該事業年度末における当該事業年度末を含む過去5事業年度に発生した債権等の未収残高合計に対する引当対象額の割合の当該事業年度含む過去5ヵ年平均とする。
 - (2) 貸倒懸念債権
貸倒懸念債権額に100分の50を乗じた額とする。
 - (3) 破産更生債権
破産更生債権額の全額とする。
- (破産更生債権の計上)
- 5 破産更生債権は投資その他の資産に計上し、当該破産更生債権に係る貸倒引当金についても投資その他の資産に計上する。
- (貸倒額が貸倒引当金の額を超過する場合の処理)
- 6 当事業年度の貸倒額が貸倒引当金の額を超過する場合は、当該超過額を「水道事業費用 営業外費用 雑支出」に費用計上する。

(2) 実施した監査手続き
内容を吟味し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

貸倒引当金の計上方法について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上するのであれば、実際の回収可能状況の妥当か否かについて随時検討するべきと思われる。

3. 3. 1 2 賞与引当金の計上のバックテストについて

(1) 概要

賞与は支給対象期間における労働の対価として支払われるものであり、支給額が確定していない場合は、賞与支給対象期間の一部または全部が当会計年度にあり、賞与の支給日が会計期間を跨ぐ場合に、翌期の支給見込額のうち当期の負担額を賞与引当金として見積り計上することとなる。

賞与引当金として繰り入れられる金額は、財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づいて合理的に見積る必要がある。

賞与引当金の算定方法が、規程等で定められた算定式（例えば基本給×2カ月分等）に従って機械的に個人別に計算するのであれば支給額がほぼ確定しており、想定されるリスクは賞与支給対象者が漏れなく集計されているかどうかとなる。

賞与引当金で重要なことは見積り金額が合理的であるか否かであるが、これは実際支給額が確定した後に賞与引当金算定時の支給見込額と実際支給額を比較することで検証することができると思われるため、局内でも事後的に見積りが合理的であったかどうかを検証することが有効であると思われる。

（賞与引当金）

第10条 賞与引当金の計上は、次の各号による。

（1）損益勘定支弁職員に係る賞与引当金

損益勘定支弁職員の翌事業年度6月支給の期末手当、勤勉手当及び当該手当に係る法定福利費のうち、当事業年度に属する額については、当事業年度に費用計上するとともに流動負債に計上する。

（2）資本勘定支弁職員に係る賞与引当金

資本勘定支弁職員の翌事業年度6月支給の期末手当、勤勉手当及び当該手当に係る法定福利費のうち、当事業年度に属する額について、賞与引当金として流動負債に計上する。なお、当該金額については、当事業年度における費用計上は行わず、当該引当金の繰入を行う事業年度に取得する固定資産に按分し取得価額に加える。

（2）実施した監査手続き

内容を吟味し、質問を行った。

（3）監査の結果

【意見】

賞与引当金で重要なことは見積り金額が合理的であるか否かであるが、これは実際支給額が確定した後に賞与引当金算定時の支給見込額と実際支給額を比較することで検証することができ、局内でもこの方法を用いて、見積りが合理的であったかどうかを検証することが有効である。

また、実際支給額と支給見込額の間が多額の差異が発生した場合は、その差異原因について検証する必要がある。

例えば、実際支給額に引当金計上の対象者以外が含まれることにより多額の差異が生じている場合（規程により4月以降入職者にも賞与支給する場合等）や、見積り時点で想定されていない要因が実際支給額に含まれている場合は、実際支給額からその影響額を除いて再度検討し、見積りの合理性を確かめる必要がある。

検証の結果、見積りに用いた仮定（例えば賞与支給は昨年同レベル）が妥当ではないとなった場合は、見積り方法の変更や見積りに用いられる仮定の追加や変更等、翌期に合理的な見積りができるように見積り方法を検討する必要がある。

3. 3. 13 PCBに係る引当金の計上について

（1）概要

水道局においては、廃棄処理が終了していない低濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物が複数存在している。

2001年7月15日に施行されたPCB特別措置法により、PCB廃棄物保管事業者は2027年3月31日までに自ら処分または委託処分することが義務付けられている。

将来発生するこれらの処分費用については企業会計原則等に基づき、引当金の計上要件を満たしているものと考えられるため、引当金の計上又は財務諸表注記を検討する必要がある。

企業会計原則注解【注18】

引当金について（貸借対照表原則四の（一）のDの1項、（二）のAの3項及びBの2項）

- ・将来の特定の費用又は損失であって、
 - ・その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、
 - ・かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、
- 当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。
- 製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。
- 発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

上記の企業会計原則注解18の引当金の要件に当てはめると、

- ・将来の特定の費用であること。
- ・発生原因が、PCB廃棄物を含む資産の取得という当事業年度以前の事象に起因していること
- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処分期限が定まっていることから、費用の発生の可能性は高いこと
- ・過去の処分実績、業者からの見積書等により合理的に処分金額を見積もることが可能と思われるため、引当金を計上することが可能であると思われる。

（2）実施した監査手続き

内容を吟味し、質問を行った。

（3）監査の結果

【意見】

局においてPCB廃棄物の廃棄処理が終了していないものが複数存在しているが、将来発生するこれらの処分費用については企業会計原則に基づき、引当金の計上要件を満たしているものと考えられるため、引当金の計上を検討するべきである。

また、過去の処分実績、業者からの見積書等が適当でなく合理的に処分金額を見積もることができない場合には、財務諸表注記を検討する必要がある。

3. 3. 1 4 決算スケジュールへの前期比較の織込みについて

（1）概要

現在、水道局ではエクセルで決算スケジュール管理をしている。決算スケジュールは決算班と決算班以外でその内容が分けられている。決算班は年度通知、決算整理振替、その他と業務を分け、これに基づいて時系列でスケジュールを管理している。また、札幌市水道局会計規程もイントラネットで水道局職員であればすぐに閲覧できる体制になっている。

（２）実施した監査手続き

決算スケジュールの有無について、ヒアリングを実施、また、決算スケジュールを直接入手してその有効性を確認した。

（３）監査の結果

【意見】

決算スケジュールに前期との比較を織込むべきであるとする。水道局では決算スケジュールの作成にあたっては昨年の実績を基にしており、また、必要に応じて前年のスケジュールとの比較を適時に行っている。ただし、当年のスケジュール自体に前年のスケジュールは織込んでいない。当年のスケジュールに前年のスケジュールを織込むことでさらなる情報共有や作業の見落とし防止が図られる。また、前期比較によって会計処理の誤り等を発見することができる。よって、決算スケジュールに前期との比較を織込むべきであるとする。

３．３．１５ 予算における一時借入金の限度額の設定について

（１）概要

毎年度、水道事業会計では予算様式８条に従い、一時借入金の限度額を定める必要がある。一時借入金とは、予算内の支出を行う際に、運転資金に一時的な不足額が生じた場合に、その不足額を補うための短期の借入金をいう。一時借入金は支払利息が発生する。過度の借入ができないように予算書で限度額を定めることとしている。

（２）実施した監査手続き

令和２年度～令和６年度における予算書を閲覧し、一時借入金の限度額を確認するとともに、一時借入金の限度額設定の根拠について水道局に質問を実施した。

（３）監査の結果

【指摘事項】

予算書の令和２年度～令和６年度の一時借入金の限度額はすべての年度で８０億円とされている。

この設定根拠は災害が起きた際に完全復旧するのに３か月を要すると想定すると、一時的に必要な資金は１００億円（給水収益約４００億×３カ月／１２カ月＝１００億円）と算出され、過去５年間ににおける預金残高の最低額がおおよそ２０億円であったことから差額の８０億円を一時借入金限度額として設定しているものである。

しかし、各年度の預金残高の最低額は各年度によって異なる。よって、各年度ごとに一時借入金の借入限度額を、年度ごとの預金額をもとに算出されるべきであると考え、指摘事項とした。

3. 3. 1 6 無形固定資産におけるソフトウェアの独立表示について

(1) 概要

無形固定資産の内訳（令和5年度）

（単位 円）

地上権	6,980,010 円
電話加入権	20,822,270 円
ダム使用权	16,653,577,444 円
無形固定資産仮勘定	1,923,961,243 円
その他無形固定資産	329,084,780 円

※ 令和元年度より無形固定資産の構成要素は変わらない。

上記表のように地上権、電話加入権、ダム使用权、無形固定資産仮勘定が独立表示されている。

(2) 実施した監査手続き

令和元年度～令和5年度の水道事業会計決算書を閲覧するとともに、固定資産台帳を閲覧し、その他無形固定資産として表示されている資産の内容を確認した。また、無形固定資産の構成要素についてその内容を質問した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

地方公営企業法施行規則の勘定科目表をみると、無形固定資産についても勘定科目を独立表記している。上記実施した監査手続きの結果、その他固定資産として表示されているのはすべてソフトウェアであることを確認した。よって、ソフトウェアを独立表記するべきであると言える。確かに水道事業においてはダム使用权がメインであり、それに比してソフトウェアの金額は僅少と考えることもできる。

しかし、札幌市のその他の公営企業会計を参考にしたところ、下水道事業と病院事業ともにソフトウェアを独立表示している。地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要がある。

よって、令和6年度以降はソフトウェアを無形固定資産の独立表記科目とするべきである。

3. 3. 1 7 平岸庁舎の固定資産明細書上の表示について

(1) 概要

平岸庁舎は1975年に水道局職員の福利厚生事業の用に供するため職員会館として建築されたので、現在も固定資産明細書上は公舎合宿用建物として表示されている。しかし、現在は別の用途に供されている。

(2) 実施した監査手続き

平岸庁舎の現在の使用状況についてヒアリングするとともに、実際に現地に赴き、現在の使用状況を視察した。また、令和元年度から令和5年度の水道事業決算書を閲覧し、その固定資産明細書上の表示を確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

平岸庁舎は当初の使用目的を反映して現在も、固定資産明細書上、公舎合宿用建物として表示されている。しかし、現在、1階は水道局の書庫、倉庫として使用され、2階はスポーツ局に無償で貸していることが確認された。

地方公営企業は、その財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示する必要がある。

現在の使用状況を鑑みるに、水道局職員の福利厚生の用に供するためではないことから、固定資産明細書上、公舎合宿用建物としてではなく、その他建物として表示すべきである。令和6年度より現状に即した固定資産区分の変更を実施するべきであることから、指摘事項とした。

3. 3. 18 札幌市水道局会計規程第105条について

(1) 概要

札幌市水道局会計規程においては、工具、器具及び備品で有形固定資産となるものを規定している。10万円以上のものは有形固定資産であるし、10万円未満のものは消耗品となる。

(2) 実施した監査手続き

固定資産台帳、札幌市水道局会計規程を閲覧するとともに、その内容について質問を実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

札幌市水道局会計規程第105条(1)カでは、工具、器具及び備品(耐用年数1年以上かつ取得価額がおおむね10万円以上のものに限る。)を有形固定資産としている。

しかし、10万円以上のものは有形固定資産であるし、10万円未満のものは消耗品となるので、おおむねという文言は削除すべきと言える。地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成する必要がある、そのためにもあいまいな規程の文言は正規の簿記の原則に反する危険性があるからである。

3. 3. 19 固定資産台帳システムについて

(1) 概要

固定資産の管理状況を検討するにあたり、固定資産管理システムについての説明を受けた。

(2) 実施した監査手続き

固定資産台帳システムを閲覧し、そのシステムの仕様や業務手順について確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

現状の固定資産台帳システムでは、決算書で開示されている減価償却費の総額がシステムから出力されるのみであり、総額を構成する個々の資産の減価償却費の計算方法等が一覧として出力できない。個々の資産に関する減価償却費計算については、資産を取得した際のシステム登録時に確認されていることから、間接的に年間の減価償却費の金額を検証されていると考えられるものの、直接的に減価償却費総額を検算する仕組みが存在していない。

また、システムはクラウドであるが、登録されている資産の最終更新日や最終更新者が記録されないため、取得時に登録されたデータが後に修正されたとしても、検出することができない。

現状の仕組みに直ちに問題があるわけではないものの、改ざんリスクに対する統制が不十分であると考えられる。減価償却費の総額に対して検証する仕組みを構築することが望ましい。

3. 3. 2 0 固定資産実査について

(1) 概要

固定資産台帳に記載されている資産の実在性を検証した。

(2) 実施した監査手続き

固定資産台帳を閲覧し、相当年数が経過している等の実在性について疑義が生じている可能性のある資産につき、検証を行う。

(3) 監査の結果

【意見】

固定資産台帳には相当年数が経過している資産が多数計上されており、その実在性に疑義がある資産が複数存在していると考えられる。監査手続の一環としてサンプリングによる固定資産実査を実施したところ、存在しなかった資産は検出されなかったため、問題があると考えられるわけではないものの、固定資産実査が実施されていない状況には問題があると考えられる。

固定資産数が膨大であることから、毎年全ての固定資産実査をすることは現実的でないが、毎年範囲を限定した固定資産実査を実施し、数年で全体の実査が完了する仕組みを構築することが望ましい。

3. 3. 2 1 固定資産台帳への登録漏れについて

(1) 概要

固定資産台帳に記載されている資産の実在性を検証した。

(2) 実施した監査手続き

固定資産台帳を閲覧し、異動や変更が生じている固定資産の管理状況について検証を行う。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

清田区営業拠点候補地（土地 固定資産番号:01199730242）について、一部を異動した際に、固定資産整理簿上では異動として減少されているにも関わらず、固定資産台帳上の取り扱いが異動前と変わっていない。当該異動分については、新たな固定資産コードを付して別資産として管理すべきである。

3. 3. 2 2 建設仮勘定の計上対象となる支出について

(1) 概要

貸借対照表に計上されている建設仮勘定の実在性を検証した。

(2) 実施した監査手続き

建設仮勘定として計上されている過年度の工事内容を確認し、その実在性の検証を実施した。

(3) 監査の結果

【意見】

令和5年度の貸借対照表に計上されている建設仮勘定に含まれる工事（支出）のうち、最も古いものは平成19年に行われたバイパスに関するものである。バイパスは令和7年度に完成する見通しであるため、令和5年度の決算時点では比較的短期的に固定資産計上されることが想定されるため、問題があるわけではないと考えられる。

しかしながら、バイパス工事全体の観点から見ると、過年度に行われた工事（支出）が20年近く資産として計上され続けており、その資産性に疑義があると考えられる。また、実際に平成19年に実施された工事は主に調査・測定に関するものであり、その効果が工事完成時まで継続して資産価値を有するかどうかという点にも疑義があると考えられる。

ヒアリングの結果、事業費として支出されており、工事に紐づいている原価は全て建設仮勘定として計上する方針を採用しており、当該バイパス工事に関しては、事業が途中で頓挫するような形跡もなく順調に進捗しているとの回答を得ており、当該調査・測定の資産性に問題はないと考えられる。

一方で、現状では水道局全体としての観点から減損損失の有無の検討のみが実施されているため、今後発生する長期間にわたって資産計上され続ける建設仮勘定については、現状で実施されている固定資産全体の減損損失の計上の検討は別途、その有効性や資産性の検討を実施することが望ましい。

3. 3. 2 3 旧宮の森B配水池用地（普通財産）について

(1) 概要

普通財産の使用状況や経済的価値の保全発揮について検証を行う。

(2) 実施した監査手続き

旧宮の森B配水池用地（普通財産）について、その取得の経緯や利用状況を確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

当該土地は昭和57年10月に施設が撤去された際に行政財産から普通財産へ転換されて以降、一切使用されていない状態にある。普通財産は早期に経済的価値を保全発揮すべきであるにも関わらず、長期間使用されていない状態にある。

当該土地はその形状や地積の特殊性から経済的価値が低いと考えられるものの、経済的価値の保全発揮にかかるコストを勘案しながら、経済的価値の保全発揮について具体的な計画を立案し、実行すべきである。

3. 3. 2 4 旧宮の森Eポンプ場用地（普通財産）について

(1) 概要

普通財産の使用状況や経済的価値の保全発揮について検証を行う。

(2) 実施した監査手続き

旧宮の森Eポンプ場用地（普通財産）について、その取得の経緯や利用状況を確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

当該土地は昭和54年11月に施設が撤去され、昭和56年1月に行政財産から普通財産へ転換されて以降、一切使用されていない状態にある。普通財産は早期に経済的価値を保全発揮すべきであるにも関わらず、長期間使用されていない状態にある。

当該土地はその形状や地積の特殊性から経済的価値が低いと考えられるものの、経済的価値の保全発揮にかかるコストを勘案しながら、経済的価値の保全発揮について具体的な計画を立案し、実行すべきである。

3. 3. 2 5 旧平岡資材置場用地（普通財産）について

(1) 概要

普通財産の使用状況や経済的価値の保全発揮について検証を行う。

(2) 実施した監査手続き

旧平岡資材置場用地（普通財産）について、その取得の経緯や利用状況を確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

当該土地は平成8年3月に行政財産から普通財産へ転換され、以降現在まで継続して交番用地として北海道警察へ貸付を行っている。

その経緯や実際に交番が存在している事実から、北海道警察への貸与以外の用途に使用することが現実的に不可能であると考えられるため、北海道警察への土地の売却について、具体的な検討を行い、実行すべきである。

3. 3. 2 6 中沼資材置場用地（普通財産）について

（１）概要

普通財産の使用状況や経済的価値の保全発揮について検証を行う。

（２）実施した監査手続き

中沼資材置場用地（普通財産）について、その取得の経緯や利用状況を確認した。

（３）監査の結果

【意見】

当該土地は平成27年以降、ごみ埋め立て地として環境局環境事業部へ有償所属替が実施されている。有償所属替は令和6年度に完了する見通しである。当該資産を普通財産へ転換せず、行政財産のままとしている理由については、所属替先である環境局環境事業部にて行政財産として取り扱われることが挙げられるものの、水道局としては行政目的に使用していない資産であるため、普通財産へ転換すべきであったと考えられる。

今後同様の資産が発生した場合には、水道局として行政目的に使用しなくなった段階で普通財産へ転換することが望ましい。

3. 3. 2 7 水道料金の定期的な見直し検討について

（１）概要

札幌の水道事業は、札幌市が運営している。水道事業の運営に必要な経費の大半は、「税金」ではなく、利用者の支払った「水道料金」によってまかなっている。

水道事業を運営するためには、取水から給水までにかかる経費や、メーターの検針や料金の収納にかかる経費など、さまざまな経費がかかる。

そのほか、施設を整備するために借りた借入金の利息の支払い（支払利息）や、年月の経過による施設の価値の減少（減価償却費）といった経費もかかり、水道料金は、このようなさまざまな経費をまかなえるよう設定されており、利用者が使用した水の量に応じて支払いが発生する。

なお、経費の中には検針をするための経費のように、使用された水の量に関係なく発生する経費があるので、このよう固定的な経費があることを踏まえ、水道料金は基本料金と従量料金に分けて設定されている。

札幌の水道料金は北海道内の平均と比べると低くなっているが、他の政令指定都市と比較して高いので、安くすることも考えることができる。しかし、現在の収益状況と今後の人口減少、また、水道水を作る原価を考慮すると現在からの値下げは無理であり、人口減少の中、安全な水道水を作ることは不可能となる。そこで、現在よりきめ細かい料金設定をすることが今後は必要になってくると考えられる。

（２）実施した監査手続き

水道料金についての水道局の簿冊、冊子等を閲覧し、水道料金が現在適切なものであるか検討した。また、必要に応じて現在の水道料金の体系について質問を実施し、その妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌市の水道料金は、日常生活で使用する水の料金負担が軽減されるよう、家庭向けの「家事の用」の場合は、1か月10m³分までの従量料金は0円で設定されている。これは、入浴や炊事、洗濯、手洗いといった日常生活に欠かせない水の使用は、利用者の健康を保ち病気を予防するもので、このように水道には公衆衛生を確保する役割があるためとしている。

しかしながら、単身世帯の増加や節水への取り組みなど、近年の家庭における水の使用状況の変化を踏まえ、それぞれの水の使用量に応じた、より細やかな料金体系を検討する時期に来ていると考える。

また、水は私たちにとって欠かすことのできない限りある大切な資源であり、有効に使っていかなければならない。貴重な水資源が浪費されることのないよう、札幌市の水道料金は逓増制が採用されており、使用する水の量が多くなるほど単価が高くなるように設定されている。札幌市をはじめ多くの市町村の水道料金は、使用した水の量が多くなればなるほど1m³あたりの従量料金（単価）が高くなるように逓増制が設定されている。

しかし、この逓増制においては、大口需要者の専用水道への切り替えによる級数収益の減少等の問題が生じる。

逓増型料金体系における逓増度の緩和等の対策を講じ、大口需要者の専用水道への切り替えによる水道収益の減少に対する対応策が必要になると考える。借入金への依存度の減少、施設の更新等にも収益の確保が必要になるからである。

水道料金については、審議会において定期的な議論がされているが、さらなるきめ細かい水道料金体系についての議論が望まれる。

3. 4 総務部 企画課

【定数13人】

- (ア) 水道事業に係る中・長期の基本計画に関すること。
- (イ) 水道事業に係る広報に関すること（総務課の所管に係るものを除く）。
- (ウ) 水道記念館の管理運営に関すること。
- (エ) 水需要推計に関すること。
- (オ) 事業運営手法の調査研究に関すること。
- (カ) 環境施策に関すること。
- (キ) さっぽろ水道サービス協会に関すること。
- (ク) 職員の研修に関すること。
- (ケ) 海外技術研修の企画及び実施に関すること。

3. 4. 1 個人情報取扱安全管理基準適合評価書について

(1) 概要

水道局では、次期札幌水道ビジョン策定に関する市民ワークショップ企画・運營業務の受託者に対して、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出させ、札幌市

が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしているか否かを評価した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」を満たしているか否かの評価が適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌市が定める「個人情報取扱安全管理基準」には、下記の項目が記載されている(項目1～10については、内容は省略)。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置3 従業者の指定、教育及び監督4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施5 セキュリティ強化のための管理策6 事件・事故における報告連絡体制7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制8 関係法令の遵守9 定期監査の実施10 個人情報取扱状況報告書の提出11 情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)又はプライバシーマーク等の規格認証 <p style="margin-left: 40px;">ISMS(国際標準規格ISO/IEC27001:2013、日本工業規格JISQ27001:2014)、プライバシーマーク(日本工業規格JISQ15001:2006)等の規格認証を受けていること。</p> |
|--|

上記の基準を受けて、受託者からの提出を求める「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には、上記各項目に対応する質問事項とそれに対する回答欄が設けられており²²、上記項目11に対応する質問事項として、「情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。」と記載されているところ、本件の受託者が提出した「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には、当該項目の回答欄が空欄となっていた。そして、水道局では、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」において、上記項目について、「これらについてはないが、他の事項を満たしていることから問題ないことを確認した。」と評価し、そのほかの項目と併せて、札幌市が定める上記「個人情報取扱安全管理基準」を満たしていると評価した。

しかし、札幌市が定める上記「個人情報取扱安全管理基準」には、他の項目と並列して、規格認証の項目が別途の基準として掲げられているのであるから、他の項目を満たしているからといって、当然に規格認証の項目を満たしていると判断することは

²² ただし、項目10は、「本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること」という内容であるため、業務開始前に提出させる「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」には項目10に対応する内容は記載されていない。

できないと思われる。そのため、仮に規格認証を受けていなくても当該項目を満たしていると判断するのであれば、より実質的な理由を記載すべきである。

3. 4. 2 札幌水道じっかんキャンペーンについて

(1) 概要

水道局では、水道事業の中長期計画である「札幌水道ビジョン」に掲げた「実感できる札幌水道」のキャッチフレーズのもと、利用者に蛇口をひねれば安全でおいしい水がいつでも出てくることを感じ、安心・満足していただくことを目指して、戦略的な広報事業を進めていくこととしている。その一環として、水道局では、令和5年度札幌水道じっかんキャンペーン業務を実施した。本業務は、広報事業の効果的な展開と幅広い利用者とのコミュニケーションの充実を通じて、利用者に札幌の水道水のおいしさや安全性、環境への優しさ等を実感してもらい、水道事業に対する理解や信頼の醸成を図ることを目的として、①きき水体験の実施、②安心・安全な水道水が各家庭に届いていることを実感できるイベントの開催、③水道凍結防止キャンペーンの実施を内容としている。

水道局では、上記業務について、公募型企画競争（プロポーザル方式）²³を実施して業者を特定したうえで、特定随意契約の手続きにより契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、公募型企画競争（プロポーザル方式）及び特定随意契約の方法による契約手続きが適正に行われているか、業務の履行に関するモニタリングや進捗管理が適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

上記業務のうち、「きき水体験」とは、幅広い市民に、普段は味を意識する機会の少ない水道水のおいしさを実感してもらうとともに、水道に対する理解と信頼の向上を図ることを目的として、水道水と市販のミネラルウォーターとを飲み比べてもらう体験である。

水道局では、きき水体験の予算として、令和4年度は4,200,000円であったのに対して、令和5年度は14,000,000円と大幅に増加させた。その理由について、予算要求の過程では、下記のような説明がなされていた。

「今年度のきき水体験は20回開催、4,000人参加見込みで4,200千円で予算要求していました。来年度は25回開催、10,000人参加見込みで14,000千円の要求を行っており、開催回数及び参加人数ともに増やしています。」

「費用対効果についてですが、きき水体験の体験者数は、R6年度末までに延べ15万人を目標とすることを水道ビジョンの『じっかん指標』に定めているため、目標達成に向け

²³ **企画競争**：複数の者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）及び複数の者から提出を受けた企画案の良否を審査し、優れた企画案を選ぶ方式（コンペ方式）をいう。このうち、参加する者を公募する企画競争を公募型企画競争、参加する者をあらかじめ指名する企画競争を指名型企画競争という。

て取り組む必要があります。よって、きき水体験を実施するために必要な費用の増加という観点から、評価するのは適さないものと考えます。」

「なお、R 4 年10月時点での体験者数は延べ77,609人で、ビジョン改定により目標を見直した後の『じっかん指標』であるR 6 年度末までに体験者数延べ15万人の達成は難しい状況ですが、少なくとも当初目標である延べ10万人を達成するべく、R 5 年度とR 6 年度の2年間で22,391人の参加を目標にする必要があることから、来年度の参加人数を10,000人と見込んでいます。」

上記のとおり、予算を大幅に増加させた理由として、きき水体験の体験者数は水道ビジョンの「じっかん指標」に定められているため、目標を達成するために、令和5年度のきき水体験は25回開催、10,000人達成を目標にしているためとの説明がなされていた。しかし、実際には、令和5年度のきき水体験の実績は15回開催、7,353人にとどまった。予定通り25回開催していれば、目標の10,000人達成も可能だったのではないかとも思われる。

この点について、「令和5年度札幌水道じっかんキャンペーン業務 業務委託仕様書」では、きき水体験の参加者数（目標）として、「受託者からの提案によることとするが、延べ10,000人以上とし、より多くの参加を目指し効率的に実施すること」との記載がなされているにとどまり、きき水体験の実施回数については明記されていなかった。受託者の企画提案書では、15回開催、10,000人達成との提案がなされ、水道局がそれを採用したため、上記のような仕様書になったと考えられるところ、結果として目標の10,000人は達成できなかったという経過は一定理解できる。他方で、きき水体験の予算を大幅に増加させたのは、上記のとおり、25回開催に伴う受託者の負担を考慮したことによると考えられるため、上記「業務委託仕様書」において、25回開催を水道局側の条件として提示することも十分にあり得たと思われる。また、仮に当初は15回で10,000人達成を見込んだとしても、目標の達成度合いをモニタリングしていれば、途中の段階で10,000人達成が見込めない状況であることは認識できたはずであって、その段階で回数を増やすことも検討できたのではないかとも思われる（上記「業務委託仕様書」には、「集計した参加者数は、各イベントの終了後1週間以内にメール等により委託者に報告すること」とされており、「本業務の進捗状況については、随時委託者に報告し、委託者の指示を受けること」との記載がなされている。）。このように、公募型企画競争（プロポーザル方式）の場合であっても、水道局が達成したい目標とその意義を受託者と共有したうえで（上記の説明のとおり、きき水体験の体験者数は水道ビジョンの「じっかん指標」に含まれているとのことであるため、目標達成の意義は大きいと思われる。）、受託者の提案に完全に任せきりにするのではなく、水道局としても条件を提示するなどして契約内容の調整を行い、契約期間中のモニタリングを適時適切に行って目標達成に向けた進捗管理を行うことが望ましい。

3. 4. 3 水道記念館業務日報について

（1）概要

水道記念館の管理運営業務に関しては公募型企画競争（プロポーザル方式）で受託者の選考が行われ、水道サービス協会が、管理運営業務を受託している。

受託者は水道記念館管理運営業務仕様書及び水道記念館管理運営業務特記仕様書に従って管理運営業務を遂行する。

(2) 実施した監査手続き

水道記念館管理運営業務に関する簿冊を精査し、聴き取りをするなどして、管理運営業務の省力化、効率化について検討した。

(3) 監査の結果

【意見】

受託者における報告者は開館日ごとに水道記念館業務日報を作成し、企画課あてに提出している。

水道記念館管理運営業務仕様書において、水道記念館業務日報については、その日の来館者数を記載するだけでなく、これまでの来館者数にその日の来館者数を加算した「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を記載することになっている。

その日の来館者数の報告は必要不可欠であるが、報告者が毎日、前営業日までの来館者数にその日の来館者数を加算して「今月累計」「今年度累計」「オープンからの累計」を算出しなければならないのは手間であり、誤算の可能性もある。

例えば、Excelを利用し、その日の来館者数のみを入力すると自動計算で「今月累計」等が表示されるようにし、水道記念館と企画課間では、データでの共有をするなど業務日報の作成を省力化するように検討されたい。

3. 4. 4 水道記念館の来場者増加のための企画について

(1) 概要

水道記念館の管理運営業務に関しては公募型企画競争（プロポーザル方式）で受託者の選考が行われ、水道サービス協会が、管理運営業務を受託している。管理運営業務の中には施設の管理のみならず施設における企画についても含まれている。

(2) 実施した監査手続き

水道記念館の管理運営業務において実施した企画の内容等を精査し、聴き取りをするなどして実施する企画のあり方などについて検討した。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌水道ビジョンでは、利用者とのコミュニケーションの充実が重点取組項目となっている。その中で、水道記念館来館者の増加促進を取組として上げており、令和6年度末の年間来館者数の目標を12万人としている。

この点、令和5年度の来館者数は96,746人だったところ、令和6年度の来館者数は96,473人だった。

目標に近づくどころか令和6年度は前年度より微減した。

札幌水道ビジョンは新型コロナウイルス禍前に策定されたものであり、新型コロナウイルス禍により令和2年度以降の来館者数に影響があり、その後も来館者数が戻らないことが原因である可能性があるが、それにしても目標に大きく届いていない。

水道記念館自体は魅力溢れる施設であり、企画を工夫することにより、来館者増加を図るべきである。

水道サービス協会が長年管理運営業務を受託しており、施設の管理と企画立案を

別々に契約するなど新しい企画が生まれるような仕組みづくりが必要な時期ではないかと思料する。

3. 4. 5 水道記念館ホームページにおけるバリアフリー案内について

(1) 概要

水道記念館は広く市民に開かれた施設であり、高齢者や障がい者も利用する。高齢者や障がい者が利用しやすいようバリアフリーに関する案内がなされるべきであり、ホームページにおける案内も適切かつわかりやすい記載が求められる。

(2) 実施した監査手続

ホームページを閲覧し、高齢者や障がい者を含む市民に対して、適切かつわかりやすい案内がなされているのか確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

ホームページ上、施設のバリアフリーに関する車いす利用者への案内が、「小さなお子様をお連れの方へ」の案内に混在している。

バリアフリーに関する案内は別項目にしてわかりやすく表示すべきである。

3. 4. 6 水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務の入札参加資格について

(1) 概要

水道記念館では、来館者や来場車両の誘導業務を水道記念館の管理運営業務と分離して委託している。

水道記念館来場車両等誘導警備業務は、水道記念館及び藻岩浄水場一般開放エリアの来館者及び車両の安全確保、駐車場等における混雑時の雑踏整理誘導等を行うものである。

また、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務は、夏季又は秋季のイベント時の来館者及び車両を安全かつ円滑に誘導することや周辺道路への迷惑駐車等を防止することなどを目的とした警備業務である。

いずれも外部委託されており、一般競争入札が行われている。

(2) 実施した監査手続

それぞれの入札に関して告示書、仕様書、契約締結時に提出書類等を精査して、適正な入札手続が行われているか、入札参加資格は適切かなどについて確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

水道記念館来場車両等誘導警備業務、水道記念館夏季イベントに係る駐車場周辺等車両誘導警備業務及び水道記念館秋季イベントに係る来場車両等誘導警備業務はいず

れも警備業法第2条第1項第1号の施設警備として入札参加資格を定め、水道記念館来場車両等誘導警備業務においては、最低1名は施設警備2級以上の検定資格を有するものなどの配置を求めている。

しかしながら、本業務は駐車場内であっても、車両の雑踏する場所等における車両の誘導等を行うものであり、同条項第2号の雑踏・交通誘導警備とみるべきである。

3. 5 総務部 営業課

【定数13人】

- (ア) 水道料金（臨時に水道を使用する場合を除く）の総括に関すること。
- (イ) 水道使用の普及宣伝に関すること。
- (ウ) 各料金課業務の調査研究及び連絡調整に関すること。
- (エ) 検針制度の調査、研究及び計画に関すること。
- (オ) 水道料金システム並びにその関連システムの管理及び改良に関すること。

3. 5. 1 債権放棄の通知について

(1) 概要

水道事業は、事業運営に必要な財源の大部分を水道料金の収入によって賄っており、料金収入は、適正かつ健全な事業運営を確保するための基盤であるため、水道料金は納入期限内に納入することを原則としている。

一方で、様々な事情により水道料金の未払いが発生した場合には、未納者に対して督促を行い、それでも未納者が水道料金を支払わないときは、最終処分として給水停止²⁴や法的手続²⁵を行う。その後、回収不能となった水道料金債権については、徴収停止²⁶、不納欠損²⁷、債権放棄の各手続きを経ることが予定されている。

²⁴ **給水停止**：水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならないが（水道法第15条第2項）、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、その理由が継続するまでの間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる（同条第3項）。水道局では、札幌市水道事業給水条例第39条に基づいて給水停止がなされる。

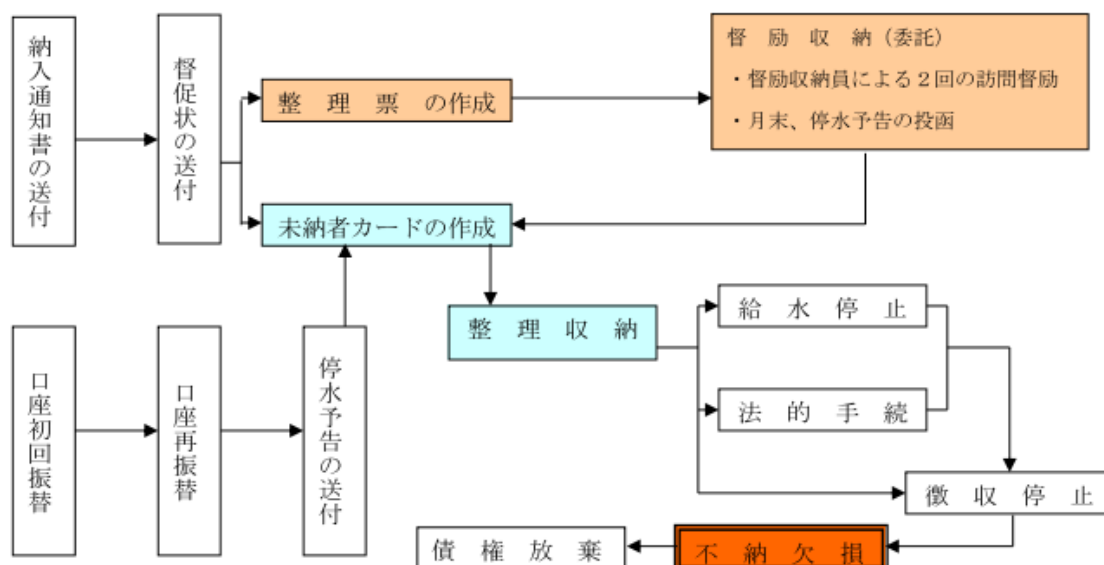
²⁵ **法的手続**：水道局が定めている「法的手続きマニュアル」（2015年9月）によれば、法的手続として想定されているのは、主として、支払督促及び強制執行である。

²⁶ **徴収停止**：履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権（強制徴収公債権を除く。）について、法人の休廃止、債務者の所在不明、少額債権で費用倒れになる場合等であって、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（自治法施行令第171条の5、札幌市債権管理条例第13条）。なお、「相当の期間」は、1年とされている（札幌市債権管理条例施行規則第15条第1項）。

²⁷ **不納欠損**：既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いを

以上の水道料金の収納業務に関する流れは、下記のとおりである。

料 金 収 納 系 統 図 (代表的な例)



(水道局作成の「収納関係事務処理マニュアル」(令和3年8月一部改正)から抜粋)

水道局では、不納欠損処理後の債権については、下記のように取り扱っている。

- (1) 債権の消滅を伴わない債権
水道料金債権は私債権に分類され、債務者が時効を援用しない限り消滅しないことから簿外管理を行い、債務者が支払を申し出た場合は、その他雑収益にて収納を行う。
また、債務者から支払の申出がなく1年を経過したものについては、札幌市債権管理条例第16条(債権の放棄)に基づき、順次債権放棄を行う。
ただし、債権放棄するまでの期間は簿外管理を行う。
- (2) 債権の消滅を伴う債権
破産した法人は、解散により法人自体が消滅するため、簿外管理は行わず債権の消滅処理を行う。また、時効完成后に時効の援用があった債権についても、簿外管理は行わず債権の消滅処理を行う。

水道局では、札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱に基づき、水道料金債権について、札幌市債権管理条例第16条各号に該当することを確認した場合には、債権放棄の手続きを行っている。

なお、令和5年度水道料金債権の不納欠損処理及び債権放棄に係る件数等は、下記のとおりである。

- 1 不納欠損処理
 - (1) 総件数 6,349件
総額 23,948,962円
 - (2) 債権の消滅を伴うことなく未収金から控除する会計上の不納欠損

いう。水道局では、徴収停止後2年を経過する未収金及び破産等により清算手続きが終結した未収金を不納欠損の対象としている(収納関係事務処理要領第13条第1項)。

	徴収停止を行い2年が経過した資産性のない未収水道料金債権額
	件数 6,301件
	金額 22,871,104円
(3)	債権の消滅を伴う不納欠損
ア	法人の破産により清算手続が完了した資産性がない未収水道料金債権額
	件数 37件
	金額 1,019,182円
イ	時効の援用により資産性がない未収水道料金債権額
	件数 11件
	金額 58,676円
2	債権放棄
	件数 10,057件（債務者人数 4,363人）
	金額 40,287,652円

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、債権放棄の手続きの適正性について監査を行った。

（３）監査の結果

【指摘事項】

○札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱 （債権放棄の通知） 第6条 債権放棄をした場合、原則として、部長は債務者及び保証人に対し、その旨を債権放棄通知書（様式3）により通知するものとする。
--

様式3（その1）

債権放棄通知書	
第 号 年 月 日	
様	札幌市水道事業管理者 印
本市があなたに対して有している次の債権について、札幌市債権管理条例第16条第 号の規定によりこれを放棄しましたので通知します。 今後、あなた及びあなたの保証人は、当該債務を履行する必要がなくなりますので、念のため申し添えます。	
債権の種類	
放棄した債権の金額	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

債権放棄をした場合、上記札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱第6条では、債務者及び保証人に対して債権放棄通知書により通知するものと定めているが、水道局では、水道料金の債権放棄をした場合に、債務者に対して通知していない。その理由として、水道局にヒアリングしたところ、「居所不明者に対する通知は、返戻となることが明らかであることから、送付していない。また、債権放棄に該当する案件は、大半は居所不明者や法人の休廃止といった所在が判然としないものであり、その他少額（費用倒れ）に該当する者は債権放棄に至るまで文書等送付しても反応がなく、転居している案件もあることから、居所不明者に類するものとみなし債権通知を送付していない。」との説明がなされた。

しかし、民法上、債権消滅の効果が発生するためには、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をした」ことを要し（民法第519条）、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」のであるから（民法第97条第1項）、債権放棄の通知が相手方に到達しなければ債権消滅の効果は発生しない。水道局の上記説明にあるような相手方が所在不明等である場合には、公示による意思表示²⁸

²⁸ 公示による意思表示（意思表示の公示送達）： 意思表示を相手方に到達させたいが、相手方の所在不明等のため、意思表示を到達させることができない場合に、その意思表示

(民法第98条)の方法も存在するところである。

また、最判平成24年4月20日集民240号185頁は、議会が債権放棄の議決をした場合に、債権放棄の効力が生ずるには、債権放棄の意思表示が必要であると判示しており、このことは、債権管理条例に基づいて債権放棄を行った場合にも妥当し得る。

したがって、水道料金の債権放棄をした場合に債務者に対する通知をしていない現在の運用は、札幌市水道局債権放棄に関する取扱要綱第6条に明確に反するうえ、上記民法の規定や債権放棄の意思表示の要否に関する最高裁判例²⁹に照らせば、債権消滅の効果も発生していないことになる可能性が高いため、改めるべきである。

なお、水道局からは、居所不明者に対する公示送達を行うための費用、居所不明者の所在を調査するための事務量、料金システムの改修などシステム構築に伴う費用及び事務量など多くの課題があるとの指摘があり、それは一定理解できるところではあるが、他方で、現在の運用を直ちに許容することはできないため、現在の運用を改めるべく、他部局や他政令市における対応を踏まえつつ、適切な債権管理の在り方を模索すべきである³⁰。

を到達させるための方法である。公示による意思表示は、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも1回掲示して行うか、又はこれに代えて市区町村役場等の掲示場に掲示する方法によって行い(民法第98条第2項)、最後に官報に掲載した日、又はこれに代わる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされる(同条第3項)。

²⁹ **債権放棄の意思表示の要否に関する最高裁判例**：住民訴訟に係る損害賠償請求権を議会が放棄した事案について、最判平成24年4月20日集民240号185頁は、「普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除き、その議会が債権の放棄の議決をただけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものというべきである」と判示している。この判旨からは、議会の議決により債権放棄をする場合に、債権放棄の意思表示を要することは明らかであるが、「条例による場合を除き」という留保が付されていることとの関係で、債権管理条例に基づいて債権放棄を行った場合にも妥当するか否かは必ずしも判然としない。一方で、住民訴訟に係る損害賠償請求権を条例形式で放棄した事案について、同日に出された最判平成24年4月20日民集66巻6号2583頁は、「条例による債権の放棄の場合には、条例という法規範それ自体によって債権の処分が決定され、その消滅という効果が生ずるものであるから、その長による公布を経た当該条例の施行により放棄の効力が生ずるものというべきであり、その長による別途の意思表示を要しないものと解される」と判示している。この判旨は、特定の債権の放棄それ自体を内容とする条例が制定・公布されたという例外的な場合については、債権放棄の意思表示を不要とする趣旨であると考えられる。そうだとすると、債権管理条例は、特定の債権の放棄それ自体を内容とするものではないため、債権管理条例に基づく一定の債権放棄事由に該当すると判断して債権放棄を行った場合には、原則どおり債権放棄の意思表示が必要であると理解しておくのが相当と考えられる。

³⁰ 令和4年度愛知県包括外部監査の結果報告書 333～334頁は、「放棄した個々の債権について放棄の意思表示を債務者に到達するためには、債務者が行方不明であれば公示送達をしなければならないが、それは経済性(地方自治法第2条第14項)に反しており、条例にも債権のみなし消滅規定を設けることが是非とも必要である」と指摘し、債権管理条例に債権のみなし消滅の規定を設けることを提案していることが参考となろう(もっとも、条例において意思表示の到達に関する民法の特則を定めることができるか否かについては、議論の余地があり得る)。

3. 5. 2 個人破産の場合の債権放棄について

(1) 概要

水道局では、個人破産により免責許可決定が確定した債権については、免責許可決定後、徴収を行わないこととしており、免責許可決定後3年を経過したものについて、債権放棄を行っている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、個人破産の場合の債権放棄の手続きの適正性について監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

○札幌市債権管理条例

(債権の放棄)

第16条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (3) 当該非強制徴収債権について第13条の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について第10条第2号の規定による強制執行又は第12条第1項の規定による債権の申出の手続きを執っても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。）について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

○札幌市水道局債権管理規程

(債権の放棄)

第21条 部長は、条例第16条の規定に基づき債権を放棄しようとするときは、総務部長に合議しなければならない。

2 条例第16条第3号の相当の期間は、3年とする。

水道局では、法人破産により破産手続終結・廃止決定が確定した場合には、債権の消滅を伴う不納欠損として直ちに債権消滅の効果を発生させるのに対して、個人破産により免責許可決定が確定した場合には、免責許可決定後直ちに債権放棄を行うのではなく、徴収停止及び不納欠損を経たうえで、3年を経過してから債権放棄を行っている。その理由について、水道局からは、「法人は法人の消滅に伴い債権も消滅する

が、個人は免責決定により支払いは免除されるが債権は即時消滅しないことを鑑み、札幌市債権管理条例第16条（3）及び札幌市水道局債権管理規定第21条第2項に準じて3年をもって債権放棄している」との説明がなされた。しかし、札幌市債権管理条例第16条第1号は、「破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項³¹……その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。」と定めており、個人破産による免責許可決定が確定した場合は明らかに同号に該当するのであるから、免責許可決定の確定により直ちに債権放棄が可能である。

また、上記の点を踏まえた追加の水道局の説明では、「本条は義務規定ではなく、個人破産の免責については件数も多く事務処理や管理が複雑であることから、札幌市債権管理条例第16条（3）に定める案件と併せて債権放棄を行っており、現状において妥当な処理と考えています。」との回答がなされた。確かに、札幌市債権管理条例第16条は、「放棄することができる」と規定するのみであり、債権放棄を義務付けているわけではないが、適時に債権放棄を行うことによって、実質的に徴収不能となった未収水道料金債権を適時に消滅させることができ、債権管理の適正化を図ることができる。さらに、当該年度内に個人破産により免責許可決定が確定した債権について、当該年度末に債権放棄を行うこととすれば、現状のように3年経過後に債権放棄を行う場合と比較して、事務処理や管理が煩雑になるとも思われない。

したがって、個人破産により免責許可決定が確定した債権については、免責許可決定後3年間を待つ必要性は全くなく、当該年度末に債権放棄を行うなどして、適時適切に債権放棄を行うべきである。

3. 5. 3 財産調査の同意書について

（1）概要

水道局では、水道料金の未納者に対して、最終的な手段として裁判所を利用した法的手続（支払督促、強制執行など）を講ずることもあるが、それ以前の段階で、未納者の財産調査は特段行っていない。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、未納者の財産調査に関する現在の運用が適正かについて監査を行った。

（3）監査の結果

【意見】

水道局では、札幌市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則に基づき、札幌市下水道使用料及びこれに係る諸収入金の徴収事務等を行っている。

³¹ 破産法第253条第1項本文は、「免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。」と定めている。

この点について、下水道使用料は強制徴収公債権³²であるため、国税徴収法³³の規定により、滞納処分のため財産調査の必要があれば、納付義務者の情報について質問、検査をすることが認められているのに対し、水道料金は私債権³⁴であるため、財産調査を実施するための根拠法令がない。また、下水道使用料の関係で得た情報（例えば、滞納者の預貯金に関する情報）を、滞納者の許可なく水道料金の徴収のために利用することは、下水道使用料にも適用される地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）³⁵に違反し、許されないと考えるのが相当である。

一方で、裁判所を利用した法的手続（支払督促、強制執行など）に着手する以前の段階で、債権の回収見込みを判断するために、下水道使用料の関係で取得し得る未納者の財産調査の情報を、水道料金との関係でも利用することの有用性は否定できない。

そのため、水道料金についても財産調査の結果を利用することを可能にするため、少なくとも滞納が発生しており、誓約書（支払計画書）の提出を求めるような未納者については、誓約書（支払計画書）に違反した場合に財産調査を行うことに同意する（下水道使用料が取得し得る財産調査の結果について、水道料金についても利用を認めることに同意する）旨の「同意書」を徴求することが望ましい³⁶。

³² **強制徴収公債権**：公法上の原因によって発生する債権（公債権）のうち、租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる債権をいう。強制徴収を行うことができない公債権のことを、非強制徴収公債権という。なお、下水道使用料は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、同法附則第 6 条第 3 号により、強制徴収公債権とされている。

³³ 例えば、国税徴収法第 141 条第 3 号に基づき金融機関に対して滞納者の預貯金口座、残高、取引履歴等を照会することや、同法第 146 条の 2 に基づき地方自治体の税部門に対して、税情報の照会をすることが考えられる。

³⁴ **私債権**：私法上の原因（契約など）に基づいて発生する債権をいう。強制徴収公債権のように、強制徴収を行うことはできない。なお、東京高判平成 13 年 5 月 22 日（判例集未掲載）が「控訴人と被控訴人との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、被控訴人が有する水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される」と判示し、最決平成 15 年 10 月 10 日（判例集未掲載）の上告不受理決定により確定したことにより、水道料金債権は私債権であると解されている。

³⁵ 地方税法第 22 条は、「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と定めている。

³⁶ 水道局が定めている「法的手続きマニュアル」の中には、「財産調査等同意書」（見本 14）が掲載されている。その内容としては、「私は、 裁判所 平成 年（ ）第 号事件における水道料金債権を含む水道料金等の分割納入を申請するに当たり、下記の項目が変更となった際の速やかな届出を約束するとともに、これら申請と約束が不履行となった場合は、札幌市水道局が行う金融機関、生命保険会社若しくは私の雇用主その他の関係機関に財産調査等の報告を求めることに同意します。」と記載され、「下記の項目」として、本籍、住所、氏名、連絡先電話番号、勤務先等を記載する欄が設けられている。この内容からすれば、支払督促など裁判所の法的手続に移行した後の段階で活用することが想定されており、法的手続に移行する前の段階で活用することは想定されていないものと思われる。また、「法的手続きマニュアル」の本文の中には、「財産調査等同意書」について全く

3. 5. 4 履行延期の特約等について

(1) 概要

水道局では、水道料金が履行期限内に支払われなかった場合、未納者に対して、分割納入を認めて未納解消を図ることがある。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道料金が履行期限内に支払われなかった場合に分割納入を認める対応が適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

○札幌市債権管理条例

(履行延期の特約等)

第14条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められる場合

(5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難である場合

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条及び第16条において「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

○札幌市水道局債権管理規程

(履行延期の特約等の手続)

第17条 条例第14条第1項の規定による履行期限の延長は、債務者からの履行延期申請書（様式12）による申請に基づいて行うものとする。

触れられていないため、法的手続に移行した後であっても活用されているか否か疑問である。

2 部長は、前項の申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、1件1,000万円以上のものは総務部長に合議の上、承認又は不承認の決定をし、履行延期承認通知書（様式13）又は履行延期不承認通知書（様式14）により債務者に通知するものとする。

○収納関係事務処理要領
（分割納入等）

第11条 次の各号の一つに該当すると判断した場合は、課長の決裁により分割納入を承認するものとする。

- (1) 一時的な使用量の増加等の理由により、一括納入が困難であると認められるもので、使用者から「分割納入依頼書」（様式20）の提出がありこれを受理したとき。
- (2) 生活困窮や事業不振等の理由により、未納額の一括納入が困難であると認められるもので、使用者から誓約書の提出があり、これを受理したとき。

○地方自治法施行令
（強制執行等）

第一百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第一百七十一条の五及び第一百七十一条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

水道料金が履行期限内に支払われなかった場合、履行期限を延長するためには、履行延期の特約等（札幌市債権管理条例第14条、札幌市水道局債権管理規程第17条）を行うことが想定されているが、一方で、実情としては、分割納入等（収納関係事務処理要領第11条）として、分割納入依頼書（同条第1号）又は誓約書（同条第2号）により対応している（これらの書式は末尾参照）。

この点について、訴訟手続や強制執行手続等による債権回収措置をとるべき義務（自治法施行令第171条の2）を免れるのは、①徴収停止の措置をとる場合（同第171条の5）、②履行延期の特約等により履行期限を延長する場合（同第171条の6）、③その他特別の事情があると認める場合に限られているところ、分割納入依頼書又は誓約書は未納者からの一方的な差し入れにすぎないため、②履行延期の特約等には該当しないものと解される。分割納入依頼書又は誓約書の実務上の有用性は否定しがたいものの、これらが提出されたとしても、水道局が債権回収措置をとるべき義務を免れるわけではないと解されるため、履行延期の特約等の手続きを行うことも併せて検討されるべきである。

履行延期申請書

年 月 日

(宛先)札幌市水道事業管理者

住所

氏名又は名称

債 務 の 種 類	
元 本 債 務 の 金 額	
履 行 延 期 の 理 由	

上記の債務について、次の条件により履行期限を延期してください。

履 行 期 限	
(その他の事項)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式13

履行延期承認通知書	
	第 年 月 日 号
様	
札幌市水道事業管理者 印	
年 月 日付けで申請のあった次の債務に関する履行期限の延期について承認します。	
債 務 の 種 類	
債 務 の 金 額	
履 行 期 限	
延 納 利 息	
ただし、次に掲げるときは、延長された履行期限を繰り上げることがあります。 1 債務者が市の債権上の利益を害する行為をしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。 2 分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。 3 市が債権者として配当の要求その他債権の申出をする必要があると認めたとき。 4 上記のほか、債務者の資力の状況その他の事情の変更により、当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。 (その他この債権を保全するために必要な事項)	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

____ 年 ____ 月 ____ 日

分割納入依頼書

____ 年 ____ 月 ____ 日、下記のお客さまより(来庁・電話・現地)にて、分割納入の依頼を受理いたしました。

支払者	住所		札幌市 区					
	氏名							
お客様番号			区	地区	街区	回順	枝番	ID
調定		使用		納区	分離	水道料金	下水道使用料	合計金額
年度	月	年	月分					
						円	円	円

分割納入の理由

分割納入金額

分割回数	支払期日		水道料金	下水道使用料	分割納入額
第一回目	____ 年 ____ 月 ____ 日	本体	円	円	円
		消費税	円	円	
第二回目	____ 年 ____ 月 ____ 日	本体	円	円	円
		消費税	円	円	
第三回目	____ 年 ____ 月 ____ 日	本体	円	円	円
		消費税	円	円	

*別添 収納情報・収納履歴のとおり。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

水道局控(1枚目)

誓約書(支払計画書)

申請日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

札幌市水道事業管理者 様

申請者(本人・代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(連絡先電話番号: _____)

※ 本人以外の場合の確認欄
委任状・運転免許証・その他(_____)

お 客 さ ま 番 号	ID

給水装置設置場所	札幌市 _____ 区
使 用 者	

____ 年 ____ 月 ____ 日現在、下記の水道料金等を各支払い期日までに遅滞なく支払うことを約束いたします。

なお、約束を履行しなかった場合は、本書の承認の取消しと、札幌市水道事業給水条例第39条第1項による給水停止処分を受けても異議の申立てはいたしません。

水 道 料 金	下 水 道 使 用 料	合 計 金 額	使 用 期 間
円	円	円	____ 年 ____ 月 ____ 分 から ____ 年 ____ 月 ____ 分 まで

1 支払い計画

支 払 期 日	支 払 金 額 (円)	使 用 年 月	備 考

〔支払い時間・方法〕

○支払い受付時間は午前8時45分から午後5時15分までです。なお、土曜、日曜、祝日は休みです。

□水道局収納窓口(_____)に持参することとする。

□納入通知書にて金融機関またはコンビニエンスストアで支払い、直ちに電話連絡することとする。

2 新規発生分について(____ 年 ____ 月分から)

備 考(遅延理由等)

(水道局控)

3. 5. 5 家事用と家事以外用の区別について

(1) 概要

水道局では、札幌市水道事業給水条例第24条・別表2において、「家事の用に使用するもの」（以下「家事用」という。）と「家事以外の用に使用するもの（公衆浴場用を除く。）」（以下「家事以外用」という。）とで水道料金の計算方法を区別している。

○札幌市水道事業給水条例

(料金)

第24条 料金は、用途及びメーターの口径に応じ、第29条の規定による算定方法に従い、別表2に規定する基本料金及び従量料金を基礎として計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、家事以外の用に水道を使用する場合（別表2に定める公衆浴場用に使用する場合を除く。）で特に必要があると認めるときは、同表に規定する家事以外の用に使用するもの（公衆浴場用を除く。）の金額を基礎として計算した基本料金及び従量料金の額の合計額の3倍に相当する額の範囲内で管理者が別に定める額に100分の110を乗じて得た額を徴収することができる。

別表2（第24条関係）

用途及びメーターの口径\区分		基本料金 (1月につき)	従量料金（1月につき）					
家事の用に使用するもの		1,320円	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルにつき	200円	使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの1立方メートルにつき	230円	使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルにつき	265円
			使用水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの1立方メートルにつき	330円	使用水量500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルにつき	350円	使用水量1,000立方メートルを超える1立方メートルにつき	375円
家事以外の用に使用するもの（公衆浴場用を除く）	20ミリメートル以下	2,500円	使用水量30立方メートルを超え100立方メートル					
	25ミリメートル	4,300円						

く。)				までの 1 立方 メート ルにつ き 305 円			
	40ミリメート ル	19, 000円	使用水量30立方メートル を超え100立方メートルま での 1 立方メートルにつ き 330円	使用水 量100立 方メー トルを 超え500 立方メ ートル までの 1 立方 メート ルにつ き 345 円	使用水量 500立方 メート ルを超え 1, 000立 方メート ルまでの 1 立方メ ートルにつ き 360円		
	50ミリメート ル	49, 000円	使用水量100立方メートルを超え 500立方メートルまでの 1 立方メー トルにつき 345円				
	75ミリメート ル	216, 000円	使用水量500立方メートルを超え1, 000立方メ ートルまでの 1 立方メートルにつき 360円				
	100ミリメート ル	244, 000円					
	150ミリメート ル	511, 000円	使用水量1, 000立方メートルを超える 1 立方メートルにつ き 375円				
	200ミリメート ル	583, 000円					
	200ミリメート ルを超えるも の	管理者が別に定める額					
公衆浴場用		1, 320円	使用水量10立方メートルを超える 1 立方メートルにつ き 145円				

備考

- 1 家事の用に使用するものとは、メーターの口径が25ミリメートル以下のもので、かつ、専ら家事の用に使用するものをいう。
- 2 公衆浴場とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価格について統制を受ける公衆浴場の営業の用に使用するものをいう。
- 3 従量料金の算出基礎となる最低使用水量以下の使用水量に係る従量料金は、無料とする。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、家事用と家事以外用の区別が適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

家事用と家事以外用をいかなる基準で区別するかについては、札幌市水道事業給水条例別表2の備考1で、「家事の用に使用するものとは、メーターの口径が25ミリメートル以下のもので、かつ、専ら家事の用に使用するものをいう。」との記載があるのみで、実質的な区別基準は明記されていない。この点について、水道局からは、適用用途の判断については「水道使用用途の適用区分について」（平成14年11月29日営業担当部長決裁）に基づいて決定しているほか、「検針業務マニュアル」に具体的な事例を掲載しており³⁷、定期的な見直しを行っているとの説明があったが、一方で、判断に迷うものがあった場合には、都度起案で対応しているとの説明があった。水道料金の多寡に直結する判断の統一性・明確化の観点からすれば、これまで都度起案で対応してきたものを整理・検討し、可能な限り、家事用と家事以外用を明確に区別できる統一的な基準ないし取扱要領を定めるのが望ましい。

3. 5. 6 使用用途変更届について

(1) 概要

水道局では、家事用と家事以外用で用途を変更する場合に、「給水（排水）使用用途変更届（用途変更通知書）」（以下「使用用途変更届」という。）を提出させている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、使用用途変更届に基づく用途変更が適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

使用用途変更届には、用途変更を行う理由を記載する欄が設けられておらず、単に前用途と新用途に○をつけるだけの様式となっている。

この点について、水道局からは、用途変更に係る申出があった際には、変更内容を確認するために現地調査を行ったうえで、申請者から使用用途変更届を受領しており、検針時の対応も同様としているため、使用用途変更届には変更理由を記載してもらう取扱いとはしていない旨の説明があった。確かに、現地確認によって使用用途が確実に変更されていることを確認しているのであれば、敢えて使用用途変更届には用途変更を行う理由までは記載する必要はないとの考え方もあり得るところである。しかし、家事以外用から家事用へ用途変更する場合は水道料金が減額となることから、

³⁷ 「検針業務マニュアル」（令和元年7月）には、「店舗等を兼ねた住宅で、店舗等に給水装置があっても使用目的が家庭と同様の生活用水である場合は、家事用が適用される」、「会社・学校等の寮、下宿及びマンション・アパート等の付帯設備がある場合でも、その利用者が入居者に限定されている場合は家事用が適用される」との記載がある。

慎重な対応が必要と考えられ、特に会社が申請者となっている場合や、民泊事業など検針時の用途確認にも限界があると想定される場合には、使用用途変更届に理由を付記しておくことが有益であると考えられる。

そのため、使用用途変更届に理由を記載する欄を設けるほか、場合によっては、廃業届等の根拠資料の提出も併せて求めることを検討するのが望ましい。

3. 5. 7 還付命令書について

(1) 概要

水道料金の重複納入、減額、過誤納などがあった場合、水道局から還付命令書が発行され、水道料金の充当、調整又は還付などが行われる。

(2) 実施した監査手続き

還付命令書の精査や聴き取りなどにより、還付命令書の発行が適切になされているかなどについて、確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

令和5年度は2万2456通もの還付命令書が発行されている。

納入通知を送付しても期限までに水道料金が納付されず、その後督促状を送付したところ、重複して納入されるという例、水道料金を未清算のまま転出する例などがある。

ある程度はこれらの例が発生することはやむを得ないと思料するが、事務負担や費用削減のため、督促状に工夫し重複納入が発生しないようにするなど、還付命令書の発行数をできるだけ減らす方策を検討されたい。

3. 5. 8 特例料金適用申請書について

(1) 概要

札幌市水道事業給水条例は、メーターを共用する場合の使用者に対する料金の特例として、「管理者は、専ら家事の用に水道を使用する2戸以上の住居に係る給水装置に1個のメーターを接続して水道を使用する場合について、特に必要があると認めるときは、当該メーターに係る使用者の申請により、各戸に第24条第1項に定める料金のうち家事の用に使用する場合の料金を適用したものとして、各戸ごとに計算した額を合算して料金を算定することができる。この場合において、メーターの口径が25ミリメートルを超えるものについては、これを25ミリメートルとみなす。」（同条例第25条第1項）と定めている。

(2) 実施した監査手続き

特例料金適用申請書を精査するなどして、札幌市水道事業給水条例に従った運用がなされているか確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

札幌市水道事業給水条例第25条第1項は「当該メーターに係る使用者の申請により」水道料金の計算に関する特例扱いを認める旨規定しているが、実際には、管理人からの申請によりこれを認めている。

条例に従って、使用者からの申請に改めるか、仮にそれが実態にあっていないのであれば、管理人からの申請を認めるように条例を改正するべきである。

3. 5. 9 検針業務マニュアルについて

(1) 概要

水道局では、検針業務の効率化を図るため、令和元年7月に検針業務マニュアルを策定した。

(2) 実施した監査手続

検針業務マニュアルを精査し、聴き取りをするなどして、検針業務マニュアルの内容が適正であるかについて確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

検針業務マニュアル中に一般検針業務におけるマニュアルが記載されている（「Ⅱ 一般検針業務」）。一般検針業務は、メーターの指針を読み取り、スマホへ入力し、検針票等により使用者等へ使用水量の算定及び料金の通知を行う業務とされている。

この中に「3 検針の実施時に発生する事例の対応方法」という項目があり、各事例が発生した場合における検針票の通信欄の記載方法が検針業務マニュアル用別表2（「検針票通信欄文言一覧」）の番号を引用する方法で記載されている。

しかしながら、この検針業務マニュアル本文中において記載されている各番号と別表2に記載されている番号が正確に対応しておらず、検針業務マニュアル本文中に記載されている番号が別表2に存在しない、または、検針業務マニュアル本文中記載の番号の別表2記載の通信欄文言が事例と整合しないものが散見される。

検針業務マニュアルを改訂し、これらの番号が対応するようにすべきである。

3. 5. 10 認定減額に伴う使用水量決定について

(1) 概要

水道局は、認定減額に伴う使用水量の決定を適正に行うことを目的として、「認定減額に伴う使用水量決定に関する取扱要領について」（以下「取扱要領」という。）を発し、下記別表1で認定減額実施の適用範囲及び使用水量の決定方法を定めている。

別表1

項目 \ 区分			定義	水量の決定方法
漏水事	1	地下漏水	地下埋設管の亀裂・破損等の場合	通常使用水量のみ調定する。
	2	凍結防止装	水抜栓、防寒止水栓、	

故 の 場 合		置の故障による漏水	不凍栓等の故障による場合									
	3	立上り等からの漏水	床下・壁等の隠蔽配管の不可視部分の場合									
	4	給水用具からの漏水	減圧弁・安全弁の故障の場合									
	5	ボールタップ故障等に基づく漏水	(1) トイレボールタップの故障によりオーバーフローとなった場合	通常使用水量のみ調定する。								
(2) 受水槽ボールタップの故障によりオーバーフローとなった場合（FMバルブを含む。）			警報器設置等の事故再発防止の指導を行い、初回に限り通常使用水量のみ調定する。									
漏 水 事 故 以 外 の 場 合	6	防寒止水栓等の操作誤り	防寒止水栓等の操作方法を熟知していなかった場合	初回に限り通常使用水量のみ調定する。								
	7	出し放し	(1) 濁水等の理由により当局が出し放しを許可した場合	以下の方法で決定した出し放し水量を差し引いた水量を調定する。 ① 水量の把握ができる場合：メーター指針で把握した水量 ② 出し放し時間のみを把握している場合：出し放し時間に次表の水量を乗じた水量 <table border="1"><tr><td>口径</td><td>13mm</td><td>20mm</td><td>25mm</td></tr><tr><td>時間流量</td><td>2m³</td><td>4m³</td><td>4m³</td></tr></table> なお、中、大口径及び受水槽に濁水が流入した等、特殊な場合についてはその都度実態を勘案して決定する。	口径	13mm	20mm	25mm	時間流量	2m ³	4m ³	4m ³
			口径	13mm	20mm	25mm						
	時間流量	2m ³	4m ³	4m ³								
(2) 埋設深度が浅い等の理由から地下埋設部分の凍結を防止するため当局が出し放しを許可した場合	① 許可期間のみ指定があった場合：その期間に限り通常使用水量のみ調定する。 ② 許可期間及び水量の指定があった場合：許可期間における指定水量を差し引いた水量を調定する。											
8	空気流動事故	配管内に空気が混入し水圧によりメーターが回転する場合	通常使用水量のみ調定する。									
	9	メーターの過針	メーターの過針による場合	メーター性能試験の結果において異常が判明した場合は、訂正後の水量を調定する。								

(2) 実施した監査手続き

認定減額の取扱いが適正になされているかについて、簿冊の精査、聴き取りなどによって調査した。

(3) 監査の結果

【意見】

取扱要領別表1に定められている場合の他、取扱要領第2項では、「なお、別表1によりがたい場合は、その都度料金課長が決定するものとする。」とされており、別表1によりがたい例外として、嘆願書等の提出により各料金課長が判断することになる。

令和5年度、嘆願書等によって認定減額した件数は、北部料金課81件、中部料金課3件、南部料金課22件だった。料金課によってばらつきが大きい。

もちろん、各地区により、例えば、共同住宅と一戸建ての割合など、状況は異なっており、多少はその影響もあると思われるが、嘆願書等による認定減額に関する周知が不十分または一定ではないこともその一因であろうと推測される。地区ごとの不公平が生じないような周知を検討されたい。

3. 6 総務部 中部料金課

指摘事項、意見なし。

3. 7 総務部 北部料金課

【定数49人】

- (ア) 水道使用に係る届出等の受付及び処理に関すること。
- (イ) 水道料金（臨時に水道を使用する場合を除く）の収入及び滞納整理に関すること。
- (ウ) 水道メーターの点検及び使用水量の認定に関すること。
- (エ) 水道使用（臨時に使用する場合を除く）の監理に関すること。
- (オ) 下水道使用料の徴収及び滞納整理に関すること。

3. 7. 1 多数回かつ長期にわたる誓約書（支払計画書）の提出について

(1) 概要

水道局では、生活困窮や事業不振等の理由により、未納額の一括納入が困難であると認められるもので、使用者から「誓約書（支払計画書）」の提出があり、これを受理したときは、課長の決裁により分割納入を承認している（収納関係事務処理要領第11条第2号）。

なお、誓約書（支払計画書）の様式は、営業課の「履行延期の特約等について」の項目の中で引用した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、誓約書（支払計画書）に基づく分割納入の

承認が適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

北部料金課において、誓約書（支払計画書）を多数回かつ長期にわたり提出させているが、一向に滞納分の解消には至っていない事例が確認された。当該使用者は、親族の係争について損害賠償請求の訴状を提出し、この請求が認められれば、滞納分の水道料金を一括納入する約束をしているとのことであるが、これまでの経緯を鑑みるとその場しのぎの口実であるとの疑念が払拭できない。水道局にヒアリングしたところ、提出したとされる訴状は実際には確認していないとのことである。

水道局は、「水道は生命に直結した重要なライフラインであるため、給水停止の執行に際してはできるだけ生活状況の実態や支払方法等について話し合いの機会を持つよう努めている。また、滞納者の申出内容については個々の事情を勘案しながら柔軟かつ慎重に対応する必要がある。」と説明しており、一般論としては首肯できる。他方で、上記のような事例では、支払い見込みが非常に乏しいにもかかわらず、たとえ実現困難な支払い計画であったとしても、誓約書（支払計画書）を提出しさえすれば給水停止を免れることができるとの誤解が生じているのではないかとの疑念も払拭できない。誓約書（支払計画書）には、「なお、約束を履行しなかった場合は、本書の承認の取消しと、札幌市水道事業給水条例第39条第1項による給水停止処分を受けても異議の申立てはいたしません」と記載されていることも踏まえると、本件のように多数回かつ長期にわたり誓約書（支払計画書）が提出され、一向に滞納分の解消に至っていないような事案については、適時適切な給水停止の手続きも検討されたい。

3. 7. 2 検査合格年月日の誤りについて

(1) 概要

北部料金課では、定期刊行物（新聞1部）の契約を行い、納入された定期刊行物の検査報告書を作成して、検査を行っている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、定期刊行物の検査に係る手続きが適正かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

定期刊行物の検査は、納入月の翌月初旬に実施されていることが多く、例えば、令和5年10月分の納入については、「検査合格年月日」が同年11月1日とされている。しかし、検査報告書記載の令和5年1月分の納入については、「検査合格年月日」が同年1月4日となっているが、本来であれば、同年2月初旬に検査がなされるはずであるので、「検査合格年月日」の記載が誤っている。同年2月分の検査合格年月日が同年2月1日となっているのも、同様の理由で記載が誤っている。このような過誤があると、「検査合格年月日」記載の日付に実際に検査を行ったのではなく、事後的にまとめて「検査合格年月日」の記載をしたのではないかとの疑念も生じ得るので、正確な事務処理を励行されたい。

3. 7. 3 簿冊の綴り間違いについて

(1) 概要

北部料金課では、「執行伺 委託料 警備業務」という名称の簿冊と、「執行伺 委託料 清掃業務」という名称の簿冊が存在する。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲により、必要書類の管理が適正になされているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

「執行伺 委託料 清掃業務」の簿冊の中に、本来であれば「執行伺 委託料 警備業務」に綴られるべき令和6年2月分の水道局新琴似庁舎警備業務に関する検査報告書等が綴られていた。正確な事務処理を励行されたい。

3. 8 総務部 南部料金課

指摘事項、意見なし。

3. 9 給水部 計画課

【定数35人】

- (ア) 施設整備事業に関すること（施設管理課の所管に係るものを除く）
- (イ) 施設整備事業に伴う用地取得及び許・認可に関すること。
- (ウ) 水源の調査研究に関すること。
- (エ) 近隣の市町村との連絡管の整備に関すること。
- (オ) 水道水源の保全に関すること。
- (カ) 白川浄水場改修計画に関すること。
- (キ) 水道施設工事の施行技術に係る調査研究に関すること。
- (ク) 工事等の計画審査及び検査に関すること。
- (ケ) 局の危機管理及び防災に関すること。
- (コ) 札幌市水道施設整備事業評価委員会の庶務に関すること。
- (サ) 部内経理の総括及び調整に関すること。
- (シ) 部内他課（配水センター、浄水場及び水質試験センターを含む）の主管に属しないこと。

3. 9. 1 健康診断（検便）業務について

(1) 概要

簿冊名：健康診断＜検便＞業務委託 契約番号：第61-21-00002号 件名：水道施設等に係る職員健康診断（検便）業務

水道局では、水道施設等に係る職員健康診断（検便）業務を、特定随意契約により、公益財団法人に委託した。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、特定随意契約の手続きの適正性について監査を行った。

（３）監査の結果

【意見】

○水道法

（健康診断）

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

２ 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

水道施設等に係る職員健康診断（検便）業務³⁸を、特定随意契約により、公益財団法人に委託したが、その理由として、「本業務は、水道法第21条に基づいて行うものであり、診断結果の報告書には、①診断年月日 ②診断を受けた者の氏名 ③性別 ④年齢 ⑤診断結果 ⑥診断医師名 ⑦検便成績 ⑧検査場所の記載が必要であるが、札幌市入札参加資格登録の検査機関で、これら全ての項目を報告書に記載できるのは上記機関しかないため。」とされている。確かに、関連簿冊に添付資料として綴られていた『水道法逐条解説』（日本水道協会）によれば、水道法第21条第2項により1年間の保存義務が課されている健康診断の記録については、上記①～⑧が必要である旨記載されており、これらを報告書に記載することを条件としたこと自体は、あながち不合理な判断であったとはいえないと考えられる³⁹。

一方で、上記受託者に特定したのは、事前の照会によって、上記①～⑧の全ての項目を記載できる旨回答した業者が上記受託者しかいなかったとのことである。この点について、水道局からは、「事前調査は『当該検便業務へ対応可能な事業者の把握のため』の調査であると明記し、前年度の業務仕様書を添付した上で実施したため、本調査に未回答であることは当該業務への対応不可又は応札の意思がないと判断できるとし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に定められる『その性質又は目的が競争入札に適しないもの』として特定随意契約を行いました。」との説明があつ

³⁸ 水道法第21条第1項の規定により行う定期の健康診断は、概ね6か月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行うものとされている（水道法施行規則第16条第1項）。

³⁹ もっとも、検便のみであれば、担当医師名の記載は不要とも思われるところであり、上記『水道法逐条解説』の射程が検便のみを行う場合をも対象にしているのか否かは、若干の疑義が残るため、今後検討の余地があろう。

た。

確かに、事前照会に未回答であることから、当該業務への対応不可又は応札の意思がないとした判断もあながち不合理とまではいえないとの考えもあり得るが、一方で、事前照会を行った42者のうち、回答があったのは約半数の21者のみであるから⁴⁰、これをもって直ちに特定随意契約とするのは早計と思われる。したがって、未回答であった業者が上記条件を満たして入札に応じる可能性は否定できないため、一般競争入札または公開見積合せの手続きを行うのが望ましいといえる。

3. 9. 2 入札参加条件について

(1) 概要

水道局では、白川第1送水管更新基本設計業務、白川第2送水管腐食度調査業務、白川第1送水管管内調査業務について、一般競争入札を行った。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、一般競争入札の手続きの適正性について監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

一般競争入札においては、入札参加資格として、過去に本市その他の官公庁と契約を締結したことがある旨の条件が設けられることがあるが、過去何年以内の契約締結を対象とするかについて、「白川第1送水管更新基本設計業務」では過去5年以内、「白川第2送水管腐食度調査業務」では年数の限定なし、「白川第1送水管管内調査業務」では過去15年以内となっており、区々となっている。水道局のヒアリングによれば、業務の性質に応じて決定しているとのことであるが、「白川第1送水管更新基本設計業務」では、5社から参考見積を出してもらっていたにもかかわらず、入札に応じたのは結果として1社のみであり、過去5年以内という制限が足枷になっていた可能性は否定できない。業務の性質に応じて適切な入札参加条件を設定するということは当然必要なこととしても、過剰な制限を設けることは入札への参加の機会を保障するという観点からして問題があるので、例えば、参考見積を出したにもかかわらず入札しなかった業者に対してその理由を聴取するなどして、今後の適切な入札参加条件の設定に向けた検討を行うことが望ましい。

なお、水道局からは、上記「白川第1送水管更新基本設計業務」で参考見積を提出した業者へのヒアリングの結果、応札しなかった主な要因は、すでに多くの業務を受注しており、担当する技術者が不足していたとのことであったため、発注時期に関しても併せて検討していきたいとの説明を受けたことを付言する。

3. 9. 3 石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について

(1) 概要

⁴⁰ 回答があった21者のうち、検便の実施が可能と回答したのは5者であり、そのうち2者は、⑥診断医師名と⑧検査場所のみ報告書への記載ができない、との回答であった。

石狩西部広域水道企業団への出資金、負担金について執行伺いの際に、部経理担当の確認欄が空欄となっていた。

(2) 実施した監査手続き

執行伺いを閲覧し、必要な手続きが取られているか確認するとともにヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

執行伺いの際に部経理担当の確認欄が空欄となっている。主管で決定しているので問題ないとの回答を受けたが、出資金、負担金は巨額にのぼるものであることから財務の決裁も必要とするべきである。財務の決裁を必要とすることにより、出資金、負担金へのチェック機能が高まると考える。

札幌市水道局会計規程第128条第2項にて、総務部長が指定する事項は財務課長合議が必要と定めており、毎年発出する予算執行要領通知において、総務部長が指定する事項の一つに、「他会計からの補助金、出資金、交付金及び寄附金等による事業の執行に関する事項」を定めている。この事項には該当しないとの認識誤りがあったため、財務課長合議が行われていなかった。しかし、本来は財務課長合議が必要なものであったことから、同様の合議漏れがないよう改めて局内へ周知を図る必要があると言える。

また、石狩西部広域水道企業団への出資金は独自に簿冊を作成し、管理し、残高を把握するべきであるとする。金額が巨額にのぼる以上、より適切で確実な管理が必要であると言える。

3. 10 給水部 工事課

【定数42人】

(ア) 水道施設及び水道局庁舎の建設及び改修の実施計画並びにこれらに係る工事の設計及び施行に関すること。

(イ) 配管工事の調査、設計及び施行並びにこれらに係る連絡調整に関すること。

3. 10. 1 本局庁舎の大規模な設備更新について

(1) 概要

水道局では令和7年度以降、本局庁舎の大規模な設備更新を予定している。設備更新のための工事にあたり、一部の執務スペースが使用できなくなることから、現在ある4階大会議室を仮執務室とする計画となっている。

この点、設備更新工事中に災害が発生した場合、対策本部設置や他の自治体からの応援人員を受け入れるために大会議室のスペースを確保する必要があるとして、本局庁舎5階の増築計画が持ち上がり、この増築の実現性を判断するために水道局本局庁舎増築基本検討委託業務を設計会社に委託した。契約金額は1,430万円であった。

委託業務は履行されたが、結局、本局庁舎5階の増築は、現在の建築基準法上不可

能であるという判断となった。代替案として、地下駐車場を改修して会議室を作るという案や南側の空き地にプレハブを設置するという案などが出された。

その後、水道局内で幹部会議が開かれたが、そこでは、そもそも大会議室の必要性を検討すべきとする意見や既存の施設を利用してスペースを確保すべきであるという意見が出され、当時の危機管理課長からも増改築の必要性があるという意見は出されず、結局、既存の施設の利用をするという方向性となった。

(2) 実施した監査手続き

簿冊の精査や聴き取りなどにより、水道局本局増築基本検討委託業務発注の必要性相当性などを確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

水道局本局増築基本検討委託業務発注前に増築の必要性に関する議論が十分になされていない。

確かに、本局庁舎は新築する際、もともと5階の増築が予定されていたという事情を考慮すると、十分なスペースを確保するために、5階の増築という選択肢があったというのは理解できる。

しかしながら、まずは、代替大会議室の必要性や既存施設の利用の可否を十分に検討すべきであり、その検討前にもかかわらず、増築の実現性を確認するために1,430万円もの金額を支出すべきではなかったと思料する。

3. 1.1 給水部 給水課

【定数24人】

- (ア) 給・配水管工事の計画調整に関すること。
- (イ) 給・配水管工事関係業務及び給水装置工事関係業務の連絡調整に関すること（工事課の所管に係るものを除く）。
- (ウ) 給・配水管工事関係及び給水装置工事関係の諸統計の作成に関すること。
- (エ) 配水管及び給水装置の維持管理計画並びにこれに係る連絡調整に関すること。
- (オ) 給・配水管の維持に係る調査研究に関すること。
- (カ) 配水調整に係る計画及び連絡調整に関すること。
- (キ) 水道メーターに係る調査研究及び審査に関すること。
- (ク) 給・配水管用材料等の調査、研究、改良開発及び審査に関すること。
- (ケ) 漏水防止対策に関すること。
- (コ) 貯蔵品の調達計画、需給調整及び出納保管に関すること。
- (サ) 貯蔵品並びに総務部長が指定した直払品及び固定資産の検収に関すること。
- (シ) 不用品（水道資材に限る）の受払い、保管および処分に関すること。
- (ス) 道路占用許可申請に関すること。

3. 1 1. 1 盗難被害について

(1) 概要

令和5年10月15日（日）早朝、資材センター敷地で保管していた水道メーターケース等の金属くずが盗難被害にあい、また、同月21日（土）早朝、同敷地内で続けて保管していた銅線の束約20kgが盗難被害にあった。

(2) 実施した監査手続き

被害届などを精査して、適切な対応がなされているのか確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

令和5年10月15日（日）に発生した盗難被害については被害届が提出されたのが4日後の10月19日（木）である。

防犯カメラを確認していたこと、また、週末をはさんだことを考慮しても被害届の提出が遅い。

また、1回目の盗難被害からわずか6日後、被害届提出のわずか2日後の10月21日（土）に再度盗難被害に遭っている。

わずか6日の間に2度も同様の盗難被害に遭っており、1度目の盗難被害後、十分な盗難防止策が講じられていたとは思われず、広大な敷地での資材管理であったとしても指摘せざるを得ない。

今後はより一層の盗難防止策の徹底を求めるとともに、防止策をアップデートしていくことを求める。

3. 1 1. 2 棚卸マニュアルの整備について

(1) 概要

① 現状

量水器等の貯蔵品の棚卸については、札幌市水道局会計規程第99条において、「材料企業出納員（給水管理係）は、3月末日をもって貯蔵品のたな卸を行い、たな卸報告書を作成して4月15日までに財務課長（経理係）に提出しなければならない。」と記載されている。

なお、棚卸に必要な準備物、棚卸の手順、作業の途中や終了後に確認する方法、実施時の注意点等を明記した棚卸実施要領（マニュアル）が作成されておらず、整備・作成すべきである。

○札幌市水道局会計規程

（貯蔵品のたな卸）

第99条 材料企業出納員（給水管理係）は、3月末日をもって貯蔵品のたな卸を行い、たな卸報告書を作成して4月15日までに財務課長（経理係）に提出しなければならない。

（現品と帳簿との確認）

第100条 貯蔵品のたな卸にあたっては、帳簿残高を基本量として現品と照合しなければならない。

(立会)

第101条 貯蔵品のたな卸の実施にあたっては、当該たな卸資産の受払及び保管に直接関係のない職員が随時立ち合わなければならない。

(たな卸修正)

第102条 材料企業出納員（給水管理係）は、貯蔵品たな卸の結果、帳簿残高と現品との間に不一致を生じたときは、たな卸明細表に基づいて修正を行わなければならない。

2 前項の修正を行うに当たって、材料企業出納員（給水管理係）は、たな卸修正表を作成し所定の決裁を得なければならない。

②実地棚卸の概要

実地棚卸とは、資産である在庫数が帳簿上の数量と同じかどうかを、実際に現場で数えて在庫数を確認する作業である。

③実地棚卸の目的

実地棚卸の目的は、主に以下の通りである。

- ア. 当期の正確な利益を確定すること
- イ. 在庫の数や状態を実際に確認すること
- ウ. 定期的に実地棚卸を行うことで、不正の発見や予防につなげること
- エ. 帳簿上の在庫数とのすり合わせ

第一に当期の正確な利益を確認することであり、実際の在庫がわからなければ、当期の損益がいくらなのかを計算することができない。

第二に在庫の数や状態を実際に確認することも、実地棚卸を行う目的のひとつである。実地棚卸を行うと、商品の紛失や盗難、記帳ミスなどによって、帳簿上の在庫数と食い違いが生じることがあり、また、在庫の数は帳簿と同じでも、汚損や経年劣化などによって商品の価値が低下する可能性がある。このように実地棚卸を行うことによって、帳簿からは把握できない在庫の実態を確認することができる。さらに、もし破損や紛失が多すぎるようであれば、在庫の管理方法を見直す必要がある。

第三に定期的に実地棚卸を行うことで、不正の発見や予防にもつながり、もし実地棚卸を行わなかったとしたら、帳簿のごまかしによる利益の水増しや、商品の横領といった不正が行われても、発見が遅れてしまう可能性もある。適切に実地棚卸を行っていれば、万が一不正があっても早期に発見できるうえ、内部不正の抑止効果も期待できる。

最後に、実地棚卸数量と帳簿棚卸数量とを照合することも、実地棚卸を行う目的のひとつである。もし数字がずれている場合は、どちらかにミスがあるといえるため、再確認が必要である。それでも合わない場合は、現物の在庫を示している実地棚卸の数値にもとづいて、帳簿上の修正処理を行うこととなる。

④実地棚卸の重要性

実地棚卸は、上記の実地棚卸の目的の通り、当期の正確な利益を確定したり、在庫の数や状態を実際に確認したり、資産の保全及び財務諸表における資産の表示の適正化を図るために重要な手続きである。

⑤実地棚卸要領の必要性

実地棚卸の精度を高めるためには、事前の準備が最も重要である。実地棚卸当日に作業がスムーズにいかない理由は、実地棚卸のルールが事前に十分に周知されていないことにあることがほとんどである。そのため、実地棚卸要領を作成し、実地棚卸担当者に事前に周知する必要がある。

⑥棚卸の手順

棚卸の手順は一般的には以下の通りであり、この内容を実地棚卸要領に含めるべきである。なお、実地棚卸要領は状況に応じて每期見直しをするべきである。

ア．事前準備

- ・倉庫等在庫配置場所ごとの見取図を準備、置き場に棚番等に附番する
- ・タイムスケジュール
- ・担当者の配置
- ・当日の生産・入出庫停止予定等決定と入出庫事業者への通知
- ・在庫および倉庫の整理整頓予定等決定
- ・棚卸票の準備、検査
- ・受払台帳の整備

イ．棚卸の実施

- ・担当者の点呼、スケジュール最終確認、現場の整備状況確認
- ・緊急入出庫申請有無の確認

ウ．棚卸票回収・集計

- ・棚卸票の回収
- ・商品受払台帳への記載
- ・在庫継続記録との差異把握
- ・差異分析と継続記録の修正

⑦各段階での注意点

ア．事前準備

- ・実地棚卸の目的や、入出庫を止めなければならないことの重要性を十分に説明し、正確かつ迅速に終わらせることが担当者の責務であることを全員が認識する
- ・見取図や記号等に不備があると棚卸当日混乱の原因となるため、リハーサル等で慎重に確認を行っておく

イ．整理整頓

(棚卸対象在庫)

- ・検数が行いやすいようなレイアウトで配置する
- ・同一品種・同一品名のものは、できる限り同一場所にまとめておく
- ・商品の品名、価格等を記載した紙を商品に添付しておく
- ・不良品、不動品等は正常品と区分し、整理しておくこと

ウ．商品継続記録の整備

- ・商品継続記録は棚卸前に締め切り、帳簿残高を確定させておくこと

エ．入出庫の締め切り

- ・入出庫の締め切りを厳格に守ること
- ・緊急入出庫は極力行わないこと

オ．実地棚卸

- ・棚卸責任者は、棚卸票を各在庫場所の棚卸担当者に割り当てし、担当者への割当番号を記録する
- ・棚卸担当者は、原則として区域ごとに2名一組（計数者、記録者）とし、計数者が品番等と数量を読み上げ、記録者が品番等や数量等を棚卸票に記入し、棚番号が終わるごとに棚卸票を貼付する
- ・書き損じの棚卸票は、破り捨てずに×を付して回収する
- ・検査担当者は、棚卸実施場所を偏りないよう巡回し、実施状況を検査・指導し、棚卸票の貼付漏れがないかを確認する
- ・サンプルを選んでテストカウントし、集計後の棚卸票と照合する

カ．集計・整理

- ・すべての棚の棚卸しが終了したことをレイアウト図で確認し、棚卸票を順次回収する
- ・回収終了後、配付枚数と使用、未使用、書き損じの枚数を照合し、紛失がないかを確認する
- ・棚卸責任者が、棚卸票の記載内容をチェックし、不備がある場合は現地を確認する
- ・訂正のある場合は、棚卸責任者が内容を確認し訂正印を押印する
- ・実施棚卸数と帳簿残高とに差異がある場合には、もう一度現品と帳簿を調査し原因を追求する
- ・過不足の理由が不明の場合は、棚卸責任者の承認を得て過不足数を受払台帳に記載し、実際数量に一致させる

（２）実施した監査手続き

規程等の内容を吟味し、質問を行った。

（３）監査の結果

【意見】

概要に記載の通り、実地棚卸要領を作成し、状況に応じて毎期見直しをするべきである。

3. 1 1. 3 量水器（水道メーター。以下「水道メーター」という。）の修繕後の受入価格について

（１）概要

量水器は、「計量法」によって有効期間による使用の制限が定められており、計量法施行令において、その有効期間は8年とされている。そのため、水道メーターは8年に1回の交換が必要になるが、水道局では、これを2回修理し、計24年使ったあと廃棄（金属部分は売却）している。

札幌市と同様、全国の水道事業者は、省資源・省エネルギー及びコスト削減の観点から、有効期間8年の満期を迎え回収された水道メーターについて、修繕したうえで新品と同様に全数検定を行い再度使用しているケースが多いと思われる（計量法第72

条第2項)。

令和5年度札幌市水道事業会計決算書注記の固定資産の減価償却の方法により、「取替資産(量水器)については、帳簿原価の100分の50に達するまで定額法により行つて」おり、取替の都度発生する新しい水道メーターの購入費用及び修繕後検定を通つた水道メーターの修繕費用については、当期の費用として計上されている。

なお、有効期間8年の満期を迎え回収され、修繕したうえで新品と同様に全数検定を行い再度使用された水道メーターについては、そのほとんどが修繕を行つた会計期間内に水道メーターとして再利用されるが、一部については、修繕を行つた会計期間内までには再利用されず、翌期以降に再利用されるものがある。

この修繕を行つた会計期間内までに水道メーターとして再利用されず貯蔵品として計上される水道メーターの会計処理について、新規の水道メーターの期末時点での評価単価(決算書注記一資産の評価基準及び評価方法一たな卸資産:貯蔵品は移動平均法による原価法)をもって貯蔵品に受入処理を行っている。

上記の通り、コスト削減の観点から、有効期間8年の満期を迎え回収された水道メーターについて修繕を行つており、1個当たりの修繕費と新規水道メーターの購入単価では、新規水道メーターの購入単価の方が大きいと推察される(修繕よりも購入単価が低いのであれば、新規水道メーターを購入すると思われる)。また、新規の水道メーターの期末時点での評価単価をもって受入処理する際に、貸方「発生品組替益」として収益計上している。令和6年3月期においてひとつの種類の水道メーターの発生品組替益は、14,130千円が計上されている。

そのため会計期間内までに水道メーターとして再利用されず貯蔵品として計上される水道メーターの期末評価額が実態より高く計上されていると思われる。

そのことは、修繕を行つた会計期間に「発生品組替益」として収益計上しているために、当期の水道メーターの修繕に当てた修繕費のうち、翌期以降に水道メーターとして再利用された水道メーターの修繕費だけでなく、既に水道メーターとして再利用された水道メーターの修繕費についても、来期以降に繰り延べられていると思われる。

なお、修繕された水道メーターの貯蔵品の受入価格については、新規の水道メーターの期末時点での評価単価ではなく、1個当たりの修繕費等で受入するべきと思われる。

○計量法施行令

(検定証印等の有効期間のある特定計量器)

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三(第十二条、第十八条関係)

特定計量器 有効期間

イ 水道メーター 八年

○計量法

(検定証印)

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期

間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく帳簿価額切下げの方法により算定している。）

(2) 実施した監査手続き

サンプルにて、貯蔵品の期中増減リストを入手したうえで内容を吟味し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

会計期間内までに水道メーターとして再利用されず貯蔵品として計上される水道メーターの期末評価額が実態より高く計上されている。

そのことは、修繕を行った会計期間に「発生品組替益」として収益計上しているために、当期の水道メーターの修繕に当てた修繕費のうち、翌期以降に水道メーターとして再利用に当てられる水道メーターの修繕費だけでなく、既に再利用された水道メーターの修繕費についても、来期以降に繰り延べられていると思われる。

なお、修繕された水道メーターの貯蔵品の受入価格については、新規の水道メーターの期末時点での評価単価ではなく、1個当たりの修繕費等で受入するべきと思われる。

3. 1 2 給水部 給水装置課

【定数32人】

- (ア) 給水装置工事の設計及び施行に関すること。
- (イ) 給水装置材料等の調査、研究及び改良開発に関すること。
- (ウ) 給水装置工事関係業務の調査、研究及び企画に関すること。
- (エ) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (オ) 開発行為等に伴う給水管工事等に係る指導及び連絡調整に関すること。
- (カ) 給水装置工事の相談、申込み等の受付、設計審査及び検査の関すること。
- (キ) 給水装置工事の設計審査及び検査に伴う手数料、給水装置に係る加入金並びに臨時に水道を使用する場合の水道料金の収入に関すること。
- (ク) 貯水槽水道等に係る指導に関すること。

3. 1 2. 1 申請自粛の勧告について

(1) 概要

水道局では、指定給水装置工事事業者⁴¹が所定の違反行為を行ったと認めるときは、当該事業者に対して、指定取消し、指定停止、申請自粛の勧告、文書警告という措置を行っている（札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務処理要領第8条）。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、指定給水装置工事事業者が違反行為を行った場合の措置が適正に行われているかについて監査を行った。

（３）監査の結果

【意見】

○札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務処理要領

（指定事業者に対する措置）

第8条 管理者は、指定事業者が別表2に定める違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、法第16条の2第1項の指定を取消することができる。

2 管理者は、違反行為を行った指定事業者に考慮すべき特段の事情があると認めるときは、その情状に応じ、前項の規定による指定の取消しに替えて、1月以上12月以内の期間の範囲内で、指定の効力を停止することができる。

3 第1項及び前項の措置は、別表2右欄の規定による。

4 第1項又は第2項の措置を行ったときは、その旨を告示するものとする。

5 管理者は、違反行為を行った指定事業者に対し、第1項又は第2項の措置を行うに及ばないと判断した場合において必要と認めるときは、1月以上6月以内の期間の範囲内で、給水装置の新設、改造及び撤去の申請を自粛するように勧告し、又は文書で警告を行うことができる。

関連簿冊の中に、「違反行為に関する措置について」と題する文書で、給水装置工事における新設工事の申請を行わずに工事を施工した業者に対して、「札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務取扱要領第8条第5項に基づき、令和5年6月8日から令和5年12月7日までの6月間、給水装置の新設、改造及び撤去工事の申請を自粛するよう勧告する」との通知がなされている案件があった。この点について、札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務取扱要領第8条第5項をみても、申請自粛の勧告の法的性質及び効果が判然としない。一方で、水道局では、「札幌市指定給水装置工事事業者 違反行為に係る事務処理 運用マニュアル」を定めており、下記のように申請自粛の勧告の法的性質及び効果が明記されている。

●申請自粛の強制力とは

この申請自粛の勧告とは、行政指導に該当する。

指定効力の停止や取消しとは異なり強制力の伴う処分ではない。あくまでも自らの判断で申請等を謹んでいただくことを示す。

⁴¹ **指定給水装置工事事業者**：水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができ（水道法第16条の2第1項）、この指定を受けた者を指定給水装置工事事業者という（同条第2項）。

●申請自粛期間中に事業者が行うこと

この申請自粛の期間中は、業務管理方法の見直しや社内教育を徹底するなど、会社としての再発防止の体制確立に努めていただく。

●申請自粛期間中に水道局が行うこと

期間中は、上記記載の趣旨があることから、申請があった際には再発防止の体制確認のため、通常のしゅん功検査の他にも、水道局による抜き打ち検査の実施など行うこともできる。

●冬のくらしガイドアンケートについて

前年度に申請自粛以上の処分を受けた事業者は、次年度の冬のくらしガイドには掲載しない。

●修繕事業者一覧について

違反行為により、申請自粛の勧告以上の処分を受けた事業者は、当該期間において修繕事業者一覧に掲載しない。

上記運用マニュアルによれば、申請自粛の勧告とは、行政指導に該当するものであって、強制力の伴う行政処分ではないとの整理がなされている。この点について、行政手続法第35条第1項は、「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。」として行政指導の明示義務を定めているため、上記運用マニュアルの内容を当該指定給水装置工事事業者に対して明確に示しているか否かについて、水道局にヒアリングしたところ、上記「違反行為に関する措置について」と題する通知文は、当該事業者に直接手渡しで交付しているところ、その際に上記運用マニュアルの内容を口頭で説明し、その要点を印刷物として渡しているが、正式な文書としては交付していないとのことであった。確かに、行政手続法では、口頭による行政指導も許容されており、行政指導が口頭でされた場合には、その相手方から書面の交付を求められたときに、行政上特別の支障がない限りこれを交付しなければならないことを定めているにとどまる（行政手続法第35条第3項）。しかし、水道局ホームページで公開されている札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務取扱要領では、申請自粛の勧告の法的性質及び効果が明記されておらず、当該事業者がいかなる不利益を受け得るのかが判然としないため、当該事業者の理解促進の観点や、行政手続法第35条第1項に基づく明示義務を確実に履行していることの根拠とするためにも、（当該事業者から書面での交付を求められたか否かにかかわらず）上記「違反行為に関する措置について」と題する通知文の中に、上記運用マニュアルの内容を明記することが望ましい⁴²。

3. 1 2. 2 小規模貯水槽水道の衛生管理の充実について

⁴² 行政手続法第36条は、「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」と規定しているため、「行政上特別の支障」があるといえるか否かを検討したうえで、上記運用マニュアルの内容（申請自粛の勧告に関する部分）を公表することも検討に値する。

(1) 概要

○水道法

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

○札幌市水道事業給水条例

(設置者の責任)

第22条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

貯水槽水道のうち、簡易専用水道（受水槽の有効容量10m³超）は検査の法的義務があるが（水道法第34条の2）、小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量10m³以下）は法的な検査義務はなく⁴³、条例で努力義務が課せられているにとどまる（札幌市水道事業給水条例第22条の3第2項）。平成14年の水道法改正により、水道局による貯水槽水道への関与が可能となり、札幌市保健所と協議を行った結果、簡易専用水道については従来通り保健所が所管し、小規模貯水槽水道については、水道局が設置者に対し適正な管理方法について、指導、助言等を行うこととなった。そこで、水道局では、小規模貯水槽水道衛生管理改善指導業務として、無料で、5年間で市内全施設の調査・点検を行っている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道局が行っている小規模貯水槽水道衛生管理改善指導業務の有効性について監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

上記のとおり、小規模貯水槽水道については、法的な検査義務はないことから、任意での調査・点検に応じていただけない場合は、調査を断念せざるを得ず、相当程度の施設が調査拒否等によって調査ができていない状況にある⁴⁴。

⁴³ **簡易専用水道・小規模貯水槽水道**：水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、受水槽の有効容量が10 m³を越えるものを簡易専用水道といい（水道法第3条第7項、水道法施行令第2条）、受水槽の有効容量が10 m³以下のものを小規模貯水槽水道という。小規模貯水槽水道については、簡易専用水道の規定が適用除外となるため、水道法第34条の2に基づく検査義務も適用されないことになる。

⁴⁴ 水道局では、調査拒否等の件数や割合など詳細なデータを収集しており、監査人も資料

今後、小規模貯水槽水道の衛生管理を充実させるためには、例えば、①保健所と連携して、悪質な調査拒否等の事案については、保健所長による立入検査を実施する（札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第12条⁴⁵。ただし、同条は「設置者の同意」が要件となっていることから、必要な場合には設置者の同意なくして立入検査を実施できるよう改正することも検討対象となり得る。）、②一定の小規模貯水槽水道について検査義務を課すよう条例で定める（例えば、東京都⁴⁶や横浜市⁴⁷などでは一定の小規模貯水槽水道について検査義務を課す条例が設けられているため、まずは、他都市に照会をして情報収集を行うことが必要となろう。）などの対応が必要と考えられるため、検討することが望ましい。

3. 1 3 給水部 中部配水管理課

指摘事項、意見なし。

3. 1 4 給水部 北部配水管理課

【定数42人】

- (ア) 給・配水管工事の調査、設計及び施行に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)
- (イ) 配水管及び給水装置の維持管理に関すること。
- (ウ) 水道メーター取替工事の設計及び施行に関すること。
- (エ) 給水装置の相談に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)
- (オ) 給・配水管工事に係る収入金の収入に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)

の提供を受けてこれを把握したが、今後の水道局における小規模貯水槽水道衛生管理改善指導業務に差し支える可能性も考えられるため、定量的な数値を本報告書に記載することは控えた。

⁴⁵ 札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第12条は、「保健所長は、必要があると認めるときは、設置者の同意を得て、当該職員をして給水設備を設置する施設、設置者の事務所又は維持管理者の事務所に立ち入らせ、当該給水設備、水質又は必要な帳簿書類を検査させるものとする。なお、帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。」と規定している。

⁴⁶ 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例によれば、小規模貯水槽水道のうち、学校、病院、社会福祉施設等の施設に水を供給するもの又は受水槽の有効容量が5 m³を越えるものを、「特定小規模貯水槽水道」といい（同第2条第5号）、衛生上の措置として、水道施設の管理状況について1年に1回以上の定期的な検査義務等が定められている（同第7条）。

⁴⁷ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例によれば、小規模貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が8 m³を超えるもの又は受水槽が地下式受水槽等であるものについて、当該小規模貯水槽水道の管理について定期検査義務が定められている（同第16条）。

3. 1 4. 1 水質相談処理票におけるチェック欄の記載について

(1) 概要

各配水管理課においては水質について相談があった場合、水質相談処理票を作成し、報告をしている。

(2) 実施した監査手続き

水質相談処理票を閲覧するとともに、その内容について質問を実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

北部配水管理課について、水質相談等処理票において報告、回答の下記のチェック欄の記載がないものがあった。

- ☐ 以下のとおり処理したので報告します。
- ☐ 別紙案のとおりに回答してよろしいでしょうか？
- ☐ 水質検査を依頼してよろしいでしょうか？

上記いずれかにチェックマークを付すべきであるが、いずれにもチェックマークが付されていない。これは、単なるチェックマークの記載の失念であるが、チェック欄を記載する相談員も、また、この報告を受ける承認者もチェックの失念については注意をするべきである。

3. 1 4. 2 水質相談処理票への水質検査報告書の添付の有無について

(1) 概要

各配水管理課においては水質相談処理の結果、水質検査をした際には水質検査報告書を作成し、水質相談処理票の簿冊に綴じ込む必要がある。

(2) 実施した監査手続き

水質相談処理票を閲覧するとともに、その内容について質問を実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

北部配水管理課について、水質検査報告書が閉じこまれていないものがあった。例として、令和5年4月26日、7月26日、9月4日、9月13日、9月15日、9月28日、10月13日、10月17日、10月24日、10月26日、11月10日受付のものである。

質問の結果、水質検査報告書については電子データにて保管し、必要に応じて印刷し確認しているとの報告を受けたが、水質相談処理票に水質検査報告書が添付されているケースと、添付されていないケースがあるのは、事後的な検証等のためにも問題があると考ええる。

水質検査報告書は水質検査がなされた際には、水質相談処理票の簿冊に綴じ込むべきである。

3. 1 5 給水部 南部配水管理課

指摘事項、意見なし。

3. 1 6 給水部 西部配水管理課

指摘事項、意見なし。

3. 1 7 給水部 施設管理課

【定数13人】

- (ア) 水道施設(配水管を除く。)に係る運用計画及び調査研究に関すること。
- (イ) 配水センター、浄水場及び水質管理センターの連絡調整に関すること。
- (ウ) 水源に係る関係機関との連絡調整及び水利に関すること。
- (エ) 水道施設(配水管を除く。)及び水道局庁舎に係る耐震化及び保守保全に関すること(工事課の所管に係るものを除く)。
- (オ) 浄水場及び高区配水施設に係る施設整備事業に関すること。
- (カ) 水道施設(配水管を除く。)の設備更新計画に関すること。

3. 1 7. 1 柏丘高台 S R の休止後の利用の意思決定について

(1) 概要

柏丘高台 S R (配水池) は、平成30年3月の休止方針に基づき、平成30～令和元年度に管路整備工事及び配水エリア振替作業等を経て、令和元年11月に休止となった。

当該施設の取扱いについて、休止決定後に速やかに比較検討すべきだったが、現在もその意思決定がされていない。

(2) 実施した監査手続き

当該施設の概要についてヒアリングを実施するとともに必要な簿冊を閲覧した。

(3) 監査の結果

【意見】

柏丘高台 S R は平成30年に休止を決定し、現在も進入路借受に年間30万円の賃借料を払っている。その後、撤去もしくは休止状況の存続について比較検討が議論されているが、具体的な案は作成されていない。休止から5年間、撤去もしくは休止状況の存続について比較表が作成されていないのは、遅いと言わざるを得ない。今年度中に作成との回答を受けたが、休止決定後に比較検討すべき事例であると考え。極力、資産の休止後もコストをかけないよう、正しい選択をするのが、地方公営企業の務めであると考え、意見を付した。

3. 1 8 給水部 配水センター

指摘事項、意見なし。

3. 19 給水部 藻岩浄水場

指摘事項、意見なし。

3. 20 給水部 白川浄水場

指摘事項、意見なし。

3. 21 給水部 水質管理センター

【定数22人】

(ア) 水質の試験及び調査研究に関すること。

(イ) 水道水源の水質保全に関すること。

3. 21. 1 一の沢ダム I T Vカメラ修繕について

(1) 概要

簿冊名：一の沢ダム I T Vカメラ修繕 契約番号：第74-21-00286号 件名：一の沢ダム I T Vカメラ修繕

水道局では、一の沢ダムに設置している I T Vカメラ分電盤の修繕等を行うため、公開見積合せの手続きにより契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、一の沢ダム I T Vカメラ修繕に係る業務が適時に実施されたかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

令和4年5月18日付け「一の沢ダム I T Vカメラ映像停止に伴う今後の対応について」と題する文書によれば、令和4年5月14日に映像停止が発生した件について、「現在、一の沢ダムの監視は可能な状況であるが、再び映像停止となるおそれがあり、できるだけ早急にかつ何らかの対処が必要と考えられる」と記載されている。しかし、実際にカメラの修繕を行うための起案を行ったのは令和5年10月11日であり、約1年5カ月ほどかかっている。この点について、水道局からは、「映像配信停止の事象は盤内に雨水が流入してしまったことによるブレーカー断が主原因であり、映像配信自体は数日で復帰した。しかし、雨水が盤内に入り込むという構造上の問題や、一度水がかかった機器の耐久性の問題から、再発防止のために修繕を発注することと

した（要するに修繕としての緊急性は高くないということ）。また、当年度中に発注する場合は施工が冬季間にかかる可能性があり、施工に影響が出ることが想定されたため1年遅らせた。」との回答を得た。

しかし、修繕としての緊急性は高くないというのは、上記文書の記載とは認識に相違があるように思われるし、また、令和4年5月14日に映像停止が発生したのであるから、当年度中に発注したとしても冬季に入る前に施工を終えることは可能であったと思われる（むしろ、令和5年10月11日に修繕の起案を行っており、こちらの方が施工が冬季間に入る可能性が高いのではないと思われる）。修繕の必要性を認識したのであれば、速やかに修繕に着手するよう契約手続きを進める必要があったと思われる事案であるため、今後、同様の業務が発生した場合には、速やかに必要な措置を行うよう留意されたい。

3. 2 2 水道サービス協会

ア 概況

(ア) 法人名

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

(イ) 所在

札幌市東区北12条東7丁目1番15号セレスタ札幌2F

(ウ) 設立年月日

昭和54(1979)年2月21日

(エ) 設立目的

水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して水道事業を支援し、もって札幌市及び道内の水道事業の合理的な運営と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(オ) 基本財産

1,000万円（札幌市出資比率50%）

(カ) 職員数

253人（R6.4.1現在）

3. 2 2. 1 役員賠償責任保険について

(1) 概要

水道サービス協会では、役員が業務について行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害に関して賠償することを目的として、役員賠償責任保険に加入している。

保険の内容は、下記のとおりである。

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 1 | 保険の対象となる役員
理事12名・監事2名・評議員7名 |
| 2 | 保険の内容 |
| (1) | 契約内容 |

ア)	法律上の損害賠償金
イ)	争訟費用
ウ)	訴訟対応費用
エ)	初期対応費用
オ)	代位における求償権保全等のための引受保険会社への協力費用
カ)	会社訴訟一部担保特約
キ)	被保険者間訴訟一部担保特約
ク)	雇用関連賠償責任追加担保特約
ケ)	身体障害・財物損壊一部担保特約
(2)	保険契約期間 令和5年3月31日午後4時から令和6年3月31日午後4時まで
(3)	支払限度額（1請求かつ全被保険者合算保険期間中の総支払限度額） 1億円
(4)	免責金額 なし

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道サービス協会が上記内容の役員賠償責任保険に加入する手続きの適正性について監査を行った。

（３）監査の結果

【指摘事項】

一般財団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（役員等賠償責任保険契約⁴⁸⁾）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の2・第118条の3第1項）。しかし、水道サービス協会では、平成28年から上記と同様の役員賠償責任保険に加入しているが、その内容を決定するために必要な理事会の決議を経ていなかった。上記一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定は、令和3年3月1日施行の改正法によって導入された規定であり、同日以降、理事会の決議を経ることなく役員賠償責任保険の内容を決定し、これを付保したことは違法である。従前の役員賠償責任保険については理事会の追認決議を行うことも検討し、今後の役員賠償責任保険については、必ず理事会の決議を経てその内容を決定する必要があることに留意されたい。

3. 2. 2. 2 源泉所得税の過払いについて

（１）概要

⁴⁸⁾ **役員等賠償責任保険契約**：D&O保険（Directors and officers liability insurance）とも呼ばれる。一般財団法人による保険料負担により、役員等が損害の填補を受けることになる点で、利益相反性を否定できず、また、内容次第では、役員等の職務執行の適正に影響を与えるおそれもあるため、一般財団法人が役員等賠償責任保険契約を締結するには、理事会の決議により、契約内容を決定しなければならないものとされている。

水道サービス協会では、毎月末日に、札幌北税務署に対して、職員給与の源泉所得税を銀行振込により支払っている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、源泉所得税の銀行振込の手続きに過誤がないか監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

令和5年10月分の源泉所得税として、正しくは1,997,613円を支払うべきところ、1桁誤って11,997,613円を支払ってしまった事案があった。令和5年10月分会計の月締処理を行うため、令和5年11月13日付けで会計システム上の預金残高と通帳の預金残高を照合したところ、預金残高に1千万円の不一致が確認されたために、この過払いが判明したものである。直ちに札幌北税務署長に還付手続を行って還付を受けることができたため、本件では事なきを得たが、重大な事務処理の過誤であり到底看過できるものではない。

水道サービス協会では、下記のとおり、過払いが生じた原因を特定し、今後の再発防止策を実施しているので、今後同様の過誤が発生しないように再発防止策を徹底されたい。

1 過払いが生じた原因

次のとおり2段階の処理誤りがあった。

(1) 納付書への記載誤り（管理課職員係対応）

令和5年10月23日付け決裁済である起案「10月分源泉所得税の支払について」の決裁時において、起案に標記された源泉所得税額と添付された「納付書」本書の写しに手書きで金額を記載したものは1,997,613円で一致していた。

本案決裁後に支払処理のため「支出決定書」を作成した段階において、記載額に誤りはなかったものの、改めて「納付書」本書に手書きで金額を記載する際に、誤って11,997,613円と記載したものである。

(2) 払込処理時の確認漏れ（管理課総括係及び金銭出納員の対応）

職員係から総括係が支払処理の依頼を受けた「納付書」の支払額と「支出決定書」の支払額の照合が不十分であった。

なお、現在、払込処理を行う際の確認作業は以下のとおりである。

【確認作業】

- 「支出決定書」と「納付書」の額に相違がないことを確認し、「納付書払明細書」及び「払戻請求書（預金口座から預金を引き出す書類）」を作成して金銭出納員である管理課長へ提出する。
- 提出を受けた金銭出納員は、「払戻請求書」・「納付書」・「納付書払明細書」・「支出決定書」の記載額に相違がないことを確認し、預金口座の銀行届印を押印する。

2 今後の対策について

今後の再発防止策として以下の手順を実施し、再発防止を徹底する。

【再発防止策】

- 起案には必ず「納付書」本書に金額を記載したものの写しを添付するとともに、その本書自体も添えて決裁を受ける。

- ▶ 払込処理を行う際には、「払戻請求書」等を金銭出納員に提出する前に作成者以外の総括係職員が金額を確認する。
- ▶ 金銭出納員は、「払戻請求書」・「納付書」・「納付書払明細書」・「支出決定書」の記載額に相違がないことを確実に確認する。

3. 2. 2. 3 内部監査について

(1) 概要

水道サービス協会では、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会内部監査実施要領に基づき、前期と後期の年2回の定期内部監査を実施している。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、実効的な定期内部監査が実施されているか監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

令和3年度前期から令和6年度前期までの定期内部監査の監査項目は、下表のとおりである。

(令和3年度前期 定期内部監査項目)

種類	監査項目
共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 収納金、資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について (2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況について
事業推進部長指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 車両運転前のアルコールチェック、運転免許証等の所持確認の実施状況について 3 受託業務について（管理課） 受託業務契約に基づく業務内容及び提出書類の確認 4 受託業務について（管理課及び経営企画課以外） 受託業務契約に基づく業務内容及び提出書類の確認 （技術管理課については、簡易専用水道検査業務の実施状況についても確認）

(令和3年度後期 定期内部監査項目)

種類	監査項目
----	------

共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 収納金、資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について (2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況について
事業推進部長指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 被服の貸与について

（令和4年度前期 定期内部監査項目）

種類	監査項目
共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 収納金、資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について (2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況について
事業推進部長指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 自動車管理要領に定める車両運転前後におけるアルコールチェックの実施状況及び自動車台帳の保管整理状況について 3 受託業務について 受託業務契約に基づく業務内容及び提出書類の確認（技術管理課については、簡易専用水道検査業務の実施状況についても確認）

（令和4年度後期 定期内部監査項目）

種類	監査項目
共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 収納金、資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について (2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品、固定資産、借受品及びこれに係る出納簿等の保管整理状況について

事業推進部長指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 被服の貸与について
------------	--

(令和5年度前期 定期内部監査項目)

種類	監査項目
共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 収納金、資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について (2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況について
事業推進部長指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 自動車管理要領に定める車両運転前後におけるアルコールチェックの実施状況及び自動車台帳の保管整理状況について 3 簡易専用水道検査業務の実施状況について（技術管理課）

(令和5年度後期 定期内部監査項目)

種類	監査項目
共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 収納金、資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について (2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況について
事業推進部長指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 自動車管理要領に定める車両運転前後におけるアルコールチェックの実施状況及び自動車台帳、運転日報の保管整理状況について 3 被服の貸与について

(令和6年度前期 定期内部監査項目)

種類	監査項目
共通項目	1 現金、有価証券等の保管取扱事務 (1) 現金 資金前渡金（つり銭、駐車場料金）、現金書留等の保管整理状況について

	(2) 有価証券等 タクシーチケット、SAPICA（サピカ）、Kitaca（キタカ）、収入印紙、切手、ガソリンチケット、駐車券等の保管整理状況について 2 資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況について
総務部長 指定項目	1 就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況について 2 自動車管理要領に定める車両運転前後におけるアルコールチェックの実施状況及び自動車台帳の保管整理状況について 3 簡易専用水道検査業務の実施状況について（技術管理課）

若干の表現の違いはあるものの、共通項目としては、①現金、有価証券等の保管取扱事務、②資産外備品及び資産外備品出納簿等の保管整理状況であって、毎回同じ監査項目である。事業推進部長指定項目（総務部長指定項目）としては、①就業規則第63条に定める帳簿等の取扱い及び保管整理状況は毎回同じ監査項目であり、そのほかに、②アルコールチェックの実施状況及び自動車台帳等の保管整理状況、③被服の貸与、④受託業務契約に基づく業務内容及び提出書類の確認、⑤簡易専用水道検査業務の実施状況のうち、いくつかの監査項目が適宜に取り入れられているに過ぎない。

このように、年2回の定期監査は、毎回同様の監査項目となっている。共通項目については維持するとしても、事業推進部長指定項目（総務部長指定項目）については、直近で発生した事案等を参考にしてリスクを抽出して監査項目の拡充を図り、より実効性のある定期内部監査を実施するのが望ましい。

3. 2. 2. 4 収益改善に向けた取り組みについて

(1) 概要

水道サービス協会では、令和5年度、調査研究・普及宣伝事業、一般事業及び受託事業の3事業を実施した。

調査研究・普及宣伝事業は、公益目的支出⁴⁹に位置づけた事業であり、札幌市水道事

⁴⁹ **公益目的支出**：公益法人制度改革により、旧民法第34条に基づき設立された社団法人及び財団法人がその後も存続するには、平成20年12月1日から5年間の移行期間内に、一般法人か公益法人に移行することが必要とされた（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第44条、第45条）。これらの法人は、移行までの間は、特例民法法人（特例社団法人又は特例財団法人）として存続することとなった（整備法第40条第1項、第42条第1項）。そして、特例民法法人（特例社団法人又は特例財団法人）のうち、一般法人に移行しようとする法人は、一般法人への移行認可を受けたときに解散するものとした場合において残余財産の額に相当するものとして一定の基準で算定された金額を、公益目的財産額とし、その金額を公益の目的のために支出することによりゼロとする公益目的支出計画を作成しなければならないとされた（整備法第119条第1項）。

水道サービス協会は、平成24年4月1日付けで財団法人から一般財団法人へ法人形態を移行したところ、平成23年度末における正味財産期末残高（公益目的財産額 596,047,690

業のPR等を行った。

一般事業は、以下の2事業を実施した。

- | |
|------------------------------|
| ①水道技術者等の養成に必要な教育及び指導訓練に関する事業 |
| ②簡易専用水道の検査に関する事業 |

受託事業は、水道事業体等からの業務受託に係る事業であり、以下の11事業を実施した。

- | |
|----------------------------|
| ①水道事業に係る諸収入金の収納に関する事業 |
| ②水道記念館の管理運営に関する事業 |
| ③地下埋設物・給水装置台帳の情報提供管理に関する事業 |
| ④小規模貯水槽水道衛生管理調査・啓発に関する事業 |
| ⑤給水装置工事の検査に関する事業 |
| ⑥道路占用許可申請等の受付入力管理に関する事業 |
| ⑦配水管路の維持管理に関する事業 |
| ⑧水道技術者等講習会の運営管理に関する事業 |
| ⑨浄水場の維持管理に関する事業 |
| ⑩水道水質監視・管理に関する事業 |
| ⑪配水施設等の維持管理に関する事業 |

上記各事業の令和5年度の収益は、以下のとおりである（水道サービス協会提供資料「令和5年度 事業別収支一覧表」⁵⁰⁾）。

(単位：円)

事業名	A 収入	B 支出	C (A-B) 収支
調査・研究及び普及宣伝事業	0	20,061,858	▲ 20,061,858
グッズ販売	339,600	275,974	63,626
調査・研究及び普及宣伝事業 合計	339,600	20,337,832	▲ 19,998,232
教育指導及び訓練講習会等	2,076,393	291,714	1,784,679
簡易専用水道検査事業	16,444,010	17,959,738	▲ 1,515,728
一般事業 合計	18,520,403	18,251,452	268,951
督励収納業務	77,877,800	67,234,990	10,642,810
水道記念館運営業務	45,980,000	41,962,602	4,017,398
地下埋設物・給水装置台帳維持管理業務	59,239,400	54,285,153	4,954,247
道路占用許可申請等受付入力管理業務	39,565,106	35,082,653	4,482,453

円)を公益的な活動の実施による公益目的支出に充てることとする公益目的支出計画を北海道に提出している(令和17年3月末に公益目的支出を完了する予定)。そのため、公益目的支出に位置づけた事業である調査研究・普及宣伝事業については、収支差額がマイナスとなるのは当然のことである。

⁵⁰⁾ なお、受託事業の支出については、「令和5年度事業報告書及び決算報告書」の「正味財産増減計算書内訳表」記載の経常費用(1,464,425,432円)と相違があるが、水道サービス協会提供資料「令和5年度 事業別収支一覧表」に基づいて作成した。

小規模貯水槽水道衛生管理調査・啓発業務	38,740,281	40,495,668	▲ 1,755,387
管路維持管理業務	431,795,100	391,901,743	39,893,357
講習会運営業務	4,446,246	1,053,232	3,393,014
藻岩浄水場維持管理業務	110,063,950	103,396,665	6,667,285
白川浄水場維持管理業務	203,953,373	186,215,977	17,737,396
西野・宮町浄水場管理業務	170,061,091	158,753,722	11,307,369
当別浄水場運転維持管理業務	161,076,740	173,259,309	▲ 12,182,569
配水施設点検業務	90,340,921	88,110,935	2,229,986
水道水質監視管理業務	130,856,178	120,118,181	10,737,997
給水装置工事検査業務	231,481,866	212,083,596	19,398,270
広域事業	407,000	0	407,000
受託事業 合計	1,795,885,052	1,673,954,425	121,930,627

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、水道サービス協会の各事業の収益性について監査を行った。

（３）監査の結果

【意見】

水道サービス協会の収益は、水道局からの受託事業が圧倒的多数を占めており、一般事業（教育指導及び訓練講習会等、簡易専用水道検査事業）の収益は伸び悩んでいる（特に簡易専用水道検査事業）。令和５年度末で水道局からの督励収納業務（受託業務の①水道事業に係る諸収入金の収納に関する事業に該当する）が廃止されるなど、水道局の受託業務への過度な依存は、収益構造の不安定化につながりかねない。そのため、水道局の受託業務への過度な依存を脱却し、収益構造の分散化・安定化を図るため、一般事業の収益拡大や、札幌市以外の自治体からの受託業務の収益拡大が必要であり、そのための具体的な取り組みを策定して推し進める必要がある。

３．２．５ 時間外労働時間の把握について

（１）概要

水道サービス協会では、「時間外勤務・休日勤務・夜間勤務表」により、職員の時間外労働時間を把握している。

「時間外勤務・休日勤務・夜間勤務表」の形式は、概ね以下のような内容である。

日	命令者		命令時間		用務	勤務時間								休憩時間		現認	所屬長
						時間外a		時間外b		休日		夜間					
			時	分		時	分	時	分	時	分	時	分	時	分		
1	課長	係長	17 19	15 30	資料作成	17 19	15 15							17 17	15 30	係長	課長
2																	
3																	
4																	
5																	
⋮																	

時間外労働の命令から承認までの流れは、次のとおりである。

まず、時間外労働を行う職員の所属する課長及び係長が「命令者」欄に押印して、「命令時間」欄に時間外労働を命ずる予定時間を記入する。次に、時間外労働を行う職員が「用務」欄に業務内容を記入したうえで、「勤務時間」欄の時間外の種別⁵¹に応じて実際に労働に従事した時間を記入し、「休憩時間」欄には労働に従事せず休憩した時間を記入する。そして、係長が「現認」欄に押印し、課長が「所属長」欄に押印することによって、当該職員から申告された上記時間外労働時間を承認する。上記の例（ある月の1日）だと、17時15分から19時30分までの予定で時間外労働を命じられたところ、実際の勤務時間は17時15分から19時15分まで（2時間）で、休憩時間が17時15分から17時30分まで（15分間）であることから、時間外労働時間は1時間45分ということになる。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、時間外労働の命令から承認までの手続きが適正かについて監査を行った。

（3）監査の結果

【指摘事項】

上記のとおり、職員が時間外労働時間を記入したのちに、係長が「現認」の欄に押印し、課長が「所属長」欄に押印することによってこれを承認している。この点について、実際の「時間外勤務・休日勤務・夜間勤務表」をみると、職員が時間外労働時

⁵¹ 「時間外勤務 a」とは正規の勤務時間が割り当てられた日（休日勤務手当が支給される日を除く。）の時間外勤務、「時間外勤務 b」とは週休日における勤務、休日の正規の勤務時間外に行う勤務、「休日勤務」とは休日（祝日法の休日、年末年始の休日）の勤務、「夜間勤務」とは22時から5時までの深夜時間の勤務のことを意味している（一般財団法人さっぽろ水道サービス協会時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当支給基準第10条）。

間を行ったとされる日時に、係長が不在であると考えられる（上記のある月の1日を例にとると、職員が「勤務時間」として申告した17時15分から19時15分までの時間について、係長自身は時間外労働時間として申告していないため、当該時間は係長が不在であると考えられる。）にもかかわらず、係長が「現認」の欄に押印をしているものが散見される。しかし、「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することを意味しているため、係長が当該時間に不在にしていたのであれば「現認」とはいえない。

職員が時間外労働をした時間を実際に「現認」していないのであれば、原則として、タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録する必要がある点に留意されたい⁵²。

3. 2. 2. 6 水道サービス協会理事の構成について

（１）概要

水道サービス協会の理事会は、令和6年9月19日現在、理事長を含めて12名の理事で構成されている。

（２）実施した監査手続き

理事の現職（所属）を確認し、適正な構成になっているか検討した。

（３）監査の結果

【指摘事項】

現在の理事は水道技術に優れた知識を有していたり、市民の声を反映する立場の人によって構成されている。

しかし、理事の中には法律についての専門家がいらない。

実際、水道事業管理者が理事長に選任される際にも、理事会で全く質問や意見が出

⁵² **労働時間の把握・管理**：賃金不払残業（サービス残業）や長時間労働問題が深刻化したことに伴い、厚生労働省労働基準局長通達として、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日基発339号）が発出され、その後、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日基発0120第3号）に改正された。同通達では、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録することを挙げて、その確認・記録の方法としては、原則として、①使用者自らによる現認、または、②タイムカード、ＩＣカード等による客観的な確認・記録のいずれかによること、③例外的に自己申告制によらざるを得ない場合には、④労働時間の実態を正しく申告するように労働者に十分な説明を行うこと、⑤申告時間と実態が合致しているかについて必要に応じて実態調査を行うこと、⑥適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと等が求められている。

なお、平成30年の働き方改革関連法により、この使用者の労働時間適正把握の責務は、賃金不払残業（サービス残業）対策に加えて、労働者の健康確保を目的とするものとしても位置付けられ、上記通達では適用対象外であった裁量労働制の適用者や管理監督者を含めた全ての労働者が対象とされるとともに、通達に基づく責務から法律上の義務とされた（労働安全衛生法第66条の8の3、労働安全衛生規則第52条の7の3）。

ていない。

今後も事業において法律的な判断が必要とされる局面が多く発生すると思われる。
そのため、弁護士、司法書士等の専門職を理事に加えるべきであると考え。

3. 2 2. 7 水道サービス協会入札方法について

(1) 概要

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約事務取扱要領を制定しており、入札等の契約事務の処理について必要な事項を規定している。

(2) 実施した監査手続き

入札に関する簿冊等を確認し、聴き取りをするなどして、各契約に関して、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約事務取扱要領が遵守されているか確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約事務取扱要領において、契約に関して、予定額が100万円を超える契約を行おうとするときは、原則として一般競争入札の方法により契約を締結するものとする（契約事務取扱要領第2条）とされている。

しかしながら、この原則はほとんど履行されていない。予定額が100万円超であっても、ほとんどの契約が指名競争入札の方法でなされている。

安易に指名競争入札の方法によるべきではなく、一般競争入札の原則を励行すべきである。

指名競争入札が広く行われているのは入札者を確保する目的だと思料するが、入札者の確保は入札の周知の工夫などによっても可能であると思料する。

第4 監査結果を踏まえて

水道事業は独立採算制を採用しているため、事業運営に必要な経費の多くは利用者の水道料金によって、まかなわれている。今回の監査において、監査人は安定的に安全な水道を供給するためには、非常に多くの工程が必要となり、その維持には人的、物的、経済的にも多額の資源が必要であることを実感した。

人的には、取水から浄水、送水と様々な工程を維持するためにも、人員が多く必要となる。物的には上記工程を維持するためにも多数の固定資産が必要となる。経済的にも同様である。

今後、施設の老朽化によって、大規模な施設更新がみこまれるため、固定資産の管理は重要であり、その管理そのものに大きな問題はないといえるが、より効果的、効率的な管理が望まれる。施設更新には多額の資金が必要となり、企業債の活用も重要と考える。現在は経営努力により、企業債は減少しているが、今後は施設更新を踏まえた資金運用が必要となる。

水道局は利用者の視点に立つ基本理念を作成し、このための4つの目標と8つの施策の基本方向を定めている。今後も、上記基本理念等を考慮した、効果的、効率的な施策を期待したい。

適切な水道料金の設定は、安定的な水道供給にとって欠かすことのできないことである。単身世帯の増加や節水への取り組みなど、近年の水の使用状況の変化を踏まえ、水道料金の体系・水準のあり方については、よりきめ細かく、かつ、継続的な議論を展開する必要があると考える。

水道料金の徴収についても、様々な状況があるのは十分理解できるが、不公平がないように債権の徴収を確実にしていく必要があると言える。料金の徴収も、また、安定的な水道の確保に必要なことからである。

また、水道サービス協会との取引については、その妥当性を定期的に内部で検証することが必要である。協力関係を重視しつつも、他の事業者との公平性を考慮した取引を期待したい。

最後に、水道は、市民生活と都市活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、これを維持するためにも、監査結果を検討し、より一層の経営努力をしていくことを期待したい。